

那珂市議会全員協議会記録

開催日時 令和6年3月27日(水) 午前10時

開催場所 那珂市議会全員協議会室

出席議員 議長 木野 広宣 副議長 富山 豪
議員 榊原 一和 議員 桑澤 直亨
議員 原田 悠嗣 議員 鈴木 明子
議員 渡邊 勝巳 議員 寺門 勲
議員 小池 正夫 議員 小宅 清史
議員 大和田和男 議員 花島 進
議員 寺門 厚 議員 萩谷 俊行
議員 笹島 猛 議員 君嶋 寿男
議員 遠藤 実 議員 福田耕四郎

欠席議員 なし

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 会沢 義範 次長 秋山雄一郎
次長補佐 三田寺裕臣

会議事件説明のため出席した者の職氏名(総括補佐以上及び発言者)

市長 先崎 光 副市長 玉川 明
教育長 大縄 久雄 企画部長 渡邊 荘一
秘書広聴課長 海野 直人 総務部長 玉川 一雄
総務課長 加藤 裕一 総務課長補佐 小泉 友哉
行財政改革推進室長 桧山 和幸 税務課長 小林 正博
税務課長補佐 鈴木 正寿 市民生活部長兼危機管理監 平野 敦史
市民協働課長 秋山 光広 市民協働課長補佐 山田 明
保健福祉部長 生田目奈若子 社会福祉課長 高安 正紀
社会福祉課長補佐 坂本 武志 障がい者支援G長 会沢 雅子
こども課長補佐 水野 厚子 菅谷保育所長 工藤 裕子
主任保育士 丹能 裕一 介護長寿課長 萩野谷智通
介護長寿課長補佐 住谷 孝義 保険課長 横山 明子
保険課長補佐 小田部 信人 健康推進課長 玉川 祐美子
健康推進課長補佐 飛田 建 建設部長 今瀬 博之
都市計画課長 今野 貴元 都市計画課長補佐 金田 尚樹
開発指導室長 黒川 耕二 上下水道部長兼下水道課長 金野 公則
下水道課長補佐 秋山 洋一

会議に付した事件

- (1) 議会運営委員会委員長報告
 - ・議案等の追加について
 - ・令和6年第2回定例会会期日程(案)について…委員長報告のとおりとする
- (2) 追加予定議案等について
 - ・議案第29号 那珂市税条例の一部を改正する条例
 - ・議案第30号 那珂市監査委員の選任について
 - ・議案第31号 那珂市教育委員会委員の任命について
 - ・議案第32号 人権擁護委員の推薦について…執行部より説明あり
- (3) 那珂市公共下水道事業整備方針の策定について…執行部より説明あり
- (4) 第2期那珂市健康増進計画の策定について…執行部より説明あり
- (5) 第2期那珂市いのちを支える自殺対策計画の策定について…執行部より説明あり
- (6) 瓜連支所の組織配置再編に関する基本方針の策定について…執行部より説明あり
- (7) 台南市(台湾)と那珂市における友好交流協定締結について…執行部より説明あり
- (8) 第4次那珂市地域福祉計画の策定について…執行部より説明あり
- (9) 那珂市障がい者プランの策定について…執行部より説明あり
- (10) 那珂市高齢者保健福祉計画の策定について…執行部より説明あり
- (11) 令和6・7年度後期高齢者医療保険料率の改定について…執行部より説明あり
- (12) 那珂市国民健康保険第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画の策定について…執行部より説明あり
- (13) 那珂市地域公共交通計画の策定について…執行部より説明あり

(14) 菅谷保育所における個人情報の漏えいについて

…執行部より説明あり

(15) その他

・ 那珂市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

・ 政務活動費について

・ 4月の全員協議会の日程について

…事務局より概要説明

議事の経過 (出席者の発言は以下のとおり)

開会 (午前10時00分)

事務局長 それでは改めまして、おはようございます。

定刻となりましたので、全員協議会のほうを開催させていただきます。

本日は換気のため、廊下側のドアを開放して行います。

ただいまより全員協議会を開会いたします。

初めに、議長よりご挨拶をお願いいたします。

議長 改めまして、おはようございます。3月11日から始まりました議会も今日、明日、残り少なくなりました。今日、議案4件ほか審議する内容がございますけれども、議員の皆様には慎重なる審議を賜りますようお願いし、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

事務局長 ありがとうございます。

それでは、この後の進行は議長をお願いいたします。

議長 ご連絡いたします。

会議は公開しており、傍聴可能とします。また、会議の映像を庁舎内のテレビに放送します。会議内での発言は必ずマイクを使用し、質疑・答弁の際は簡潔かつ明瞭をお願いいたします。携帯電話をお持ちの方は、ご配慮願います。

ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、これより全員協議会を開会いたします。

会議事件説明のため、市長、副市長、教育長ほか関係職員の出席を求めています。職務のため議会事務局より事務局職員が出席しております。

ここで、議事に先立ちまして、市長が出席しておりますので、挨拶をお願いいたします。

市長 おはようございます。

本日の全員協議会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、平素より市政運営に特段のご配慮を賜り厚く御礼を申し上げます。

まず初めにご報告となりますが、先週の21日、菅谷保育所において、保育所配信アプリのシステム更新に伴い配布するIDとパスワードを記載した登録用紙を誤って別の保

護者に配付してしまい、個人情報漏えいするという事案が発生しました。議員の皆様には大変ご心配をおかけしました。申し訳ございませんでした。

個人情報の取扱いについては、日頃から作業手順の徹底に努めてきたところでございますが、このたびの誤配付を受けまして、より一層の緊張感を持って再発防止に取り組んでまいります。引き続きご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いいたします。

それでは、本日の全員協議会でございますが、ただいまおわび申し上げました個人情報漏えいの件のほか、追加提出する議案4件も含め計16件についてご説明させていただきます。ご協議のほどよろしくお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

議長 ありがとうございます。

それでは、これより議事に入ります。

議会運営委員会、大和田委員長より報告をお願いいたします。

大和田議員 議会運営委員会の開催及び経過についてご報告をいたします。

先ほど議会運営委員会を開催いたしました。

会議事件は、議案等の追加について、令和6年第2回定例会会期日程（案）についてであります。

執行部から議案4件が追加提出されました。明日、最終日の定例会本会議において日程に追加し、委員会付託を省略して採決を行うことに決定いたしました。

令和6年第2回定例会の会期日程（案）は、文書管理システムに掲載のとおり決定いたしました。また、この自治体議員のコンプライアンスの冊子を皆様の席にご配付してあるかと思いますが、熟読していただき、またこのコンプライアンスの研修を引き続きしてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長 委員長からの報告が終わりました。

何か確認したいことはございますか。

（なし）

議長 ないようですので、この件につきましては、委員長報告のとおり決定いたします。よろしく申し上げます。

暫時休憩いたします。

執行部は入替えをお願いいたします。

休憩（午前10時04分）

再開（午前10時05分）

議長 再開します。

続きまして、議案第30号 那珂市監査委員の選任についてから議案第32号 人権擁護委員の推薦について、以上3件について執行部より説明を求めます。

人事案件になりますので、プライバシーに配慮の上、審議をお願いいたします。

市長 議案第30号をお開き願います。

議案第30号 那珂市監査委員の選任について。

氏名を申し上げます。萩谷俊行。住所、生年月日は議案書のとおりです。

提案理由でございます。那珂市監査委員の木野広宣監査委員が令和6年3月9日をもって任期満了となったことに伴い、新たに委員を選任するに当たり、議会の同意を求めるものでございます。

続いて、議案第31号資料をお開き願います。

議案第31号 那珂市教育委員会委員の任命について。

氏名を申し上げます。長岡 秀雄。住所、生年月日、略歴は全員協議会資料のとおりでございます。

提案理由でございます。那珂市教育委員会委員の中澤 明氏が令和6年3月31日をもって任期満了となることに伴い、新たに委員を任命するに当たり、議会の同意を求めるものでございます。

続いて、議案第32号資料をお開き願います。

議案第32号人権擁護委員の推薦について。

氏名を申し上げます。順不同となります。阿久津 利江、綿引正美。住所、生年月日、略歴は全員協議会資料のとおりです。

提案理由でございます。令和6年6月30日で任期満了を迎える阿久津利江氏を引き続き人権擁護委員の候補者として、また、新たに綿引 正美氏を人権擁護委員の候補者としてそれぞれ法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。

ご意見、ご質疑はございませんか。ただし、プライバシーに関する件にはご配慮をお願いいたします。

(なし)

議長 質疑を終結します。

暫時休憩いたします。

執行部の入替えをお願いいたします。

休憩（午前10時08分）

再開（午前10時09分）

議長 再開します。

続きまして、議案第29号 那珂市税条例の一部を改正する条例について、執行部より説明を求めます。

税務課長 税務課長の小林です。ほか2名が出席をしております。よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第29号をご覧ください。

議案第29号 那珂市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。
提案理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令が令和6年2月21日に公布されたことに伴い、那珂市税条例の一部を改正するものです。

改正内容として、令和6年能登半島地震の個人住民税に係る雑損控除の特例措置を追加する改正となります。令和6年1月1日に発生した地震について、納税義務者の選択により、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、令和6年度住民税へ雑損控除を算入することができるというものです。

具体的には、令和6年1月1日に発生した能登半島地震により被害を受けた住宅や家財、車両の損失の金額において、本来であれば令和6年分所得税の確定申告、令和7年度住民税において雑損控除が適用されることとなりますが、今回、納税義務者の選択により、令和6年度住民税において雑損控除の特例を適用できることとなります。

能登半島地震では広範囲において生活の基礎となるような家財や生計の手段に甚大な被害が生じておりかつ災害発生日が1月1日と、令和5年分所得税の課税期間に極めて近接していること等の事情を総合的に勘案し、臨時異例の対応として、今般の災害による損失に係る特別な措置を講ずることとなりました。

次のページ以降につきましては、条例の改正文、新旧対照表、改正する条例の概要の順になっておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

なお、施行期日につきましては、公布の日から施行となります。

税務課からの説明は以上になります。よろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。

ご意見、ご質疑ございますか。

笹島議員 ちょっと分かりづらいんですけども、那珂市と、何で能登半島が関係あるのかな。

税務課長 地方税法の改正によりまして、住民税に算定することができる。1月1日現在で住民票がある方が万が一、そちらの能登半島地震により被災を受けた土地、家屋がある場合は雑損控除の適用が受けられるということになります。

議長 ほかございますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長 質疑を終結します。

追加議案の説明については以上となります。

ただいま説明のありました追加議案の質疑、討論の通告締切りは本日の5時までとなりますので、ご承知おき願います。

暫時休憩いたします。

執行部の入替えをお願いいたします。

休憩（午前10時13分）

再開（午前10時14分）

議長 再開します。

続きまして、那珂市公共下水道事業整備方針の策定について、執行部より説明を求めます。

上下水道部長兼下水道課長 上下水道部長兼下水道課長の金野です。ほか2名の職員が出席しております。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、全員協議会資料、那珂市公共下水道事業整備方針の策定についてをご覧ください。

那珂市公共下水道事業整備方針の策定について。

1、概要でございます。

このたび中長期的な取組としての那珂市公共下水道事業整備方針を策定したのでご報告するものです。

2、経過。

経過につきましては、昨年9月の全員協議会において整備方針の策定（案）を報告しておりますが、本日はそれ以降についてご説明いたします。

10月17日に下水道事業審議会を開催し、整備方針について答申をいただきました。詳しくは後ほどご説明いたします。

11月6日に庁議において整備方針の決定、12月8日から1月10日にパブリックコメントを実施いたしました。ホームページ等による閲覧回数は100件でございましたが、意見はございませんでした。

また、2月24日、25日、3月2日に市民説明会を実施いたしました。こちらについても後ほどご説明いたします。

3、内容についてですけれども、2ページをお願いいたします。

那珂市下水道事業審議会に下水道事業整備方針について、9月27日に諮問いたしました。

3ページをお願いいたします。

10月17日開催の下水道事業審議会において、下水道事業整備方針については原案のとおりとすることが妥当であるとの回答を受けましたが、附帯意見が3件ほどございました。1点目については、市民に分かりやすく丁寧な説明を求めるものです。2点目につきましては企業債残高を注視しながら適正な事業運営の上、計画区域の速やかな概成を求めるものです。3点目は、安定した経営には接続率が直結することから、接続率向上を求めるものです。

4ページをお願いいたします。

こちらは全員協議会及び下水道事業審議会からの意見を反映したことによる修正、変更

箇所になります。

次に説明いたします整備方針資料の変更点のページ内容修正理由になります。なお、この修正による選定区域の変更はございませんでした。

6 ページをお願いいたします。

那珂市公共下水道事業整備方針になります。変更点についてご説明いたします。

8 ページをお願いいたします。

中段になります。

4 の区域の条件の設定、(1) 施設の効率性において、ウ、汚水処理人口普及率向上見込を新規に追加いたしました。こちらにつきましては、くみ取り世帯や単独処理浄化槽については速やかな転換が望まれることから、評価の対象とすることが望ましいのではないかとの意見もありましたので、優位度として評価いたしました。

続きまして、(2) の経営の安全性においては、ア、収入額（下水道使用料収入見込額）については記載の変更はございませんが、人口密度がヘクタール当たりであったことから、収入額も同様にヘクタール辺りに見直しました。

9 ページをお願いいたします。

5、区域選定条件による区域の優位度になりますが、先ほどの2点に伴う点数合計及び優位度の変更になります。繰り返しとなりますが、選定区域についての変更はございません。

10ページをお願いいたします。

中段になります。

7、選定区域（事業計画拡大区域）、表3、選定区域等一覧表については、点数合計により優位度6以下の区域が変更となっております。

11ページをお願いいたします。

8、添付資料、資料4として事業スキームを新規に追加しました。

12ページをお願いいたします。

資料1、図面1については、凡例の字句の修正を行いました。具体的には、赤い区域とピンクの区域の考え方をお示ししております。

14ページをお願いいたします。

資料3、表2の2、区域の選定条件による区域の優位度検証については、汚水処理人口普及率向上見込の追加と、収入額をヘクタール当たりにしたことから、点数合計と優位度の変更がありましたので、修正いたしております。

1 ページへお戻りください。

4、市民説明会の実施についてでございますが、実施日時、開催場所、参加者を記載しております。参加者は少数ではございましたが、整備コストが非常に高い公共下水道事業に関心のある方が参加されておりました。参加者からは、居住エリアが広い那珂市に

おいては、全ての区域を公共下水道で整備することは現実的ではないのではないかと、このような整備方針による見える化によって、合併処理浄化槽の整備が進むことを期待するといったようなお話をいただいております。

説明は以上となります。どうぞよろしくお願いたします。

議長 執行部より説明が終わりました。

ご意見、ご質疑ございますか。

大和田議員 8ページの先ほど汚水処理人口普及率向上見込を追加したということなんですけれども、よく分かりません。

上下水道部長兼下水道課長 お答えいたします。

これから公共下水道を整備するに当たりまして、生活されている方の今の現状、くみ取り槽であったりとか、単独処理浄化槽であったりとかという、その状況を確認させていただきまして、そういう方については転換をすることがスムーズにいくのではないかと、いうところがございますので、そういう方が多く住まわれているかについては評価が高くなったという形になります。

大和田議員 その評価というのが9ページの優位度の点数というか、これゼロとか1とか2となるということですか。その転換、合併処理浄化槽の人口が多くてという形ですか。その接続ができそうだということという意味でよろしいですか。

上下水道部長兼下水道課長 おっしゃるとおりでございます。

大和田議員 今、現状がこうだということで、これ将来におけるそういった見込みは点数化はされていないという感じですか。例えば開発が進んで、ここに下水道があれば、その開発が進むとか、そういった将来性を見込んでという、そういった点数はつけてはいないという感じですか。

上下水道部長兼下水道課長 お答えいたします。

令和3年の全体計画見直しの方針という形で、これから公共下水道を整備していくところが望ましい区域の選定をさせていただきました。その際には、やはり将来を見込む開発計画があったりとか、那珂市の計画があったりというところは、公共下水道を整備することが望ましいというふうに残しておりますけれども、今回またその中について一歩踏み込んだ形での整備をするところを優位度をつけたという形になります。

大和田議員 何かそんな感じだったというのは記憶にあるんですけども、この整備計画、今回のやつというのは、見直しとかというのは何年スパンとかであるんですか。

上下水道部長兼下水道課長 お答えいたします。

下水道の整備については莫大な費用と時間は長期にかかるということから、今回の選定につきましては、おおむね5か年で整備が可能な区域を選定しております。残ったところについてはまた5年後の区域の拡大、またさらに5年後の区域の拡大と、3年スパン、15年のスパンで今回の18地区についての整備を完了したいというふうに考えております。

議長 ほかごございますか。

遠藤議員 13ページで、この区域の位置図で修正を若干行ったという説明でしたが、もう少しご説明をお願いします。

上下水道部長兼下水道課長 お答えいたします。

区域の修正はございませんでした。評価の修正という形になりますので、特に区域の修正はございません。

遠藤議員 修正の内容を教えてください。評価の修正というのはどういう内容ですか。

上下水道部長兼下水道課長 失礼いたしました。

前回の9月の全員協議会においてからの変更点については、今回この13ページにおきまして括弧でくくっている、四角でくくっている区域についての変更点というものはないんですけれども、緑でくくられているところが今回区域の拡大する、整備を行っていくという区域になったわけですけれども、そちらの区域についての順位が変わった形ではないんですけれども、黄色いところの区域が順位が若干変わったという修正となっております。

以上でございます。

遠藤議員 じゃその内容を教えてください。どこがどう変わったんですか。

上下水道部長兼下水道課長 お答えいたします。

資料でいきますと、10ページのほうをお願いいたします。

10ページの表3の選定区域の一覧表というのがございます。その中で、優位度1、2、3、6という、その左側に順位があるかと思うんですけれども、その部分については前回の9月からの修正点となっております。その資料が、前回の資料をちょっと今日ご用意はしていないのですけれども、そこについての選定、整備をするという選定区域についての5地区の変更はございませんけれども、細かいところが若干修正になっているんですけれども、前回の資料がちょっと今日ご用意していないので、大変申し訳ないです。ちょっとそこで説明が詳しくできないです。すみません。

遠藤議員 じゃ修正というのは、場所が変わったわけでもないし、優先度が変わったわけでもないけれども、優位度の例えば数値的な若干修正が加わったというようなレベルであるから、大した修正ではないというふうに理解をしていいということになるんですか。

上下水道部長兼下水道課長 すみません、大変申し訳ないんですけれども、そのような形になります。

遠藤議員 じゃもう1件、今回、15ページにスキームが示されていますけれども、ここもちょっとご説明をお願いします。

上下水道部長兼下水道課長 先ほど大和田議員のほうからもあった話と重複はするのでございますけれども、今回、まずその図面の中でいくと青色にくくっているところが、今まさに整備をしている区域3地区、額田東郷であったりとか、後台西地区、富士山地区とい

うところであるんですけども、そちらが令和8年度には終わるといような絵になっております。

それで、今回5地区の区域を拡大させていただきましたけれども、そちらについては、その真ん中の中段にある緑で、赤の中で緑でくくっているところの大体の整備のスキームになっております。残りの12区については下段になりますけれども、そちらもまた2つにくくりながら、大体おおむね5年、5年という形で、先ほど申した15年の中で概成をさせて進めるといような絵になっているという形になります。

以上でございます。

遠藤議員 人口構成等々も考慮してということでありましょうが、これはどんどん新しく整備をしていくという計画でありますけれども、一方で、更新をしていかなきゃいけないという意味で、メンテナンスもいろいろとあると思うわけですね。そういったところを考慮に入れての新しいものをつくっていくスキームになっているんですか。

上下水道部長兼下水道課長 お答え申します。

今、供用開始されている菅谷地区なんかも更新時期というのは必ず来ますので、そちらのほうについても考慮しながらの計画となっております。

議長 ほかにございますか。

渡邊議員 すみません、15ページなんですけれども、那珂市公共下水道事業のスキームなんですけど、まず、次回やる予定の地域ということで、緑色で囲まれた地域の話は分かりました。その後、2期目、3期目という形で事業を進めていくんでしょうけれども、例えば2期目の区域選定を行うというのが令和10年に予定されていると思うんですが、この前段に、令和9年のときに、この区域の住民の方々の意識調査、もしくはこの候補地が実情どうなっているのかというのを再調査してみてもどうかと思っています。要は、説明会をやったり、パブコメをやったりなどして、この中に実質整備が必要なところ、下水道に加入をしたい人、この辺をもう一度精査をしていただいて、区域の最終決定をしていただいたほうが効率的にいいのかな。要は無駄な投資が省ける可能性もありますし、必要のないところをして、要は高い分担金をかける、負担金をかけるような形になったときに、その方々に大きな負担を求めるのがありますので、この辺はきちんと意向を再度確認をして、エリアの設定をしていただければ、より効率のいい整備ができるのかなと思います。これは2期目だけではなく3期目、最終になる区域についても設計期間の前にも同じようにしていただいて、本当に整備が必要かどうかを決定した上で事業を進めていただければと思います。

私からは以上です。

上下水道部長兼下水道課長 ご提案ありがとうございます。

我々も接続率については非常にもうこれからの下水道事業の一つの重要な考えのといものでございますので、今のご提案がありました、今回の拡大に当たって、その現状、

状況について、接続状況についてのアンケート等も踏まえながら、次回の区域の拡大には進めたいと思っております。ありがとうございます。

議長 ほかがございますか。

寺門厚議員 12ページ、13ページなんですけれども、色分けで進行状況が分かるようになっていますが、今回、説明会も開催してもらいましたが、非常に参加率が少ない。市民の方にはほとんど来ていただけていない状況なので、じゃこの計画、方針全体が市民の皆さんにご理解いただけたかどうかというのが非常に不安なんです。

この色分けでいうと、赤とピンクがこれからこういう下水道でやっていく地区ですよということ、黄色の地区は合併浄化槽でいきますよという話ですよ。この辺の理解をきちんとしていただくようにもう一遍説明会をきちんとしていただきたいと思います。本当はこの地区の対象者宛てに直接案内状を出して呼びかけをしていただけたらというふうに思います。回覧とかホームページで流して、じゃ来てくださいねとっておしまいにしないでいただきたい。そこはきちんとしていただきたいと思います。

それと、もう一つは整備をしていって、接続をしてくださいねというお願いもきちんとしていただきたいと思います。これからどんどん人口が減っていきますので、この計画地区についてはさらにその度合いが激しくなるわけで、本当に、先ほど渡邊議員からもありましたように、せっかくお金かけて整備をして、いや、もう要らないですという話になっちゃうと、非常にお粗末な話になりますので。その辺も併せて整備のほうを進めていただきたいと思いますというのと、もう一つは、この地図でいうと、これからやる地区については区域指定で市街化区域に指定しているのがほとんど入っていますので、じゃそこに対しての、人口が減る一方で、来る方はどうなのというところもね、これは担当課じゃないんですけれども、そちらのほうも併せてね、定住移住者の増というの、これはやっていけないので、そちらのほうも併せてお願いしたいということをお願いしておきます。

以上です。

議長 要望でいいんですね。

ほかにございますか。

原田議員 すみません、素朴な疑問なんですけれども、菅谷・杉区域と杉地域で分かれているのは、どういった境目で分かれているのか教えていただきたいです。

上下水道部長兼下水道課長 ある程度、地域というか、生活、居住スペースのその家が建っているところをある程度くくった形になっております。やはり杉といっても、一つの区切りとしては大きい地区になってしまいますので、そこをある程度細分化したという形になっております。

原田議員 市街化区域と市街化調整区域で分かれているという認識でよろしいですか。

上下水道部長兼下水道課長 市街地につきましては、公共下水道についてはもうおおむねほぼ

終わっている形になりますので、今現在、公共下水道を整備しているのは市街化調整区域になっておりますので、こちらの区域が全て市街化調整区域という形になります。地区で色分けしていると。例えば赤いところにしても、ピンクのところについても黄色い色分けについても、市街化調整区域という形になっております。

原田議員 ありがとうございます。

既に下水道が通っているところに近いところから優先されてということで理解すればよろしいですか。

上下水道部長兼下水道課長 おっしゃるとおりでございます。

議長 ほかがございますか。

小宅議員 すみません、13ページの青い地区についてちょっと教えていただきたいんですけども、都市下水、農業集落排水、あと合併浄化槽もあるのかと思うんですが、この青い地区はどういう形での今、整備が進んでいるところなんですか。

上下水道部長兼下水道課長 図面上でいくと青、ブルー色の地区のことを言われているのかと思いますけれども、こちらについては今、現段階、公共下水道の整備を行っている地区になっております。整備については、先ほど答弁させていただいたとおり、令和8年度には概成になる予定でございます。

小宅議員 そうすると、これ戸多とか額田北郷のほうになるんですか。とかというのはもう何ですか、一つの島になってしまっているじゃないですか。これを都市下水まで引っ張ってくるという事業なんですか。

上下水道部長兼下水道課長 具体的にその地区名、戸のほうと額田東郷になるんですけども、この地区についてはもうほぼほぼ、戸については今年度もう全て終了いたしまして、竣工検査も終わりました、今年度で終了と。額田東郷につきましては、来年度の工事をもって終了という形で予算化しております。残ったところが後台、この図面上ですと下のほうになりますけれども、こちらの後台と富士山のほうになりますけれども、そちらは鋭意進めている状況で、公共下水道という整備になってございます。

小宅議員 実際この戸とか額田東郷とかって、接続率って実際どうなんですか。

上下水道部長兼下水道課長 まだ工事をやっている最中でありまして、接続率についてはまだ40%台というちょっと低い数字ではございますけれども、先ほど寺門議員からも、接続についての話もございましたけれども、受益者負担金という説明会を必ずやっているんですけども、そちらについての接続のお願いというのはしっかりと説明させていただきながら、鋭意その接続についての説明をさせていただきながら、ご協力をいただいているところでございます。

議長 ほかがございますか。

渡邊議員 すみません、ちょっと先ほど漏れてしまって申し訳ないんですけども、平成元年から下水道の供用開始が始まりまして、ようやくあと15年でめどの一つが見えてきたの

かなというところで、大変喜ばしい話だと思います。

先ほど遠藤議員のほうから話がありましたように、維持管理等がこれから大きな課題になってくるのかなと思います。特に維持管理で費用がかかっているのが、集落排水で整備した処理場の維持費、これが莫大な費用がかかっていると思います。今後、ある程度めどが立ったのであれば、その処理場を公共下水道に接続して、極力、維持管理費を浮かしていくというような経営スタンスのほうもちょっと検討していただければなと思います。

以上です。

議長 ほかがございますか。

鈴木議員 すみません、素朴な疑問なんですけど、13ページの縮小となる区域って、黄色いところというのはご説明いただけますか。

上下水道部長兼下水道課長 もともと計画の中で公共下水道で整備をしていこうという計画地でした。その当時でいきますと、やはり右肩上がり人口増というところと、あと生活排水の向上というところで、居住区域を全て公共下水道でいこうという計画を当初は持っていました。しかしながら、今の排水整備というのは、合併処理浄化槽というのも下水道のアイテムの一つでもございますので、合併処理浄化槽での整備と公共下水道での整備と2つでの整備を進めているところですけども、先ほどほかの議員のほうからも区域の指定というお話しもあったと思いますけれども、やはりその区域の指定をしていたところについては、人口も伸びていくところも想定できますけれども、若干、今整備しているところが市街化調整区域というところがございますので、どうしても計画区域、那珂市の計画があるような区域でないところについて、公共下水道でこのまま行っていくとなると、先ほどもほかの議員からもありましたとおり、更新事業というところも出てきますので、全てにおいてやっていくことがなかなか難しいというところでもありますので、どうしてもその黄色のところについては公共下水道ではなく合併処理浄化槽の区域として進めたいという形になっております。

鈴木議員 じゃもともとやろうとして想定していたけれども、いろいろの判断で、やっぱりやめていこうというか、ということよろしかったですか。

上下水道部長兼下水道課長 おっしゃるとおりでございます。

議長 よろしいですか。

笹島議員 いつも思うんですけども、これね、公共下水道ってどこでもやってほしいって言うんですけども、費用対効果があるんですね。本当に都市化されて密集したらペイできるんですけども、もう一つ、先ほど寺門議員が言っていた接続しない人もいますよね。要するに宅外、宅内でって、非常に費用がかかるんでね。やってみて初めて、えこんなにかかるのといってそのまま放置するという。3年間やらなきゃいけないという義務あるんですけども、ペナルティーもないということで。せっかく公共事業をやっ

ておいて、相当な金額かかるんでね。そのままサービスも受けられないということの差が出てきちゃう。それからもう一つ、合併浄化槽というのがあるんでしょう。これあまり普及していないように感じるんですけども、その点どうなのかと、あと、農業集落排水ってあるでしょう、これ。管轄が違うからね。ですから、でも、3種類あるんで、結構ね、この3種類をうまく使い分ければいいようなものを何が何でも公共下水というわけじゃないんでね。そういうところをやっぴりいろいろ考えてやっているのかな、今言っていたコスト意識というの。やっているよね。やっているからあれですけどもね。すみません、再確認をお願いします。

上下水道部長兼下水道課長 ありがとうございます。

資料のほうで16ページのほうをちょっとご覧いただきたいと思います。

笹島議員のほうからも、普及についての話がございました。公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽、こちら3つでの本市における汚水処理人口普及率の推移を載せてございます。平成31年3月31日末から令和5年度末までの5か年についての推移を載せさせていただいておりますけれども、順調に、合併処理浄化槽自体の率的にはそんなに伸びて、並行ですけども、やはりそれは公共下水道で整備しているところが合併処理浄化槽が転換になったりとか、あとは新規で入っていく方への合併処理浄化槽であったりとかというのがありますけれども、そこはあまり変わらないですけども、公共下水道事業についての率も上がってきております。農業集落排水につきましては、事業が完了しているので、ここは横ばいというのは当然ではございますけれども。汚水処理人口普及率は当初、平成31年については県の平均よりも下回ってはございました。ところが、昨年あたりから県のほうの平均よりも上回るような形で。これは、やはり公共下水道の整備のみならず、合併処理浄化槽のほうも、パーセンテージはそんなに伸びていない感じですけども、普及を、補助率の拡充をしたことによって転換されている方も非常に多くなっておりますので、生活排水の向上というのは上がってきているというふうになっております。

笹島議員 生活排水の向上というのは、これ分かりますけれども、その反面、人口が減ってきていますよね。これ地域によって全然違うと思うんですよね。菅谷地区のある部分だけは増えているんですけども、同じ菅谷地区でもある部分は減ってきていると。ある部分って、すごく地域とか地区によって全然違うと思うんですよね。それ予想を立てながらやっているのかということをちょっと再度お願いします。

上下水道部長兼下水道課長 今回の選定区域18地区でございまして、やはりそこはこれからも公共下水でやるべきということが望ましいというところですので、議員おっしゃるとおり、人口動態という、ある程度、他の地区と比べるとそこはしっかりと下水道の経営も成り立つというところを選定しておりますので、そのような形になっております。

遠藤議員 審議会のほうからのご指摘あった、やはり接続率ね。これ各地域によって数字は出ていると思うんですけども、計画にどこか数字って出ているのありますか。

上下水道部長兼下水道課長 各地区ごとのデータというのは、当然それは出てはいますけれども、那珂市の今の状況の接続率は89%になっております。

遠藤議員 市の全体のトータル89%、地域に応じての接続率をちょっと把握したいなというふうには思っているんですが、そういったものというのは我々議員には提示していただけるようなものなんでしょうか。

上下水道部長兼下水道課長 今日ちょっと資料は持っておりませんが、そういうご要望がありますので、データは持っておりますので、後で議員の皆さんに配付させていただければと思います。よろしいでしょうか。

議長 なければ、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

執行部の入替えをお願いいたします。

休憩（午前10時45分）

再開（午前10時46分）

議長 再開します。

続きまして、第2期那珂市健康増進計画策定について、執行部より説明を求めます。

健康推進課長 健康推進課長の玉川です。ほか関係職員2名出席しております。よろしく願います。

それでは、全員協議会資料、第2期那珂市健康増進計画の策定についてをご覧ください。

市では、市民が健康づくりに取り組み、健やかに生活が送れるよう、健康増進施策の推進を図ってまいりました。現計画の計画期間が令和5年度をもって終了するため、令和6年度から令和11年度までの6年間で計画期間とする第2期那珂市健康増進計画の策定をいたしましたので、報告をするものとなっております。

1、パブリックコメントの結果について。

令和5年12月の全員協議会におきまして、計画策定の中間報告のほうをさせていただいておりますが、その後の経過となります。

(1) パブリックコメントの実施期間は、令和6年1月10日から2月6日までとなっております。

(2) パブリックコメントの閲覧できる場所としましては、健康推進課窓口のほか、瓜連支所窓口、市立図書館行政資料コーナー、市ホームページ等となっております。閲覧数としましては73件でありました。

(3) 計画に対する意見、質問等の提出につきましては、ございませんでした。

(4) パブリックコメントによる計画の修正につきましては、特にございませぬ。

本日なんですけれども、製本しました計画書につきましては、議会事務局内の各議員の

区分棚のほうに配付をさせていただいております。後ほどご確認をいただければと思っております。また、この後、計画の策定の報告のほうが保健福祉部内で続いてご説明をさせていただくようになっておりますけれども、各課の計画につきましても同じように区分箱のほうに入れさせていただいておりますので、ご確認をよろしくお願いいたします。

計画の概要につきましては、概要版にてご説明をさせていただきますので、2ページのほうをご覧ください。

市民が健康づくりに取り組み、健やかに生活できる社会の実現のために、平成30年3月に那珂市健康増進計画を策定し、健康増進施策の推進を図ってまいりました。引き続き市民の健康増進を図るために基本理念を「あなたがつくる みんなでつくる ずっと生き生き暮らせるまち」としまして、令和6年度から令和11年度の6年間、計画を推進してまいります。

計画の目標につきましては、健康寿命の延伸といたしまして、その下に3つの基本方針を載せてありますので、ご覧いただければと思います。

3ページをお願いいたします。

3ページ中ほど、半分下につきましては、目標を達成するための施策として8つに項目をまとめまして、施策ごとの目標と健康づくりのために市民がそれぞれで取り組んでいただくこと、地域の関係団体が取り組むこと、行政が取り組むこと、こちらに分けて主な取組を記載しております。

まず施策1ですが、栄養・食生活になります。

現在、食を取り巻く環境というのは大きく変化してきておりまして、家庭で食材を調理しなくても利用できる便利なものも多く出回るようになっております。それによりまして、野菜の摂取不足や食塩・糖分の摂取過多など、栄養の偏りやエネルギーの過剰摂取など、生活習慣の発症につながるものが多くあります。このことから目標をバランスの取れた食事をとりましようとしまして、その以下に取組のほうを記載しております。

施策2につきましては、身体活動・運動になります。

新型コロナウイルス感染症の拡大以降、これまでの生活、行動がかなり制限された方も多くなりまして、社会的な活動は戻ってきておりますが、身体活動量は以前に比べて低下している方もまだまだいらっしゃる傾向がうかがえます。こういったことから、目標を週1回以上の運動習慣を身につけましようとしまして、取組を以下に記載しております。

施策3につきましては、歯と口の健康になります。

虫歯や歯周病は予防ができる病気です。治療のためだけに歯科医に通うのではなくて、生涯を通じた歯や口の健康を維持するためにご利用いただくこともとても大事なことと考えております。このことから、目標は、かかりつけ歯科医を持ちましようとしまして、

以下にその取組を記載しております。

施策4は、休養・こころの健康です。

日々の生活におきまして睡眠を含めた休養は次の活動に向けた気力や体力を養う効果があります。また、現代は、そうはいつておりましても、便利な生活ができておりますが、かなりストレスを抱える社会環境も大きな問題となっているところだと思えます。このことから、ここの目標につきましては、十分な睡眠や休養をとりましょう、こころの不調があるときは相談をしましょうとしまして、取組を以下に入れてあります。

下段になりまして、施策5は、飲酒・喫煙になります。

多量の飲酒や喫煙は多くの病気の発症につながりますので、目標を過度な飲酒や喫煙を控えましょうとしまして、取組のほうを以下に入れてあります。

施策6、7につきましては、生活習慣病である糖尿病や循環器病の発症予防と重症化予防になります。健診の結果におきまして、血糖の異常者が増えているような状況が見られております。また、循環器病は心臓病や脳卒中などになりますが、本市においてはがんに次ぐ死亡原因となっていることから、発症予防、重症化予防に取り組む必要がございます。このことから、それぞれ高血糖を予防しましょう、心臓病の発症を予防しましょうとしまして、それぞれの取組を以下に記載しております。

施策8につきましては、がんの予防と早期発見になります。

がんの発症には、現在、生活習慣やウイルスの感染などが関係していることが分かってきております。ほかの生活習慣病と同様に発症予防が大切となってきました。また、がんの死亡率を下げるために検診による早期発見、そういったことに努めることも大切なことであります。このため目標をがんの予防と早期発見としまして、取組を記載しております。

この概要版のほうには記載をしておりますませんが、計画書の中にはライフコースにおける健康づくりとしまして、各ライフコースごとに、こちらに記載してあります市民の取組をまとめまして、市民が生涯にわたって健康づくりに取り組むことを推進していきたいと考えております。

今後は市民と地域と市がそれぞれの主体性を持って健康づくりに取り組めるよう、関係機関や庁内関係各課と連携を強化しながら健康増進施策を推進してまいりたいと考えております。

それでは、資料1ページにお戻りください。

今後の予定になりますけれども、本日のこの全員協議会での報告の後、ホームページにおきまして、計画策定の公表のほうをしてまいりたいと考えております。

説明は以上になります。よろしくお願ひいたします。

議長 執行部より説明が終わりました。

ご意見、ご質疑ございますか。

小宅議員 3ページなのですが、大変お疲れさまでございました。

5番、飲酒・喫煙、地域の取組、20歳未満の人にたばこや酒を売らない、これは法律だと思えるんですけども、これは地域の取組ということなんですか。

健康推進課長 法律上、やはり20歳未満の未成年者にそういったものを売らないというのは決められていることでもあります。もちろんそういったことで各店舗等では気をつけていらっしゃるとは思っておりますが、それでも自販機ですとか、いろいろな場面でそういうのを見かけたら、地域の皆さん、お店の皆さんも声をかけたりしながら注意をさせていただきたい、売らないでいただきたい、そういったところを呼びかけていきたいと考えておまして、こちらのほうには入れさせていただきます。

小宅議員 お酒もたばこも、今は自販機ほとんどないとは思えます。でも、勧めない、売らないということを地域に啓蒙しましょうということなら、それはそれでいいかと思えるんですけども、それ以上に聞きたいのは、各項目に行政の取組というのがあるんですけども、やはり市民からすると、じゃ行政はこれ何してくれるんだということだと思うんですよ、具体的に。例えばがんの予防検診とかっていったら、じゃこれ検診に助成金出していただけるのかとか、歯と口の健康といったら、じゃ歯医者に検査に行くのに何か助成があるのかとか、そういったところがまず市民って一番気になるかと思うんですが、具体的なダイレクトなものというのはあるんですか。

健康推進課長 健診につきましては、市の健診を受けていただくときに、がん検診でしたらばがん検診の種類に応じまして、大体、委託料の3割程度、市のほうが助成をしております。そういったところで検診を受けていただくことを勧めております。また、口腔の健康につきましては、歯周病検診というのを市の歯科医師会のほうに委託をしまして、市内の歯科医院のほうで歯周病検診のほうができるようになっております。ただ、それにつきましては全員ということではなくて、ちょっと対象を年代で区切らせてはいただいておりますが、それにつきましても助成を市のほうが行っておりまして、歯周病検診に関しましては自己負担が500円でできるといった形で、皆様が受けていただきやすいような環境は調べております。

以上です。

小宅議員 それは国保の方だけですか。

健康推進課長 歯周病検診につきましては、国保、社保、関係なく40歳以上の5歳刻みで実施をしておりますので、75歳までの5歳刻みで実施をしておりますので、保険には関係はしていません。

議長 ほかがございますか。

大和田議員 健康推進課かどうかちょっとあれなんですけれども、7番のAED設置の推進というところ、具体的に何を、7番の一番下ですか。

健康推進課長 AED設置につきましては、こちら項目のほうで循環器病の発症予防、重症化

予防ということで、目標のほうを心臓病の発症予防をしましょうということなんですが、循環器疾患で対応に当たる、ご自宅とかそういったところだけで発症するものではないので、社会の中でいろいろなところで万が一、施設等で急に倒れた方がいらっしゃるかなれば、今、店舗でもそうですし、市の中の各施設のほうでもAEDの設置をしておりますので、そういったところの使い方につきましても消防本部のほうで研修のほうはさせていただいておりますが、そういったところで広く健康推進課としても広めていきたいということで、こちらのほうには入れてあります。

以上です。

大和田議員 設置場所も私よく分からない、市の施設なんかにはあるかと思うんですけども。

地域の公民館とかそういったところには設置してあるんですけど。

健康推進課長 申し訳ありません。各地域の公民館等に設置をしてはいないと思われま。

大和田議員 という設置の推進というのであれば、そういった公民館とかに助成なりとか、あと各施設なんかに助成なんていうのも考えてどうなのかな、推進するということであればどうなのかなというのをちょっとお伺いしたい。

健康推進課長 AEDの設置につきましては、健康推進課が単独でやることではないので、関係する消防本部ですとか、また、地域の公民館に置くということは、地域の皆様の中で使っていただく、活用していただく、そういった周知も必要になってまいりますので、今すぐこれをやろうということではなくて、この計画期間の中で関係する方々と検討させていただきながら、何ができるのかということをお話をしながら考えていきたいと思っております。

以上です。

大和田議員 設置にもお金がかかることだから、なんですけれども、地域にお金がないですとか、個人ではないけれども、企業とかでも設置したいけれどもお金がないなんていうところもあると思うので、推進というのであれば、そういったものも関係各所と相談しながら進めていただけたらと思います。

以上です。

榊原議員 すみません、大和田議員のちょっと追従になります。AED設置の推進や設置場所の周知ということで、AEDの講習に関しては、あらゆる場面で何回か皆さんやられているかと思えます。実際のところ、講習の中でね、あなたAED持ってきてくださいみたいなふうにするんだけれども、AEDの設置場所というのが、正直いったら自分の地域でも分かっていないことのほうがやはり多いんです。ですので、この周知ですかね。いつ何どきこれを使用する機会というのが訪れるか分かりませんから、そのためのものですから、そういう意味では、周知は、これは行政側のほうでやるべきことなのかなという提案的な話にはなっちゃうんですけども、そこはちょっと早期にお願いしたい案件かなと思っております。

以上です。

議長 要望でよかったですか。

榊原議員 要望で。

遠藤議員 この健康増進計画、全般的な概要ですけれども、この内容って大体どこの市町村でも同じような内容なんだろうと思いますが、那珂市において特徴的なものがあるかどうかということでは、那珂市なんかは、例えば老若男女、非常にバランスの取れた人口構成であったり、通勤通学はまさしく近隣にね、すぐ行ける、そんなに負担がかからないような生活ができる街かなというふうに思っていますが、この那珂市において全体的にみんなを健康でいていただくための計画をつくるわけでありまして、計画の第一の目標は健康寿命の延伸ということでもありますけれども、ちょっと特徴的なものがもしあれば、まず教えてください。

健康推進課長 特に那珂市独特の、今、議員がおっしゃられたように那珂市独特の何か健康に関する特徴があるのかと言われますと、そこまで近隣の市町村、県内で見たときに悪い状況というわけではありません。ただ、以前に比べまして、健診結果等におきまして生活習慣病につながりますような血糖ですとか血圧ですとか、そういった数字の異常のある方が以前より増えております。また、そういったところが重症化しますと、心臓病ですとか心筋梗塞ですとか、脳卒中等で命を脅かすような重症した病気につながりますし、茨城県全体としまして、心筋梗塞で亡くなられる方が多い現状があります。そういったところを少しでも減らしたいというところを、それを思って健康寿命の延伸につなげていきたい、そういったところは考えております。

健診を受ければいいのか、ただそれだけではなくて、ふだんからの日常生活というのもとても大事だと考えております。よく減塩につきましては、県のほうでも、茨城県としまして減塩対策として取り組んで、全市町村も同じようにそこについては取り組んでおりますが、減塩だからといって、それだけをやっていたんでは健康にはなりませんので。食に関しましては全て、先ほど説明の中でも申しましたが、いろいろな便利なものがある反面、選び方について、どうやって自分に合ったものを選んでいくのか、自分の体の状態を知った中でしていくのかということがとても大事だと思っておりますので、そういったところについても周知を今まで以上にやっていきたいということは担当のほうと話をしております。

以上です。

遠藤議員 すばらしいご答弁で、ありがとうございます。

ただ、この健康増進に関して、前にもちょっとご提案したことがあるんですが、那珂市はすごく特徴的な市なんですよ、すごく、ここの観点でいうと。未成年、たばこ吸っちゃいけないというようなことになっておりますが、これは誰がつくった法律かという、那珂市出身の根本正先生がつくった禁煙法があるから、禁煙・禁酒法ですね、未成年。

これがあるからなんですよね。日本全国あまねく子供がたばこ、もしくは酒の害から守られているのは。

そういった意味では、この禁酒・喫煙の部分の未成年のアルコール・禁煙教育、これは那珂市が本当は日本で一番進んでいなきやいけないと、私は前も提案していて、これをやるのは、やはり学校における禁煙教育、もしくはこれが現代の世でいうと、いわゆる薬物乱用防止教育につながるわけです。たばこはやはりゲートウェイドラッグということになりますからね。そういったものをやはりこの那珂市においては、禁煙・喫煙教育をきっちり、未成年ですよ、未成年に対して。ということが大事なのであって、これはね、やはり歴史を踏まえてやるということは、ぜひこれは意識していただきたいと思っています。

あともう一ついうと、2の身体活動運動で運動習慣を身につけるという行政の取組では、いろんなスポーツイベントの開催、もしくは高齢者に合った運動の普及とあるんですが、ちょっと那珂市に限ったことではありませんが、茨城県発祥のラジオ体操、ラジオ体操は茨城県の人がつくったわけでありまして、日立ですけれどもね。そういった意味では、これ誰でも知っているんですよ、誰でも知っている。だから、地域で行政のほうから呼びかけてね、ラジオ体操の普及指導員みたいな制度もあるわけです。そういったものをぜひ地域に応じた特徴というか特性に合わせて、行政からもそういった働きかけをしていくってすごく大事だろうと思っているんですよ。今、地域の中でも自発的にやっている動きもありますが、ラジオ体操は365日やっているんですよ、実は。夏休みだけじゃないんです、元日もやっているんです。朝の6時30分から10分間だけ。あれは10分間やると、第1と第2で300の筋肉が動くというすばらしい効率的に考案された運動なんです。そういったものを、茨城県の人がつくったラジオ体操ですから、そういったものも那珂市のほうからぜひ積極的に地域に働きかけるというのは、高齢者の健康を維持する、介護予防にも資するという意味では大事だろうと思っていますが、いかがですか。

健康推進課長 ご意見ありがとうございます。

やはり体を動かすこと、それにつきましては、人それぞれ好きだという方と、やはり苦手だという方、いらっしゃると思います。ただ、今、議員がおっしゃられたとおり、ラジオ体操は体により負担が少なく、それでいて体の筋肉を動かせるもの、そういったものだと認識はしております。このラジオ体操の普及につきまして、健康推進課が直接ということではありませんが、庁内の関係をする部署のほうと、今回こういったご意見があって、市として普及をしていくかどうか、推進をしていくかどうか、健康づくりの面でいいですよ、とてもいいことだとは思っておりますが、関係各課等の調整をしながら考えていきたいと考えております。

以上です。

笹島議員 この健康増進計画、これは健康寿命を延ばすということで、これ国民健康保険の削

減につながると意識してつくっているのかな。関係ない。

(「予防医療のことでしょう」「だから、医者にかからない」と呼ぶ声あり)

笹島議員 結果的に、いやいや、どこの市町村でも国民保険料が増大しているから、何かの目的がなければ、今言っていた、意味がないんじゃないのというふうな点ですよ。

健康推進課長 医療費につきましては、国民健康保険の方だけではなくて、市民の方皆さんの医療費がどんどん増大していっている現状がありますので、その削減を目指すというところは、特にやはり加入されている医療保険関係なしに考えていかなければならないところだとは思っております。

ただ、市のほうで把握ができる数字というのは、社会保険に加入されている方の医療費に関しては、今現在、把握ができませんので、市としましては、国民健康保険に加入されている方の医療費についての金額等は分析をさせていただいた中で、上昇してきておりますので、そういったところも健康増進施策を行いながら、そこを減少というのはなかなか難しいところですので、上がり幅を抑制していく。まずはそういったところを考えていきたいと思っております。

以上です。

原田議員 ありがとうございます。

先ほどおっしゃってくださった医療費の増加というのは、非常に国としても重大な問題だと思うので、ぜひここ削減というところを強く持っていただいて、活動していただきたいと思うんですけれども、1つ、質問というよりか要望なんですけれども、この健康寿命を延ばすということで、健康促進ということで、体温ですね。日本人は50年前に比べて0.7度くらい体温が下がっていると、平熱が下がっているというところがありまして、この体温が下がると、やはり免疫力が低下してしまうと、そういった話がありまして、ちょっとしっかりとした資料とかは提示できないんですけれども。そのあたり、ちょっと調べていただいて、ぜひですね、例えば運動するということも目的は体温上昇ということですし、例えば休養のところとかなんかには入浴なんか、そういったことなんかも取り入れていただいて、ぜひこの体温を上昇させることが健康寿命を延ばすこと、免疫力をアップさせること、ひいてはがんの予防とかにもつながってくるとかということとかも周知していただけたらなと思いますので。要望です。よろしくお願いいたします。

鈴木議員 健康増進に栄養・食生活なんですけれども、栄養成分表示の見方の周知徹底ということで、ぜひ続けていただければと思うんですが、併せまして、今、がんを誘発するような食品添加物ですとか、あとは体に害を及ぼすようなものが入っているものの中にはあるんですが、その食品表示というのがなかなか見づらいし、分かりづらいというのもあるので、その見方ですとか、そちらも併せまして普及をしていただければと、要望なんですけれども、よろしくお願いいたします、そちらも。

議長 要望でよろしいですね。

すみません、内容はまだチェックできますので、一応これで質疑は終結させていただきます。

続きまして、第2期那珂市いのちを支える自殺対策計画の策定について、執行部より説明を求めます。

健康推進課長 引き続き健康推進課になります。よろしくお願いいたします。

全員協議会資料、第2期那珂市いのちを支える自殺対策計画の策定についてをご覧ください。

この計画は、国の自殺総合対策大綱に基づきまして、自殺予防対策を推進してまいりました現計画の計画期間が令和5年度をもって終了いたしますので、令和6年度から令和11年度までの6年間の計画期間とする第2期那珂市いのちを支える自殺対策計画を策定いたしましたので、そちらを報告するものとなっております。

1、パブリックコメントの結果について。

(1) コメントの実施期間は、増進計画と同じで令和6年1月10日から2月6日となっております。

(2) 閲覧場所につきましても先ほどの計画と同様の場所となっておりますが、閲覧件数のほうは84件となっております。

(3) 計画に対する意見、質問等の提出につきましては、ございませんでした。

(4) パブリックコメントによる計画の修正につきましても、修正のほうはしておりません。

ここで計画の概要について説明をさせていただきますので、2ページをご覧ください。

計画の趣旨でございますが、全国の自殺者数は2万人を超える水準で推移をしてきておりまして、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響から、全国的な自殺者の傾向が変わってきていることを受けて、このたび改正されました国の自殺総合対策大綱を踏まえまして、令和6年度から令和11年度の6年間の計画を策定し、対策を推進していくものです。

計画の位置づけとしましては、自殺対策基本法の規定に基づき策定するものとなっておりますが、第2次那珂市総合計画後期計画ですとか、ほかの自殺予防対策に関連性の高い計画と整合性を図っていきます。

計画の推進体制につきましては、一番下側の右の図にありますとおり、様々な関係機関の代表者から成る自殺対策協議会と、行政側の組織であります自殺対策推進本部において、毎年、進捗管理をして評価をしてまいります。

3ページをお願いいたします。

基本理念は、現計画と同様「誰も追い込まれることのない那珂市の実現」としまして、基本方針も引き続き同じ5つとしております。

ここで、中段から下の自殺の現状と目標値のほうをご覧ください。

那珂市の自殺死亡率及び自殺者数の推移は、そちらの図のとおりとなっております。自殺死亡率は平成21年の26.7に対しまして、数値が上昇する年もありましたけれども、令和4年につきましては7.4と下がっておりまして、これまでの推移を見ていきますと、減少している傾向が見られております。

しかしながら、自殺死亡率は、亡くなられた方お一人の数によって数字は大きく変わってまいりますので、単年の数字だけで自殺死亡率を評価するのは難しいと感じております。

そのため、この計画の目標につきましては、現計画期間中の自殺死亡率の平均を基準値としまして、その値と比較しまして、30%の減少を目指すこととしまして、令和11年までの自殺死亡率を11.0以下で推移ができるような形の目標と定めております。

上部にお戻りいただきまして、その目標達成のための取組としまして、施策1から4にまとめております。

施策1は、市民一人ひとりの気づきと見守りを促すとしまして、自殺予防や精神疾患に関する正しい知識の普及啓発や相談窓口の周知等に努めていきたいと考えております。

施策2につきましては、自殺対策に関わる人材の確保と養成になります。

悩んでいる方の身近でその変化に気づき、声をかけ、見守りながら必要に応じて専門家につなぐゲートキーパーの役割を担う人材の養成に努めてまいります。

施策3は、心の健康を支援するための環境の整備及び保健医療福祉サービス等の支援の充実になります。

自殺の要因となる問題は様々ですけれども、解決が可能な問題についてある程度支援を充実させるために、行政側の横連携の強化ですとか、福祉・介護・医療・教育等の担当者や支援者が顔の見える関係をつくりまして、支援体制を推進してまいります。

施策4につきましては、各世代や対象に応じた自殺対策の推進としております。

世代ごとに気づく、支える、関わる、つながるの視点を持ちまして、相談窓口の周知啓発ですとか、保健福祉関係者の連携等を図りながら、サービス等の推進につなげてまいります。

こちら自殺予防の対策としましては、必要な支援をまとめておりますけれども、専門的な支援を必要とする場合もあるので、市だけで対策ができることではありません。国や県が既に構築しております広域的な支援メニューを最大限に活用しながら、関係機関と一緒に取り組んでいくと、そういったものを整理をしております。

より具体的な内容につきましては、区分棚に配らせていただきました計画書のほうを後ほどご覧いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

また、重点取組としまして、子どもと女性への具体的な支援体制の整備をそちらに上げてあります。那珂市におきましては、全国と比較をしますと自殺者の男女差ですとか、

子供の自殺傾向ですとか、そういったところの変動というのは数字で見るとは見られてはおりませんが、国としまして、こどもの自殺対策緊急強化プラン、そういったものを作成しておりますので、今後、対策を推進していくと、そういったものの示されるものを活用したり、こども大綱を踏まえながら、今後、子供や若者に対しての支援体制の整備をしていければと考えております。

それでは、資料1ページにお戻りください。

今後の予定になりますけれども、こちらの計画につきましても、この全員協議会での報告の後、市ホームページのほうで公表してまいりたいと考えております。

説明は以上です。

議長 執行部より説明が終わりました。

この内容についてのご意見、ご質疑ございますか。

花島議員 那珂市の人口って5万人ちょっとで、それでこの中の数字でいうと7.いくつとかいう指標だと半分ですよ、3人ぐらい。だから、何か那珂市の状況でこういう傾向というのはなかなか難しいというのは説明にあったとおりでと思います。でも、それならですね、どういう理由で自殺に至ったかという、あるいは自殺に至らなくても自殺的行為というのがあって、実は私の知り合いで自殺で亡くなった方、それから自殺的行為で結局寿命を縮めた方がそれぞれいまして、ちょっと気になるんですよ。何ができるんですかねということで、ここで、つながる何とかって言っているけれども、なかなか難しいんですよ。2人の例は、やはり精神的な疾患が関係しています。特に周りに対して攻撃的になると、対処が非常に難しいんですね。その辺、これ国の重点政策、これやるなという話じゃないんですけれども、そういうものへの対処というのはどんなふうにこれから考えていくのか、考えがありましたら、ちょっと考えがないというんなら後でもいいですが。

健康推進課長 自殺対策に対する私たちの対応というのは、やはり今、議員がおっしゃれたとおり、一人一人、その要因が違いますし、環境も違います。周りに助けを求められる方と、求められない方、やはりいろいろな条件があると思っております。それでも、何か少しでもつながればというところでの周知啓発、必要な相談窓口ですとか、相談する人員がこういうところにいる、今はSNSで直接、心の相談窓口のほうで、SNSを通じて、国がつくっているものですが、いろいろな相談ができる、直接人ではなくても、相談ができるようなところがあります。そういったところを広く周知をしながら、少しでも自分から命をなくしていく人を少なくしていきたい。そのために何が、1イコール1というわけにはいきませんが、少しでもそこに力になればという形で考えているというのが今現状とはなっております。市単独でできるもの、先ほども申しましたが、この市の中で専門の相談員をつけて、全てその人が引き受けますと、そういったことができる市町村は多分どこもないと思います。現実はそのようなことなんだと思いま

すが、それでも悩んでいる方を見かけたときに、どうしたのと、そこまでの自殺まで重い悩みではなくても、ちょっとしたふだんからの環境が、何かこの人はちょっと違うねと。何かいつもと違うんじゃないって、その声かけだけでも気持ちが少し落ち着くこともありますので、そういったことができるような、各年代におきまして、そういったことができる気づきを持ってもらえるゲートキーパーという存在。そういったところはとても大事なことだと思っております。

以上です。

原田議員 またちょっと要望みたいな形になってしまうんですけども、やはり日本においては39歳以下の若者の死亡原因の第1位が自殺ということで、なかなかほかの諸外国に比べてレアな状況になっているんですけども、ぜひですね、大人になってからの精神的疾患というのを改善する、もう自殺寸前までいってそこを止めるというのもなかなか難しいと思いますので、今後また提案させていただきたいんですけども、教育というところとつながって、子供の頃の教育のところから自殺を予防していくという考えでぜひ連携を取ってやっていただけたらなと思いますので、また要望ですけども、よろしくお願いたします。

健康推進課長 ありがとうございます。

教育現場の中では、今、新型コロナウイルス感染症が拡大してから学校に行かずにタブレット、オンライン等での授業を受けるようになっていたりしながら、また再開しても学校に戻れないお子さんも中には、以前よりは増えたという話は聞いております。ただ、1人1台のタブレットを配布しておりますので、そういった中で、お子さんからの相談等は直接先生ではなくても、そういったところで心の悩みを持った相談は受けていると、そういった現状は実際あるんだということは聞いておりますので、学校の教育現場の中でのフォロー体制も今後とても大事なこととなってくると思っておりますので、そのあたりは教育委員会と話を、現状とかを聞かせていただいたり、支援の方法が考えられればと思っております。ご意見ありがとうございます。

議長 なければ、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

再開を11時35分といたします。

休憩（午前11時31分）

再開（午前11時37分）

議長 再開します。

続きまして、瓜連支所の組織配置再編に関する基本方針の策定について、執行部より説明願います。

総務課長 総務課長の加藤でございます。ほか関係職員2名が出席しております。よろしくお願いたします。

それでは、瓜連支所の組織配置再編に関する基本方針の策定についてをご覧いただきたいと思います。

1 ページになります。

瓜連支所の組織配置再編に関する基本方針（案）について、令和5年第4回定例会において説明したところでございますが、その後実施したパブリックコメントで提出された意見などを踏まえ修正した方針がまとまりましたので、その内容を報告いたします。

1、基本方針の趣旨でございます。

本市の公共施設は、人口減少や厳しい財政状況を踏まえ、施設の老朽化や利用状況、維持管理コストなどを考慮しながら長期的な視点に立ち、施設の更新、統廃合及び有効活用などを計画的に行い、財政負担の軽減、平準化を図るとともに、適正な配置が求められております。その実現のために、公民館とコミュニティセンターとの類似用途の整理や中央公民館への行政事務室の集約などを進め、市民の利便性向上、経費削減及び業務の効率化を図るというものでございます。

2、これまでの経過でございます。

昨年10月には、全員協議会へ検討事項やその方向性を報告し、12月は全員協議会へ、現在公表している基本方針（案）を報告させていただきました。

その後、年明けからパブリックコメントを実施しました。その過程において、瓜連地区まちづくり委員会への説明、1月には瓜連地区まちづくり委員会主催で住民説明会を実施いたしました。

またこの間、地域の方々や議員の皆様にご心配をおかけしてしまったところでございます。

また、瓜連庁舎と分庁舎にある郵便局、保護司会、社会福祉協議会、医師会への貸付4団体への説明や中央公民館運営審議会での説明などを順次行いました。

今後も機会を捉えて丁寧な説明をしてまいります。

3、パブリックコメントの概要でございます。

(1) 意見募集期間につきましては、当初、年明けから1か月間の実施を予定しておりましたが、市民の関心が高いことから、10日間程度の延長をいたしました。結果でございますが、(3)、(4)にありますようにホームページ閲覧数は1,034件、意見提出人数は163人、意見数は490件でございました。

いただきました意見の概要や、それに対する市の考え方については、この後、説明させていただきますが、その前にこれほどの意見が出てきた経緯等をご説明いたします。

瓜連地区の一部の住民の方から主に2つの指摘を受けております。まず、12月全協前の広報なかへパブコメ実施の予告掲載をしました。ご承知のとおり広報では、瓜連支所の組織配置再編に関する基本方針に対する意見を募集とあります。広報ではその概要までは掲載していないため、市では瓜連支所を取り壊す方針ではという情報が広まったと

ころでございます。さらに、このような地域にとって重要なことを事前協議なしに突然パブコメとはどういうことかという手続への疑義にもつながりました。これがパブコメ開始前の状況になります。

なお、この2つの心配や疑義は、パブコメが始まりまして、内容等を確認していただければ解消いただけるはずでございましたが、方針（案）での記述が言葉足らずにより、市の本意が伝わらず、取壊しありきと解釈され、多くのご意見をいただいたと考えております。

詳細は後ほどご説明いたします。

では、3ページをお願いいたします。

資料1を用いて、パブコメでの意見の概要と、それに対する市の考え方を抜粋して説明いたします。

繰り返しになりますが、意見提出人数は163人、意見数は490人でした。9割強は瓜連地区の住民の方からのものでございます。また、490件の意見の内容は、表のとおりでございますが、項目8、瓜連支所庁舎と分庁舎の今後の在り方への意見が6割を超える結果となっております。

なお、490件のうち487件については市の考え方を示しておりますが、残り3件については基本方針に関しての意見ではなかったことから、考え方は示しておりません。

4ページをお願いいたします。

表の見方でございます。左からナンバーで1から490まであります。同様な意見が複数ある場合は、この欄で数を把握することができます。

次のページです。これは公表している方針（案）のページ番号になります。

次が提出のあった意見の概要、次がその意見に対する市の考え方です。各意見をまとめて考え方を示しているところもでございます。

最後が方針（案）の修正の有無になります。

それでは、順次説明させていただきます。

まず、このページ、ナンバー1からナンバー3でございます。今後、市としましてますます重要となる公共施設マネジメントへの意見でございます。

1は、公共施設の適正配置とは何を基準としているかという意見でございます。市の考え方ですが、公共施設の適正配置については、庁舎、教育施設、市営住宅などといった施設類型ごとに施設の老朽化、利用状況、維持管理コスト、代替施設の有無、地域の特性、将来の利用需要などを総合的に考慮して決めておりますというのが市の考え方になります。

次に、ナンバー2とナンバー3は、一定の地域に施設、予算が集中していないか、もっと周りの地域への目を向けてという趣旨の意見でございます。市の考え方ですが、公共施設の適正配置の考え方は先ほどのとおりでございます。その考え方の下、公共施設マ

ネジメントに取り組んでおります。

3行目になります。3行目の「那珂市」以降でございますが、那珂市が一つの市としてより活力あるまちであり続けるため、皆様と共に取り組んでまいります。

続けて、現在119の公共施設を保有しており、このまま維持していくのは多額の費用を要します。公共施設等マネジメント計画、また、この計画を実行性のあるものとするため、10年を計画期間とする公共施設等マネジメント計画行動計画をそれぞれ策定し、施設ごとに管理上の課題や今後の在り方を定め、その中で長寿命化を図ると分類した施設は施設ごとの個別施設計画等を順次策定し、より具体的かつ計画的な維持修繕に努めておりますという考えでございます。

5ページをお願いいたします。

ナンバー11と、次のナンバー12になります。公民館とコミセンとの類似用途の整理への意見でございます。

公民館に行政機能を入れるとは、公民館を縮小して一部「市役所」にするが正しく、それは公民館のサービス低下ではないか。また、それは行政都合なので、再検討するという意見でございます。市の考え方でございますが、4行目、ふれあいセンターすがやが整備されるということもあり、各コミセンも活用しながら、社会教育、生涯学習を発展するという観点から検討してまいりました。公民館は築39年で、現時点、また今後も多額の費用が必要と見込まれております。加えて公民館とコミセンの平均稼働率が低い状況でございます。一文飛ばしまして、市民サービスを持続的に維持向上していく観点からも、公共施設全体の類似用途（ここでは集会施設）を整理し、適正配置を進めていく必要があります。また一文飛ばしまして、市ではこれまで公民館を中心に行われてきた社会教育、生涯学習活動はふれあいセンターすがやを中心とした各コミセンも使いながら分散して行うことが可能であると考えております。公民館で活動されている団体などが活動を継続できるよう、活動場所の確保など、調整、協議を進めてまいりますと考えております。

このような状況を踏まえ、方針（案）を修正しております。

6ページをお願いいたします。

修正前のはじめのくだりは、公民館の平均稼働率のみを示しておりましたが、下の赤書き修正後では、公民館と各コミセンの貸室の平均稼働率がそれぞれ約25%程度であり、利用目的が類似する機能が重複し、貸室の利用に余裕がある状況ですと、具体的な表記に修正しております。

8ページをお願いいたします。

ナンバー35からナンバー52になります。ここは施設間の類似用途の整理と行政事務室の集約によるメリットへの意見でございます。

瓜連地区の住民にとっては遠くなり、移動が必要で、利便性の向上にはならないという

ご意見がございました。市の考え方でございますが、この取組はおのこの生活圏における行政サービスの維持向上を図るという視点で検討してまいりました。上下水道部と教育委員会は、瓜連支所から移設いたしますが、市民が両部署に直接訪れる頻度から、日常使いの窓口ではなく、また、支所窓口は瓜連地区に残すことで主に瓜連地区の行政サービスの維持に努めてまいりたいと考えております。

ここも方針（案）を修正してございます。

修正前ですが、市民の利便性向上について、上下水道部と教育委員会を市役所周辺へ移設することで、より市民が利用しやすく、分かりやすい、可能な限り集約化された窓口サービスが提供できますとしておりました。それを修正後のなお書きになりますが、日常的に利用される支所窓口を瓜連地区に残すことで、主に瓜連地区の行政サービスの維持向上に努めますと追記いたしました。

12ページをお願いいたします。

この12ページと次の13ページの中段までが瓜連庁舎の存続、延命化への意見で、取り壊すことは反対で、残してほしいという趣旨の意見が177件ございました。ここも修正しております。

市の考え方になりますが、まず、修正前の3段落目、「このような状況を踏まえながら」で始まる文書の最後、「既存建物の取壊しも視野に入れて検討します」となっております。この箇所が瓜連地区の一部の方々には建物利活用の検討をせずに取壊しありきであると解釈されてしまったと考えております。しかしながら、市では地域の活性化につながる最適な利活用という視点を第一に検討する中で、既存建物の利活用と建物の取り壊しての利活用を併せて幅広く検討していくと考えております。市の本意が伝わるような記述になっていなかったため、方針（案）を修正しております。

修正後でございますが、まず、瓜連支所庁舎から行政機能を移転することで庁舎としての役割を終える施設となることから、瓜連支所庁舎と分庁舎については庁舎としての施設の用途を廃止します。また、瓜連支所庁舎が築37年、分庁舎が築28年を経過しており、施設の老朽化や劣化による修繕などで多額の維持管理費がかかっています。そのため人口減少や厳しい財政状況を踏まえた公共施設マネジメントの観点からも施設の今後の在り方を検討する必要があります。このような状況を踏まえ、瓜連支所庁舎及び分庁舎の今後の在り方については、地域住民を交え、地域の活性化につながるよう幅広く検討しますと修正しております。

下にいきまして、ナンバー260から266まででございます。ここは庁舎の在り方の検討策になってございます。

今後の利活用方法については、まちづくり委員会や地域住民などの意見を聴取して進めてくださいという趣旨のご意見でございます。

市の考え方でございます。なお書きの箇所になりますが、今後の利活用検討の進め方は、

現時点では来年度から庁内関係課による組織を立ち上げ、法的な課題などを整理してまいります。その上で地域の活性化につながるよう利活用方針について、瓜連地区まちづくり委員会や地域住民などを交え、協議をしてみたいと考えております。あわせて進捗については、市民や議会、関係機関などへ情報提供するとともにご意見を聞きながら丁寧に進めてまいりますと考えております。

14ページをお願いいたします。

ナンバー267から375になります。

ここでは、将来的な利活用（案）の提案を109件いただいております。提案内容は記載のとおりで、括弧書きの数字は提案数になります。

市の考え方ですが、なお書きの箇所になりますが、利活用の選択としては5つのカテゴリーに分類できると現状考えております。1つ目が公共施設として利活用、別用途の公共施設でというものでございます。2つ目が地域による利活用、3つ目が公共・公益的団体などによる利活用、4つ目が民間事業者による利活用、5つ目が建物を取り壊しての利活用、これらを今後、地域住民を交え、幅広く検討してまいります。

16ページをお願いいたします。

中段、ナンバー392から468でございます。瓜連郵便局を残してほしいというご意見が77件ございました。

市の考え方でございますが、瓜連郵便局は主に高齢者を中心に1日平均約100人の利用があり、日常生活に欠かせない機関であると理解しております。瓜連支所庁舎の今後の在り方については、地域の皆様を交え、地域の活性化につながるよう幅広く検討してまいります。その検討状況に応じて、瓜連郵便局とは移転などの協議を進めてまいります。仮に移転していただくようになった際には、可能な限り瓜連地区に残っていただけるよう交渉してまいります。あわせて、市としましてもできる範囲での協力をしていきたいと考えております。

なお、「検討状況に応じて」としたのは、支所庁舎の利活用方法によっては現在の場所のままとなることもあることからでございます。

17ページをお願いいたします。

ナンバー472から481です。基本方針全体を通した意見で、進め方への疑義が11件ありました。地域との事前協議なしに突然パブコメとはどういうことか、進め方に問題がある、方針（案）は撤回してほしいという意見でございます。

市の考え方でございますが、次の3つの理由から、今回の手続は一般的な流れであると考えております。1つ目としまして、一般的に基本方針とは、市の基本的な方向を示すもので、まず策定してから地域に入って具体的な検討をし、策定後でも状況に応じて最適な方向に修正ができること。2つ目が、前にも触れましたが、今回の方針は瓜連地区の行政サービスに影響がないよう、維持に努めていくとしていること。3つ目が、市の

本意が伝わるような記述になっていませんでしたが、瓜連支所庁舎と分庁舎の今後の在り方については、これから転用、貸付け、売却、取壊しなど、幅広く検討することとしていること。以上の3つの理由から、事前の協議は行わず、パブコメを実施していくことといたしました。

今回のパブコメまでの流れは一般的であるのご理解いただきたいと考えております。しかしながら、事前のお知らせをするなど、地域に配慮が足りず、地域に混乱を招いてしまったことは事実として反省しているところでございます。

18 ページをお願いいたします。

上段で490件が終了となります。その下から19ページまでは、意見にはありませんでしたが、改めて精査し、文書を整理及び追加した内容になります。具体的には、想定スケジュールを分かりやすく修正し、図を追加したり、方針全般に係る参考資料を追加させていただきました。

以下、20ページから22ページの資料2は、基本方針（案）からの主な変更箇所について、変更前、変更後を並べて比較できるようにまとめたものでございます。

23 ページ以降の資料3は、それら修正を溶け込ませた瓜連支所の組織配置再編に関する基本方針になります。

ここからは基本方針の概要を改めて説明いたします。

29 ページをお願いいたします。

10番、瓜連支所の組織配置再編に関する基本的な考え方です。4つの方針とそれぞれ具体の方向性を示しております。これらの内容は、この基本方針の柱になるところでございます。

方針1、公民館とコミュニティセンターとの類似用途を整理し、中央公民館の改修に合わせて市役所分庁舎としての用途を追加する。

具体の方向性ですが、令和7年度末までを移行期間とし、中央公民館の利用団体の現在行っている活動がコミセンにおいても同じように継続できることを確認していきます。

なお、先ほどご説明させていただきましたように公民館と各ふれセンの貸室の平均稼働率がそれぞれ低く、利用目的が類似する機能が重複し、貸室の利用に余裕がある状況ですので、今後、中央公民館の利用団体などと活動場所の確保などの調整、協議をしてまいります。

2つ目ですが、公民館とふれセンの位置づけは変更いたしません。

3つ目でございます。公共施設等マネジメント計画の推進方針に基づき、両施設で重複する講座室、和室などの類似する機能、貸室について整理し、施設総量の抑制を図ります。

最後は、新たに造る市役所分庁舎の会議室は、行政と住民との共用化を図ります。

続きまして、方針2でございます。中央公民館建屋を改修し、瓜連市役所庁舎に配置し

ている上下水道部と教育委員会の行政事務室を移設する。

具体の方向性でございますが、令和11年4月に移設いたします。また、令和8年度から令和10年度に行う中央公民館の長寿命化大規模改修と並行して、行政事務室への改修を行います。工事を一体的に行うことで、工期の短縮と経費削減を図りたいと考えております。

方針3でございます。支所窓口は、瓜連支所庁舎の利活用の検討状況に応じて総合センターらぼーへ移設する。この方針の中で、「瓜連支所庁舎の利活用の検討状況に応じて」としたのは、郵便局と同様に支所庁舎の利活用方法によっては、現在の場所のままとなることもあることから、このような表示に修正しております。

具体の方向性ですが、移設する場合には、こちら令和11年4月を予定しております。また、移設に当たっては窓口のDX推進を図ってまいります。

続きまして、方針4でございます。瓜連支所庁舎（分庁舎含む）の在り方を検討する。30ページをお願いいたします。

具体の方向性ですが、令和11年4月の行政機能の移設に合わせて、庁舎としての役割を終えることになるため、庁舎としての施設の用途を廃止します。

2つ目ですが、用途廃止後の方向性については、地域住民を交え、地域の活性化につながるよう幅広く検討いたします。

3つ目でございます。両庁舎内に事務所を置く4団体とは、検討状況に応じて移転などの協議を進めてまいります。

以上が基本方針の基本的な考え方になります。

最後に、11番、想定スケジュールでございます。

この基本方針とパブコメ結果については、3月中、市ホームページで公表したいと考えております。その後は、令和6年度中に市民へ周知を行う予定としております。

中央公民館については、5年間を準備期間とし、基本設計、実施設計を経て8年度から改修工事等を行い、令和11年4月に行政事務室の移設を想定しております。また、公民館とコミュニティセンターとの類似用途の整理については、中央公民館の改修工事が始まる前の令和6年度と7年度で利用団体との調整、協議を行ってまいります。

瓜連支所庁舎と分庁舎の今後の在り方検討については、6年度から検討を始めます。支所窓口については、瓜連庁舎の検討状況により令和11年4月にらぼーへ移設いたします。

以上が基本方針全体の想定スケジュールになります。

なお、31ページ以降には基本方針全般に係る参考資料を掲載しております。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長 執行部よりの説明が終わりました。

皆様にお諮りいたします。

質疑応答が多分、時間があると思いますけれども、どうしますか。再開午後1時でよろしいですか。

花島議員 1時から再開のほうがいいんじゃないかと思います。

議長 ご意見、ご質問につきましては、13時以降ということさせていただきます。

暫時休憩いたします。

再開を午後1時といたします。

休憩（午後0時04分）

再開（午後1時00分）

議長 再開します。

瓜連支所の組織配置再編に関する基本方針の策定について、執行部より説明が終わりました。

ご意見、ご質疑ございますか。

花島議員 前の全員協議会のときにも聞いたんですが、現在の中央公民館の貸出用の部屋の利用率が25%という件が、それだけでは実情、本当に空いているのかどうか分からないと言ったはずですが。大体の人は終日働いていて、休日が土日ですね。だから、何か公共施設を使うのには仕事と違うときだから、土日が多いと思うんです。だから、土日の利用率がどうかということをまず聞きたいです。

行財政改革推進室長 お答えいたします。

資料の31ページをお開きいただければと思います。資料の31ページになります。

こちらに参考の資料を載せておりまして、そこに中央公民館の稼働率が一番上に載っているかと思うんですが、こちらに載っているのは月別の稼働率でございますので、今、花島議員からありました曜日ごとの稼働率につきましては、申し訳ございませんが、口頭で説明させていただきます。

月曜が定休でございますので、火曜から金曜にかけての平日で約28%、土日の休日では約19.4%ということで、平日のほうが稼働率としては高い数字となっております。

以上となります。

花島議員 ちょっと意外な結論でした。

あと、そもそも菅谷のふれセン造りましたよね。菅谷のふれセンに利用が移行するといつて余るというんだったら、そもそも何で菅谷のふれセンをその大きさに造ったのかというのが僕は分からないんですけれども。

総務部長 コミュニティセンターでございますけれども、地域のコミュニティ活動に使用する施設として、中学校区単位で整備していきましようという方針の下で、今回、菅谷地区にふれあいセンターすがやというものを整備しました。大きさにしましては、やはりその地域の人口を考慮しまして、あの大きさというか、ほかのふれセンよりはちょっと大きい形で整備をさせていただいたところです。

以上です。

花島議員 答えになっていないというか、それはそれで分かるんですけども、でも、一方それで造って減るといって、中央公民館の利用率がさらに下がるというんだったら、じゃ何でそんなに大きい、人口比率で単純に造るのかというのが分からないんです。少し分からなくはないのは、中央公民館というのは使用用途が限られていますよね。額田地区にも中央公民館ってあるんですけども、それはいわゆる法律のいう中央公民館じゃないので自由に使えるわけですけども、那珂市の中央公民館はそうじゃないから、例えば政治活動に使えないとかいうのが明確にあるわけです。でも、その割合ってそんなに大きくはないと思うんですよね。中央公民館がそんなに空いているのに、何でこれをもっと使ってくれて言わないで、菅谷のふれセンを造ったのかがまず分からないんです。

総務課長 まず、コミュニティセンターのほうですが、各中学校区に1つという方針でやっております。ふれセンすがやのほうは、中央公民館があったので遅れて造ったという経緯がございまして、花島議員おっしゃったように目的、使い方、用途が違うというところがございまして、コミュニティセンターを各中学校に造るという方針がございましたので、ふれセンすがやを造ったという状況でございます。

以上です。

花島議員 答えが何か、いろんな施設を維持費とか管理費とか、建設費も含めて、総合的に考えた計画だととても思えないんです、今の答えだと。でも、これはもうできちゃっているんだから、取りあえずそれで質問を止めておきます。

もう一つは、これは意見なんですけれども、瓜連地区を中心に非常に執行部の進め方に不信感が出たというのは認識していると思うんですけども、そもそもパブリックコメントの一般的な在り方が疑念を呼んでいると私は思っています。その辺を何かもうちょっと認識していただいたのがいいかなと思いますね。大体、国なんかでもパブリックコメントを出すときというのは、もうほとんど決まっています、それで、ただ、よくガス抜きと言うんですか、何だか分からないけれども、形式的にやっただけということが多いんですよね。だから、パブリックコメントで何か出たら、もうそれで決定だと思っちゃう人がいて、それで怒りが沸騰するのかなと思います。

今回の件は、確かに解体するなんて言っていないですよ。それも含めて検討することなんだけれども、だけれども、やはりそういったことに対する不信が多いので、本当に、先ほど説明がありましたように住民の声とか、あるいは総合的な管理費用とか、ちゃんと考えてやってもらいたいと思います。

あと、それから最後に、37年で古いというんだけれども、ちゃっちい木造住宅とは違いますよね。だから、たった37年で解体を考えるようになるというのはおかしいと思うんですよね。もうちょっと真剣にメンテナンスのことを考えていただきたいと思います。

以上です。

議長 ほかがございますか。

渡邊議員 すみません、ちょっと確認をしたいところもあってお聞きしたいんですけども、資料の10ページ、これはアンケートとかパブリックコメントの中にあった意見についての回答だと思うんですが、これのナンバー61のところで、人件費が削減できると書かれているんですが、人件費がこれどのように減額できるのか、具体的に説明していただけないかなと思います。要は行政機能のある施設と公民館を統合して、ただ、管理自体はおのおのでやらなきゃいけないのかなと思うんですよ、一緒の方が管理はできないと思うんで。そうすると人件費ってあまり削減できないんじゃないかなと私は思ったので、ちょっと確認したいと思っております。

続けて質問しちゃっていいですか。

同じページの72の項目なんですけれども、庁舎間の移動には車で30分かかって云々と書かれているんですが、最近の会議というのはほぼウェブで行っているんじゃないかと思うんですよ。これを車で移動するという文言が入ってくるというのは、ちょっと現状と一致しないんじゃないのかなと思います。

次のページ、11ページなんですけれども、73から74のところ。これが二酸化炭素の排出量の件だと思うんですけども、この根拠づけがはっきり分からない。要は、仮定で週に1回、1人動くんだよというふうに書いてあるんですけども、先ほど言いましたようにウェブ会議もやっているでしょうし、または文書や何かのやり取りをして、文書配達なんかも行っているんで、それを使ってウェブ会議をすれば大幅な軽減を図れるだろう。また、支所と本庁だけ移動するというのがどれだけあるのかな。実際、ほかに行く用事のついでに寄るとかというのもあるので、何かこの根拠がはっきりしないというのが私の考えです。

それから、続きまして15ページになります。

15ページ、支所の老朽化の話が出ていたんですけども、平成28年の調査で判明した不具合箇所、これおのおのが修繕を重ねているようなんですけども、いまだ修繕が終わっていないという場所はどこなんですか。この修繕に残っている部分、要は未修繕の部分というのは今後どの程度の費用を見込んでいるのかもちょっとお聞きしたいです。

続きまして、27ページ。これは各施設に、今回統合を考えると、近隣の類似施設の部分で景観の要素を入れているんですが、花島議員も先ほど言われたんですけども、本庁舎、こちらは築35年を経過している、平成元年の建物ですから。瓜連の支所と比べて2年しか変わらないんですよ。分庁舎に関しては、分庁舎のほうが新しいんですよ。そこで、なぜこの検討の中に本庁舎が入ってこないのかな。それで、本庁舎でも問題点があると思うんですよ。例えば執務室が手狭になっているとか、1階の窓口がすごくもよう込み合っていて使いにくいんだよとか、会議室が少ない、あとは窓口の職員の方々が食事を取る場所がなんだよ。あと、市民の方が相談に来ても、隣の人とすぐ接しちゃう

てプライバシーも何もないんじゃないかというような諸問題はあったのではないかと思うんです。これらについての解決というのはどう考えているのかな。ちょっと今回の支所とは問題が離れるかもしれないんですけども、中央公民館に行政機能を集約する、要は本庁に近いところに集約をするのであれば、今後控えている本庁舎の大規模改修も頭に入れた上で統廃合を考えるべきなんではないのかなとなりますと、もしかしたら、中央公民館に上下水道部、教育委員会を入れるのではなくて、本庁舎を増築をして整理をしたほうが問題が一遍に解決するんじゃないのかという検討はなされているのかなど。例えば駐車場なんかもそうです、駐車場も本庁舎駐車場は狭いというのがあったと思いますが、この辺を含めてどう整理をするのかというのをお聞かせいただきたい。

もう一つです。29ページ。この方針なんですけど、1から4までの方針があります。そもそもの出発点は、瓜連支所をどうするのかという問題ではないのかなと私は思うんです。あくまでも中央公民館に支所機能を一体化させるというのが目的ではないと勝手に認識していたんですけども、それを考えますと、方針1、2、3は取りあえず置いておいて、瓜連支所の在り方をどうするんだという検討の方針4だけをまずきちんと調査をして方針を決定した上で、じゃどうしようかという方法も取れるのではないのかなというのが私の意見です。

以上で質問なんですけれども、回答のほうをお願いいたします。

議長 6点でよろしいんですかね、内容的には。

総務課長 まず、人件費の話ですが、どういう組織で運営していくのかというのがまだ決まっておきませんので、なかなか人件費の削減はどのくらいなのかということになりますと、今のところ詳細というか、実際の人件費の削減がどのくらいになるかというのは把握は正直しておりませんが、教育委員会に生涯学習課がございますので、生涯学習課と中央公民館の職員の中でのうまく集約ができるのではないかなと考えております。

それから、職員の移動に対するCO₂の削減効果でございますが、こちらも想定でつくっておりますので、このとおりではないかとは思われますが、実際には削減効果はあると見込んでおります。

それから、今、ウェブ会議等で移動しなくても会議ができるということも当然で、今やっておるところでございますが、それにしましても、実際、移動してこなければならぬ会議等々、議会もそうですけれども、そういう移動もしてやらなければならない会議もございますので、その辺も考慮というか、見まして、中央公民館に移動すればCO₂排出量の削減効果はあるのではないかなと考えております。

それから、本庁舎等も含めて考えていったほうがいいんじゃないかというご質問だと思いますが、まず、中央公民館に移設に関しましては、内部では議論をかなりしております。その当時は菅谷地区にコミュニティセンターがないということがありまして、公民館等の会議室廃止はなかなか難しいというところで、具体的な検討ができずに現在に

至っております。今現在、ふれセンすがやが6月開設ということですので、それに合わせて基本方針を作成して、実際に中央公民館で活動している団体等にお話をしていくと、今後ですね。ということになると思われまして、先にできることをこちらとしてはやりたいという思いがありまして、本庁舎のほうまで含んだ増設とか統合とかは現在のところ考えてはおりませんが、議員ご指摘のとおり、本庁舎も2年しか変わらないというところですので、今後、検討する時期にはすぐ入ってくると思われまして。

すみません、あと瓜連庁舎の改修でしたね。改修の実績でございまして、実績は15ページのところに書いてございまして。その後の改修、どこをやるのかというのはすみません、総務課のほうでは実際つかんではないところですので、申し訳ありません。回答ができないということでございます。

以上でございます。

行財政改革推進室長 今の件で1点補足させていただければと思います。

資料の32ページをお開きいただければと思います。

32ページの頭のほうに、施設ごとの更新等の概算費用を載せていまして、その中で瓜連支所と瓜連分庁舎と書いてありまして、そこの中の表の中ほどですかね、長寿命化大規模改修プラス今後の30年間の修繕と。この意味というのは、現在のまま使い続けると、今後30年間でこれだけかかりますよという概算費用でございます。ですので、先ほどの現状のまま使い続けるとこれだけの額がかかるという概算となっております。今のは補足でございます。

渡邊議員 いろいろとご説明いただいた、人件費とCO₂に関してはちょっと根拠の部分がはっきりしないので、これはちょっともしあれだったらば、根拠をつかんでいただければと思います。

それとあと支所の不具合、今、最後に補足説明まであったんですが、私が確認したかったのは、指摘されている修繕箇所が必要だという話がありました。それについてある程度の対応はされているよね。あと、じゃ残っているところはどうなんだ、そこをやれば、今取りあえずはやらなきゃならない部分は終わるんじゃないですか。改めて大きな改修はまた先でも大丈夫なんじゃないか。だから、そんなに費用ってかからないんじゃないの、置いておいてもという意味で確認させてもらいました。

それとあと、本庁舎の改修のほうなんですけれども、別に考える、2年しか違わないんだという話なんですけれども、本来からいえば、そもそも中央公民館に上下水道部と教育委員会がきちんと入れる、事務を執れるスペースがあるのかというところはきちんと確認されているのかな。要は、もともと目的が違うわけですよ、造ったときが。公民館という目的、人を集めて集会をするため、もしくはそういう講習をするために造っているものを事務のスペースで造るという前提は持っていないはずなんです。そこにもともと必要だと思っているスペースの中に壁を抜けるわけでもない、構造的に抜けるものじ

やないでしょうから。そういうようなところに支所に勤務の上下水道部、教育委員会が入って事務を執ることが可能なのか。もしかして手狭で増築しなきゃ駄目なんだよねという話にはならないよね。その辺はきちんと整理をされた上で、中央公民館に持っていくという方法を取られたんだと思うんですけども。もし仮にですよ、中央公民館が手狭だった場合は、もし施設が必要のない部分があるんだというのであれば、減築をするという方法だってあるんですよ。その必要ない部分を取り壊して、極力維持管理費を落とすという方法も取れるんですよ。

また、庁舎のほうだって35年もう経過しているんで、大規模改修はしなきゃならない。公共施設のマネジメント計画の中では65年でしたっけ、ということは半分の寿命がたつんですよ。30年後にはこの庁舎も建て替えを考えなきゃならない。そのときに、じゃどこへやるんだというと、一番考えられるのは公民館のところに庁舎を建て直して、公民館を今の庁舎のところに建て直そうかという、水戸の市役所みたいなこともあり得る話なのかなど。そうすると用地確保しなくて済みますからね。

そういうところまで長期的なスパンで検討していけば、庁舎の手狭な部分を改修する、施設を一体化するというのを考えたときに、庁舎を後回しにするという理論にはならないんじゃないかと思うんですよ。その上で、じゃ支所機能を持ってきた支所の在り方を考えるならまだ私は理解できるんですけども、なぜ中央公民館にという選択だけになったのか分からない。この辺は、支所の在り方を考える上でも、本庁の在り方も一緒に考えて、結局お金がべらぼうにかかりますんで、本庁舎いじるとなってくると。しかもここも35年経過していて、直さなきゃならない箇所、いくらでもあると思うんですよ、外壁にしたってそうですから。そういうところを考えていけば、ちょっともう1回立ち止まって、きちんと整理をした上で方向を決めたほうがいいんじゃないのかなというのが私の意見です。

特に回答を求めるものではありませんので、ぜひ検討していただければと思います。

以上です。

議長 ほかがございますか。

君嶋議員 先ほど説明いただきました、その中の13ページ、新しく基本的な考え方ということで変わってきたところに、いくつも何回も出てくるのが、「地域の皆様を交えて地域の活性化につながるよう幅広く検討してまいります」、この文面がたくさん出てくるんですけども、これについてどのように検討を進めていくのか。それと、いつ頃からこの検討の時期を行うのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

総務課長 今後の利活用の進め方でございますが、現時点では来年度からの市内関係課による組織を立ち上げて、法的な整理、課題等を整理してまいります。その上で地域の活性化につながるような利活用方法について、瓜連地区まちづくり委員会や地域住民の方などを交え、協議をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

君嶋議員 来年度というのは、4月からもう新たな時期ですね。そこで立ち上げてまちづくり委員会及び地域の方を交えての委員会とか組織をつくって検討していくということで進めていくということですね。分かりました。きちんとそこは進めていただければと思います。

議長 ほかがございますか。

原田議員 君嶋議員の質問にちょっと重ねてなんですけれども、このまちづくり委員会の方との協議などは結構しやすいかなと思うんですけれども、地域住民の方と協議というところで、どのようにこの地域住民の方に協議の場の周知といいますか、そういったことを行う予定なのかなということをもし決まっていれば教えていただきたいです。

総務課長 すみません、詳細はまだ決まっておりませんが、今後、決めていきたいと思っております。

原田議員 承知いたしました。

結構やはり高齢の方とかもすごい関心を持っていらっしゃると思うので、ホームページとかラインとかだけの周知ではなくて、ぜひ紙面とかでの周知なんかもしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

議長 ほかがございますか。

大和田議員 私もちょうと君嶋議員と原田議員の追加なんですけれども、これも今後、市民の地域住民の話聞くということなんですけれども、これやはり20年後、30年後の瓜連支所の在り方ということも含めてなので、次世代の方、20年後、30年後に使うというか、瓜連地区をどうにかしていくという人たちの意見も集約していただきたいと思うんです、これから検討だということなので。あとまた、第三者というんですか、やはり財政面とかというのも非常に今回もね、いろいろ30年後スパンですとか、最悪の事態とか、そういったのも含めて検討しなければならないので、第三者の、利害関係のない方の検討も、話合いに、協議に入れていただきたいと思います。どうでしょうか。

総務課長 ご意見等ありがとうございます。

議員おっしゃるとおりでございます。次世代の方も入れていきたいと思っております。それから、第三者、第三者も含めるかどうかもちょうとまだ決めておりませんけれども、次世代の方には入っていただきたいと思っております。

以上です。

議長 ほかがございますか。

遠藤議員 詳細に、これパブコメすぐ出ましたね。本当にこれをまとめるのも、まずご苦労であったと思いますが、ちょっといろんな資料が、ちょっとこれは一つ、お願いでありまして、これだけの資料、もう少し早めに出してもらえればね、もう少し読み込みができたなと思うもんですから。これはちょっと各議員も大変だったと思うんですが、こう

いう資料、ちょっと多めにあるんだったら、早く出してほしいな。議長も含め取り計らいのほど、今後ね、お願いします。

それで、ちょっともう一つ、やはり根本的に確認なんですけれども、何でこれがそもそも出てきたかなんですよ。何で今のままじゃ駄目なんだろうかとこののをもう一度ちょっと、何で今のままじゃ駄目なんだろうかとこののをもう一度ご説明いただいていますか。

総務課長 基本方針（案）のとおりでございしますが、瓜連支所の組織再編については、これまでも検討してきた経緯がございします。再度の話になってしまいますが、中央公民館も大規模改修が迫っております。それで検討してきたところでもございしますが、検討してきたところに、中央公民館で活動している団体が行き場所がないと、なかなか中央公民館の大規模改修等も進められないというところもございまして、その当時は具体的な検討ができずにいました。ここに来まして、ふれセンすがやが6月開設ということですので、利用団体のほうに周知をするためもありますけれども、基本方針を策定して、これからお話を進めていくという状況で、この基本方針を策定させていただいております。

以上です。

遠藤議員 平たく考えればですよ。今、瓜連支所、分庁舎でそれぞれの機能が入ってやっていると。中央公民館は中央公民館でもともと改修の計画があって、それはそれでやると。ふれセンすがやも、それはそれで計画があるからできると。それで利活用を図ってくればいいですよ。

瓜連支所、分庁舎においては、ちょっと古いというんだったら、それは改修すればいいだけの話であって、何であえてこの全部連動させてやらなきゃいけないかが、ちょっとここまでいろんなご意見が出ていて、いろんな答弁を読んでいるうちに、僕の中でいまいちよく分からなくなってきましたですね。そもそも何で今のままじゃ駄目なんだろうと。一番最初に出た頃は、瓜連支所が古くて、あそこではもう執務ができないから中央公民館へ持ってこざるを得ないとかということだったとすればですよ、それはそれで直せばいい。そもそもあれが50年築ぐらいたっているんだったら、それは本当にもう壊すことを含めて考えなきゃいけないんだけど、35年ですから、あと15年もつんですよ。だから、今慌てて検討、今急いでする必要がどこまであるのかなと当初から思っていたんですが、それと絡めて中央公民館、またふれセンすがや、いろいろとご説明いただくから、そうかなと思いつつ、でも、そもそも今のままじゃ駄目なんだろうかと。

今のこのいろんな出てくると、確かに職員、一緒にあったほうがいい部分は、でも、まさしくオンラインで会議はやっている。DX推進室ができてね、これからどんどん市役所ってアナログじゃなくてデジタルで会議を進めたり、事務分掌もそういう流れに進むに当たって、別のところにいる、もう民間なんかオンラインで仕事しているんじゃないですか、家にいながら仕事をしているわけで。だから、何だろう、今のままで駄目なん

でしょうか。むしろDXを進めていただいて、役所の仕事の簡素化なり効率化を図っていったほうがいいのじゃないかなという気がしているんですけども、そこらのそもそも何で今のままじゃ駄目なんだろうということなんです。

総務部長 ご質問ありがとうございます。

先ほどちょっと答弁かぶりますけれども、まず我々とする、住民サービス、行政サービスを向上させたいという思いがありまして、これまで何とか一緒にできないかという検討はしてきたんですね。そうはいつでもスペース的なものがないと。理想は、既存施設である中央公民館だと。ただ、中央公民館は市民の活動の場になっていると。そういつた中で、ふれあいセンターすがやができるということで、そういうところに活動の場を移していただければ、行政機能が一つになれば、窓口等に関しても一連で手続とか相談ができますんで、住民サービスの向上につながるだろうと。さらに、組織内の業務の効率化も図れるだろうということで、それはさらに住民サービスのさらなる向上につながるだろうと、そういった考えがあって、今回このタイミングだなということでスタートさせていただいたというのが考えです。

遠藤議員 そうなると、上下水道部と教育委員会が中央公民館に来ることによってどれぐらい市民にとって利便性が向上するんですか。つまりここにも書いてあるけれども、そもそも瓜連から移してこようとしている上下水道と教育委員会は、日常的な窓口の機能じゃないって答弁にも書いてあるじゃないですか。それがこっちに来ることによって、どれだけ市民にとって市民サービスの向上につながるのかがちょっと矛盾しているなど思っていて、どうなんだろう。

総務部長 具体的には、転出だったり転入の手続をする際に、やはりお子さんがいる方ですと、学校の転校だったり、そういった手続が一連の流れでできるというのがまず1つございます。同じように水道の開栓だったりとか、いろいろ直接相談しながらできるということで、そこは住民サービスが向上になるのかなと我々は考えております。

遠藤議員 じゃそういうふうなことを、転勤、引っ越すときに教育委員会とか上下水道部に市民が行かざるを得ないようなことが多いのであれば、それ瓜連からなくしちゃっていいんですか。瓜連の方はそういうことを行くのにね、今度なくなっちゃうんじゃないですか、そういったものが。

例えばですよ、これは前の全協でも話したと思うんですが、一つの建屋というか、職員の方が一緒にいることによる効率がいいのは分かるですよ。例えば、だから、去年も教育厚生常任委員会で常陸太田市役所に行ったときに、子供に関するところは全部一緒になっていたんですよ。言ってみれば、我々でいうと福祉のこども課、教育の学校教育課、それと医療の健康推進課みたいなものが3つ一緒になっていたんですよ、常陸太田市役所はね。そうすると、子供のことだったら全部そこで賄える。だから、1階と2階で職員の方が移動して連携取って図れるからいいというのはまさしく見てきた。だから、

そういう何かしらの一つのテーマで一つの建屋でいるメリットは分かっています。

例えば中央公民館にこの機会に教育委員会、こども課、健康推進課、一緒にして子供を一本化しますよというんだったら、これはすごいサービスの向上につながると私は思う。ただ、違うんですね。だから、そこが、どうしてこれが市民サービスの直接の向上につながるかがよく分からないのですよ。どんなもんなんでしょう。

副市長 ありがとうございます。

転入した場合って、大体、窓口はまず市民課あたりから入っていくので、そういった意味では、まず市民課に来て、こちらの手続は教育の関係で、細かく聞きたいんだったらそちらへ行ってくださいという意味では、非常にやはり一体というのは市民サービスにつながるし、正直、我々働いている者にとっては、打合せするときとかですね、先ほどオンラインでやっているのがありますが、具体的に細かい話であるとか、顔の表情とか、そういった細かい話をするときというのは、対面での打合せというのが非常に必要かなと思っています。今、結構ITの関係でも、ウェブ会議から定期的に打合せを持つみたいになってきているところもあるというふうに聞いていますけれども、それはそれで大事だと思っていますので。そういう意味では、やり取りする意味では非常に大事だと思っています。

やはり前回の全協でも申し上げました。なぜこのタイミングかというのは、本当に皆さんには遅れてしまったかなと思っていますけれども、これまでも瓜連支所をこちらで一体化しようという話があって、そのときに、スペースがないという話があって、そのタイミングとしては、ふれセンすがやができたタイミングで考えるべきであるというのが以前、検討していった会議の内容だったようです。これは市内部での検討だったんですけれども。

今回、ふれセンすがやができるという中で、なおかつ公民館、非常に造りの問題があるのかもしれませんが、改修するべきところが非常に多くて、大規模改修を急がなければならないというこのタイミングであれば、もともと考えていた行政機能の一体化と改修、まして先ほど今後20年、30年後というふうに考えたときに、市役所の機能も今のままでいけるのかどうかも正直いうと分かりません。20年後、30年後、同じ職員数で本当にこの日本やっていけるのか。そこを見込んでどうのこうのではなくて、やはり今、効率化を図る、まずは総量を規制しなければいけないと思っています、維持費を考えて。築何年差、2年差がある、3年差があるではなくて、総量を落とすという努力をその都度やっていかなければいけないと思っています。ほかの自治体でも施設の複合化というのがどんどん進んでいます。今まで単独で公民館、単独で行政庁舎、それを一体化してというのはどこの自治体でも進んでいます。無駄なものをなくして総量を減らしていくというのは常にやっていかなければいけないと思っています。

それから窓口の話、保健福祉部の中でも、窓口の一本化という質問をされて、移動のと

きに検討したらいかがかというご質問を頂戴したかと思えます。本日の案では、上下水道部、それから教育委員会を入れるということで書いてありますけれども、我々は今後詳細に設計とか進めていく中で、必要であればそこら辺も見直しながらやっていきたいと思っています。今の教育委員会、上下水道部がここに必ず入るということではなくて、そこは全体のボリュームを見ながら検討していかなければいけないと思っていますけれども。いずれにしても、この時期という意味では、中央公民館の耐震改修が必ず必要な状況になっていると。このタイミングを逃すことなく、やる必要があるということで、この時期、提案させていただきました。

本来であれば、ふれセンすがやができるというのはもう何年も前から分かっていたので、このタイミングではなくて、もっと1年前、2年前あたりに皆さんと議論すべき事案だったろうと思っています。そこは、前回の全協でも大変遅くなりましたということをちょっと申し上げたところです。本当に申し訳ないと思っています。

遠藤議員 1つ併せて確認したかったのが、じゃ今どこまで決まって、決定事項なのですかというのちょっと分からなくなっていて、今までの全協では、中央公民館に瓜連支所の機能が移転すること自体、もう決定ですと。窓口機能はらぼーるに残すことも決定ですと。あと、支所と分庁舎の役割を今後どうするかは、今後検討しますという説明だったと思うんです。

だから、瓜連のあの機能を中央公民館に持ってくること自体は、これはもう決定なんですか、決定ですか。

総務課長 議員ご指摘のとおりでございますが、中央公民館に瓜連支所の行政機能を持っていくというのは決定というか、そういう方針で今後動きます。

遠藤議員 僕はちょっと決定と聞いた覚えがありますが、分かりました。ただ、決定となると、ちょっと単純に心配なのは、今までの上下水道部と教育委員会に勤めていた職員の方の駐車場、これはどうするんですか。

総務課長 駐車場のほうも当然足りないのは想定されますので、周辺でどうするか、求めるかという内容も検討に入ってくると思います。

遠藤議員 どうもすみません、分かりました。

今の内容は、むしろ行政の内部のことなんで、しっかり詰めていただきたいというのと、これは1点、ご意見として申し上げておきたいのは、いろいろ行政機能の効率化、適正化は、それはそれとして、ただ、やはり旧那珂町、旧瓜連町の旧2町の合併でできた那珂市なので、今までのずっと議論の中でも、議員の中でもありました。また地域の中でもね、瓜連、結局、合併してあれもこれもそれもなくなっちゃっているんだよという声の中で、これが最後のとりでみたいなご意見も聞いています。これは住民感情です。市役所の内部の議論とはまた別のところですが、やはりこれも大事にしていきたいなというところまでして、私としては全て行政機能をあそこからなくすのはちょっといかが

なもんかなと思っています。かといって、上下水道部、教育委員会、全部こっちに持ってくることに全面的に反対しているわけではありませんが、何かしら行政機能をあそこに残さないと、私は、旧瓜連町民の皆さんの感情はなかなか難しいのではないかなということと、あとはどうしても郵便局です。郵便局は、やはりちょっと考えていかないといけないんだろうと思っていますので、ご意見と言いましたが、それは答弁いただいて終わりにします。

総務課長 ありがとうございます。

議員のご意見のとおり、真摯に議員のご意見を受け止めて、今後進めてまいります。特に郵便局につきましては、瓜連庁舎の利活用の検討状況で移転もあり得るところがあります。可能性として、移転という可能性があるので、移転する場合は、極力、地元に残っていただくように市のほうでも協議していきたいとは思っております。

以上です。

小宅議員 中央公民館ですが、築39年、大規模改修が必要だということですが、私、小さい頃から中央公民館、映画ですとか、いろんなイベントですとか、ふるさと教室とか、たくさん思い出ありまして、いろいろ思い出がありますが、中央公民館こそもう一時代の役目は終わったんじゃないかなと。ましてや今、25%の利用率というのを伺いまして、さらにふれセンすがやができたということで考えれば、中央公民館の大規模改修じゃなく、こっちを壊してしまったほうが、これ全うじゃないかなとちょっと思ったんですが、いかがですか。役目は終わっていると思うんですよね、これ。

総務課長 ご意見ありがとうございます。

今の状況では、市のほうとしましては中央公民館を延命させて使っていくというような考えでございます。

以上です。

小宅議員 一つ、何ていうんですかね、こうじゃなきゃいけないという考えにこだわらず、そっちも含めて一度ご検討いただきたいと思います。よろしくお願いします。

議長 ほかに。

寺門厚議員 先ほど遠藤議員からも出ましたけれども、何で今の時期に組織の改編をして、教育委員会と上下水道部を移転させる。あるいは、瓜連の支所庁舎、分庁舎併せて見直しをしていくということになるのかというのは同じ思いをしております。

それで、私もこの時期に、やはり那珂市の市庁舎の組織、建物も含めて、もう一度見直しといたしますか、この時期にやるべきだなという考えの持ち主なので、一般質問等々でも、窓口の一本化ということで、特に那珂市については子育てで魅力を打っていますし、教育でも打っています。ということであれば、窓口の一本化というと、子供さんに対して、定住者、移住者に対して1か所で済むようにということで、学校教育課、こども課、社会福祉課、健康推進課、一つのところで対応できると。ぜひそうあってほしいんで、

検討をお願いしますということで言っています。

この時期だからこそ、それは一度考えていただきたいですね。先ほどの答弁でも、この件については、公民館と瓜連分庁舎の問題だけですと。限定じゃなくて、もうトータルで考える時期ですよ。何で逃げているんですかね。なおかつ令和11年でエンドといえますか、全部そこでスタート、やりますよと、けつまで決めちゃっていますよね。何でなんですか、それ。何で11年にスタートさせなきゃいけないんですか。この2点、ちょっとお聞かせください。

総務課長 まず、11年4月までに中央公民館に移転というのが最終のあれなんですけれども、それは決まってはいません。その方針で今後、検討してまいりますというところがございます。

それから、組織の改編でございます。こども家庭センター等々の組織が令和6年度から分散のような形になっておりますが、その辺も含めまして、中央公民館の移転先、現在は上下水道部と教育委員会ということにはなっておりますが、その辺も含めまして今後検討をしていきたいと思っております。

以上です。

寺門厚議員 決定事項ではないということですね、分かりました。

であれば、やはりきちっとですね、例えば教育委員会と上下水道部が11年に移るとしますよね。組織構成って何名体制でやろうとしているんですかね。今と比べて減るのか増えるのか、その辺はどうですか。

総務課長 すみません、何度も言うようでございますが、今後、検討してまいりたいというところで、現在は詳細は決まっておりません。

以上でございます。

寺門厚議員 しっかり検討いただきたいと思います。

原田議員 お願いいたします。

先ほどのちょっと副市長の答弁の中で、僕の理解がこれで正しいのかなということちょっとお尋ねしたいんですけれども、この瓜連支所の組織再編について、一つの目的として、維持費の確保というところがあるのかなというふうに僕のほうでは理解したんですけれども、その辺、この理解でよろしいでしょうか。

副市長 最初の説明にもありましたように公共施設マネジメントという、市で持っている公共施設全体の面積を15%削減するというのが目標で掲げています。これは全ての自治体で策定させられているというところもあるんですけれども、そういった意味での全体的な維持費の削減というのは自治体として必須になっていると。そういう意味合いになります。

原田議員 そうしますと、ちょっとやはりこの維持費の確保ということが一つあるとなりますと、瓜連支所取壊しということが結構前提になってしまうのかなというふうに僕のほう

では感じてしまうんですけれども、そのあたりはいかがですかね。

副市長 支所をどうするかというのは、先ほど選択肢5つほど出させていただきました。直営でやる場合もあるでしょうし、あるいは団体にて運営をお願いすると、あるいは民間で利用してもらうかというのは、手法はいろいろあるだろうと思っています。どういったものをつくっていくのか、これから地元も含めて議論していく中で、最終的にはそういった経費なんかも含めて、行政としてどこまでやるのかというのを検討の上、決定していくということになるかと思っています。

原田議員 ありがとうございます。

確かに民間貸出しとかなったら、それで維持費は浮くかなと思いますし、じゃちょっとまた違う質問になるんですけれども、検討していくということで、地域住民の方と検討ということなんですけれども、非常に人数とかもすごい多い人数になるかもしれないですし、様々な意見とかも、そういうのが出てくると思うので、集約とか非常に大変かなと思うんですけれども、最終的な決定というか、これからの瓜連支所の在り方の決定の仕方、地域の方々の意見をどうやって取り入れて、どういうふうの方針を決定していくのかということ、あとその時期ですね。令和10年度が最終の検討時期なのかなというふうにも思うんですけれども、その辺、お考えありましたら教えていただきたいと思えます。

議長 原田議員、すみません。さっき基本方針の件であったと思います、その答弁は。一応、質問する場合にはまとめて質問していただけますか。ばらばらになっているので、すみませんが、その辺はよろしくをお願いします。

原田議員 そうしましたら、じゃ集約の仕方ということですかね、地域の方の声の。

総務課長 詳細は決まっておりません。これからでございますが、検討委員会等つくりまして、その中で取りまとめていくというようなところで、現在はそういう考えでおります。

以上です。

笹島議員 32ページ、ちょっとよろしいですか。これあれですよ、大規模改修しても、それか取り壊してもというので億単位でみんなかかりますよね。何でもそうなんですけれども、公共施設という、民間の巨大マンションでもいいんですけれども、大規模修繕というのは、これ大体15年から20年かかりますよね。皆さんで、公共施設ですから、要するに基金の積立てというのは、これはやっていらっしゃるんですか。

総務課長 公共施設の基金は、すみません、数字はちょっと定かではないんですが、積み立ててはおります。

笹島議員 細かい金額までは聞きませんが、これらいや応なしに、今、築35年。大体コンクリート、50から60年はもつと言われてますよね。ですから、ここまでは大規模修繕をしながらもたせていくというのが一般論ですよ。そうすると、先ほど小宅議員が言っていたんですけれどもね、中央公民館、まずそこから話したいんですけれ

ども、中央公民館って、公民館法で縛りがあって、補助金ほとんどもらっているんで、簡単に取り壊すとかなんかはできないと思うんですけども、それどうなんですか。

行財政改革推進室長 お答えいたします。

今ご指摘の内容につきましては、国のほうから通達がありまして、10年たてば、国への届出によって大丈夫という通知が来てございますので、問題ございません。

以上です。

笹島議員 先ほど小宅議員が言っていたんですけども、25%、なぜあれかというところでも使い勝手悪いですよね、正直いってね。古きよき時代の遺産というかね、そういう感じですよ。今の時代にマッチしていないですよ。ですから、今言っていた10年以上だったら取壊し云々は可能だというふうに言っていましたよね。ですから、今言っていた積立てしているわけですよ。本当にこれから20年、30年、40年使ったら、やはり那珂市にはない市民ホールかなんかを今度は造ったほうがいいんじゃないですか、まずこれは私、提案ですね、一つね。

それから、瓜連町、これ今言っていた、もう水道課とか学校教育課がこっちへ移ってって、もう向こうは誰も使い道がないと。ですからといたら、普通だったら売却するなり、賃貸で回すなりということを第一条件で考えますよね。そういう意向、発想の転換という考えはないんですか、それは。

総務課長 まず、瓜連支所の今後の在り方についてですけども、先ほどご説明しましたけれども、5つの考え方があると思います。まず公共施設として利活用、それから地域による利活用、公共・公益的団体等による利活用、民間事業者等による利活用等々ございます。最後に建物を取り壊しての利活用という方針で、今後検討していくというようなこととございます。

以上です。

笹島議員 この一番大事な発想なんですけれども、この那珂市で持っていれば、要するに負担がかかるわけですね、修繕とか。細かな修繕、毎回毎回かかりますよね、黙っていたってそういうものはかかりますよね。ですから、それを貸すなり、売るなりすることは第一条件で、一番最初にそれをやらなきゃいけないということは、ご自分でそれを考えなきゃいけないという。要するに余計なものを、今言っていた自治体がそれを持てば負担がかかる。行く行くは税金まで結びついてくるという、ですよ。もちろん老朽化してって、60年、70年過ぎれば取り壊さなければいけない。そのためには、やはり次の、私が言っていた市民ホールを造るなりというのも考えて積立てをしていかなきゃならない。先ほど言ったスクラップ・アンド・ビルドというのは長期的に本当にやっていかなきゃいけないんですよ。そういう本当に場当たりのしか見えていないんですよ。今言っていた、瓜連支所が誰もいなくなったから、そこに今度、取り壊すなりなんなりって。取り壊すというのは後ですよ、お金かかるもんですから。利活用、有効利用は何

が一番先かということ、そういうことを考えていてほしいんですけども、どうですか、その考えのほうは。ありますか。

総務課長 民間事業者の利活用、貸出し等々も、利活用の方向では考えておりますので、その辺を検討して、公共施設としての利活用等々も含めて、いろいろ検討していきたいと思っております。

以上です。

桑澤議員 すみません、長くなっちゃって。私も財政の健全化とか、先ほど副市長おっしゃいましたけれども、行政の効率化、こういうのはどんどんやるべきだと思いますし、これから避けられない部分かと思っております。

ただ、33ページのほうに出ておったんですけども、瓜連分庁舎の年間のコストですか、維持コストで大体平均すると2,300万円ぐらいのコストがかかっているような表になっているかと思うんですけども、これを要するに単純に例えばこの2,000万円をどうしても市としてカットしたいがための解体なのか、公有財産はほかにもあるかと思うんですけども、これが選択肢じゃなくて、ほかの部分でもっとこれぐらいの金額をカットできるような公有財産の部分の検討はなかったのかなど。そこをちょっとお聞きしたいんですが。

総務課長 すみません、解体ありきではないんですけども、参考までに事業費等を載せてございますが、解体ありきではございません。瓜連庁舎を使わなくなった場合にどこの利用もなければ、解体も致し方ないだろうというような書きっぷりを最初はしていたところでございます。

公共施設マネジメント計画にあるのは、公共施設 15%削減という方向性がありますので、瓜連庁舎と言わずに全体的な枠の中で 15%削減していこうという計画等もございしますので、その辺も含めて、瓜連庁舎等の可能性ですか、そういう考え方が出てきたというのが内容でございます。

以上です。

桑澤議員 解体ありきじゃなければ、そもそも瓜連庁舎、まだ使えるんで、まだもつと、20年、30年もつということであれば、わざわざ最初にその発想が出てこないと思うんですよ。全体で15%コストをカットするというのであれば、別にもっとほかの資産を検討して、130ぐらいあるんですけど、ちょっとさっき出ていました、120ぐらいの施設。そういったものを全て見た上で、ほかになかったのかということとちょっと質問したんですけども。

副市長 ありがとうございます。

今、具体的にほかを検討したかということ、そこまでほかを検討しているわけではないと思います。ただ、いずれにしても、そのときそのとき機会を見て、削減できるものについては検討していくということだろうと思います。それはこれに限らず、またほかの事業

を見直すときにも、当然、私ども毎年、全ての事業の見直しを内部でチェックして、落とせるものという議論をやっています。その都度、削減できるものは削減していくというのをまず考えてやっていくということ、そのたまたま一つが今回だったということで理解いただければというふうに思います。ありがとうございます。

議長 ほか。

富山副議長 私から確認で1点だけ。このパブリックコメントの結果、これは公に公表されるのか、1点だけ伺いたいと思います。

総務課長 本日中に公開したいと思っております、ホームページ。

富山副議長 多分、地域の方々、大変に興味を持つところでありますので、回答含めてきちんと公表していただきたいなと思ひまして、発言させていただきました。よろしく願いいたします。

寺門勲議員 本年1月の瓜連地区の住民説明会、私も出席させていただきました。最後、瓜連地区の住民の方から先崎市長宛てに取壊しは撤回しろと強い口調でお話しがございました。そういった中で、約数か月たっておりますが、現在、先崎市長の現在の心境をお伺いいたします。

市長 ありがとうございます。

瓜連地区でたくさんの方々からいろんなご意見をいただきました。これもパブコメの一つだというふうに私は理解しております。やはり議員の中にもお言葉がありましたけれども、心情をはかるといいうのも大事な作業だろうということもありましたので、たくさんのご意見いただきましたんで、今回、パブコメの修正案を出しますんで、これを基に今後進めていきたい、そのように思っております。

以上です。

君嶋議員 最後に私のほうからも、そのパブリックコメントについて、今日公表するということですから、たくさんの方の意見をいただいたという声をきちんと行政のほうでも受け止めて、今後の検討委員会並びに地域の住民の声をきちんと受け止めて計画を進めていただきたい、利活用に向けて。解体ありきじゃなくて利活用に向けての計画を進めていただけるように私から要望しておきます。

議長 なければ、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

再開を14時15分といたします。

休憩（午後2時05分）

再開（午後2時15分）

議長 再開します。

続きまして、台南市と那珂市における友好交流協定締結について、執行部より説明を求めます。

市民協働課長 市民協働課長の秋山です。ほか2名が出席しております。よろしくお願いいたします。
着座にてご説明させていただきます。

全員協議会資料、台南市と那珂市における友好交流協定締結についてをご覧ください。
台南市と那珂市における友好交流協定締結について。

友好交流協定締結は、台南市と相互の密接な連携を構築し、子供から大人までが文化、教育、スポーツ及び経済などの幅広い分野における交流を通じて、両市の発展、国際交流の推進を図るとともに、それぞれの資源を有効かつ最大限に活用し、地域経済の発展につなげることを目的とした友好交流協定の締結式について報告するものです。

まず、内容の説明に先立ちまして、協定締結先の台南市とは、平成27年に幕張メッセで開催された国際食品飲料展において、台南市長と那珂市国際交流協会会長が顔を合わせたことがきっかけとなり、その後、台南市に飛虎將軍としてまつられている旧日本軍パイロット杉浦茂峰兵曹長の本籍地や母の出生地が那珂市であったことから、交流が始まりました。

それでは、資料の1、友好交流協定の締結式の日時、令和6年5月6日月曜午後2時30分からの台湾時間になります、日本時間は午後3時30分となります。

2、協定式の会場、台湾台南市政府庁舎6階貴賓室で行います。

3、協定締結式の出席者でございますが、台南市政府、台南市長、新聞及び国際関係部長、国際関係課長、日本交流班職員、那珂市、那珂市長、那珂市議会議長、那珂市国際交流協会会長、那珂市職員になります。議長におきましては、市民の代表として同行していただくことを執行部のほうからお願いいたしました。

説明は以上になります。

議長 執行部より説明が終わりました。

ご意見、ご質疑ございますか。

花島議員 私は台南市というと真っ先に思い浮かぶのはTSMCという企業がとんでもなくすごい企業なんですよね。せっかく交流を結ぶんだから、ぜひその辺も学んでほしいと思うんです。TSMCのまねをしろとは言いません。だけれども、なぜああいう仕事をして、それでどんなふうに、ある種の間隙から広く広げていったと私は思っているんですが、那珂市の産業振興とかいろんな企業を誘致する場合の参考にもなるかと思っておりますので、その点、よろしくお願いいたします。

協定を結ぶのは、ただ仲よくしようというだけじゃなくて、今回の締結式もそうだけれども、行ったり来たりするのに当然予算が必要ですので、ぜひそういう面でも有効に使っていただきたいと思います。

以上です。

議長 ほかがございますか。

遠藤議員 これはこっちでもやらないんですかね、締結式って。

市民協働課長 こちらでは開催する予定はございません。

遠藤議員 せっかく交流なので、今はなくても検討してくださいよ。せっかく、向こうからも来てもらいましょうよね。ぜひ台南市とやるんだよというのをこちらでも機運を高めたいじゃないですか。ぜひご検討をお願いします。

議長 ほかがございますか。

寺門勲議員 友好交流協定につきましては、先日の一般質問でもさせていただきましたが、再度、2点ほど確認させていただきます。

まず1点目が、5月6日、協定締結式におきまして、協定書を交わすと思いますが、こちらの協定書の中身の内容について、お尋ねします。

もう1点目でございますが、協定式におきまして、その式において、記念品をこの那珂市のほうから持っていくのか。また、持っていく場合、どういったもの、例えば那珂市のふるさと納税の返礼品など、どういった考えをお持ちなのか、2点お伺いいたします。

市民協働課長 ありがとうございます。

まず1点目の協定書の内容につきましては、細かいものにつきましては、今現在、最終的な確認を両市で行っております。まず、協定書につきましては、相互の信頼関係と尊敬を礎として、相互の友情を発展するための友好交流協定になっております。中身の細かい詳細につきましては、両市は平等の立場、幅広い分野における交流、また、お互いを理解し連携しながら交流を深めましょうというような内容になっております。

また、協定の内容の素案につきましては、那珂市が台北駐日経済文化代表処に相談しながら台南市へ素案を送らせていただきました。その後、台南市が台湾中央政府と協議し、調整を行い、現在、先ほど言いましたけれども、台南市と那珂市で内容の最終確認をしているところでございます。

もう一つ、記念品につきましては、台南市政府の担当者と私どもで現在調整をしております。全ての友好交流協定をやったときにそういうことをやったという事例がまず台南市政府のほうにないということなので、ただ、私どものほうではぜひそういうこともやりたいというお話をし、今、調整しているところでございます。もしそういうことの実施することになった場合には、私ども那珂市としては、那珂市に関連する品を考えながら対応をしていきたいと考えているところでございます。

以上になります。

議長 ほかがございますか。

笹島議員 これあれですか、出席者は那珂市議会議員は行かなくていいのかな、これは。

市民協働課長 今回、令和6年度の事業の予算を立てたときに、まず、議員の皆様全員を連れていくというような予算をちょっとなかなか上げることができませんでしたので、今回協定につきましては、先ほどご説明したとおり、議会を代表するというか、市民を代表するという形で議長のほうにお願いした形になっております。

笹島議員 来年ですよ、行くとなると。今年はいけないから。

市民協働課長 今後の事業につきましては、やはり台南市とも様々なことを協議していますので、まず議員の皆様にも足を運んでいただきながら、両市の交流の一つ協力をしていただければと私どものほうも考えておるところでございます。

小宅議員 その予算を審査するのは私たち議員かと思うんですけれども、これ国際交流協会の会長は大和田議員かと思うんですが、これは利益相反には当たらないですか。

市民協働課長 国際交流協会のほうは、国際交流協会の予算の中で渡航費等に対応しておりますので、市の一般財源のほうで対応する形にはなっておりません。

議長 なければ、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

執行部は入替えをお願いします。

休憩（午後2時25分）

再開（午後2時26分）

議長 再開します。

続きまして、第4次那珂市地域福祉計画の策定について、執行部より説明を求めます。

社会福祉課長 社会福祉課長の高安です。ほか3名が出席してございます。よろしく願いいたします。着座にて説明させていただきます。

それでは、全員協議会資料、第4次那珂市地域福祉計画の策定についてをご覧ください。

それでは、資料に沿ってご説明させていただきます。

今回のご報告につきましては、令和5年12月14日の全員協議会においてご説明させていただきました。その後、庁議を経てからパブリックコメントのほうを市内各所で約一月実施いたしまして、ご意見等がなかったことから、令和6年度から令和10年度までの5年間の計画期間とする第4次那珂市地域福祉計画を策定したので、ここにご報告するものです。

では、まず第1に、パブリックコメントの結果についてご説明させていただきます。

パブリックコメントの実施期間につきましては、令和6年1月10日から2月6日までとなっております。

実施場所につきましては、社会福祉課の窓口や瓜連支所窓口、市立図書館の行政資料コーナー及び市ホームページにて行いました。ホームページの閲覧件数につきましては、パソコンからが57件、スマートフォンからが16件の総数73件となっております。

計画に対するご意見、ご質問等につきましてはございませんでしたので、パブリックコメントによる計画の修正もございません。

今後の予定につきましては、この全員協議会においてご報告させていただいた後にホームページのほうで公表させていただきます。

資料2ページから9ページに第4次那珂市地域福祉計画の概要版を添付させていただい

ておりますので、概略のほうをご説明させていただきます。

こちら地域福祉計画は、社会福祉法第107条を根拠とし、市町村が策定するものとなっております。

3ページには計画の基本となります地域福祉について、また、第4次那珂市地域福祉計画についてを記載させていただいております。地域共生社会の実現に向けて、地域の助け合いによるまちづくりを推進するため、地域福祉を推進する上での基本理念や施策の方向などを示すものです。

続きまして、4ページには、その施策体系として、基本理念、基本目標、基本施策を記載してございます。

5ページから8ページには施策展開として、4つの基本目標の中の基本施策ごとの重点事業を記載してございます。

9ページには、地域福祉計画との一体的な策定及び推進を図るため、重層的支援体制整備事業実施計画を記載してございます。

こちら策定に当たりまして、実態を把握するため、地域福祉計画アンケートを行い、さらに地域福祉計画策定に係る諮問機関として、関係機関の代表15名から構成する那珂市地域福祉計画推進委員会及びその下部組織として市役所内の関係各課から構成される那珂市福祉計画ワーキング委員会を行い、計画策定に係る調査研究を行いながら策定してまいりました。

計画の進捗管理といたしまして、PDCAサイクルに基づき実施事業の点検、評価を行い、基本目標ごとに設定いたしました成果指標を達成できるよう、年次的な進捗管理を行う予定となっております。

第4次地域福祉計画の策定につきましては以上となります。よろしく願いいたします。

議長 執行部より説明が終わりました。

ご意見、ご質疑ございますか。

小宅議員 3ページ、ちょっとお伺いしたいんですが、自助、共助、公助、あるかと思うんですけれども、いわゆる地域における民生委員の立ち位置というのは、これは互助・共助のところに入るんですか、それとも公助のところに入るんですか。

社会福祉課長 民生委員さんは、地方公務員特別職になってございますので、公助に当たるかと思えます。

小宅議員 本当、民生委員一生懸命、僕たちの地域でもやっていただいて、見守りとか本当に頭が下がることをやっていただいているんですけれども、民生委員って無報酬だと伺ったんですけれども、そのとおりですか。

社会福祉課長 民生委員につきましては、一応、厚労大臣から委嘱されて地方公務員特別職になってございますが、互助・共助のほうに当たる形になってございます。申し訳ございません。訂正させていただきます。

それで、民生委員の報酬の件なんですけれども、こちらについては、活動費のほうは支給されておりますが、報酬のほうにつきましては無報酬という形になってございます。

以上になります。

小宅議員 活動費というのは、実費、かかった分という考え方でしょうか。

社会福祉課長 おっしゃるとおりです。

小宅議員 いわゆる動いていただいている中で、報酬というのは出すことはできないものなんですか。

生活福祉G長 まず、民生委員につきましては、国の民生委員法によりまして、無報酬と決まっております。したがって、市としては、国のほうにぜひ無報酬ではない形にしてほしいという要望をかねがねさせていただいているところでございます。

以上です。

小宅議員 私の自治会でも民生委員2人お願いしているんですけども、2人とも、もう70歳超されていて、その方が一人暮らしの老人の方とか、体が不自由な方を回っていただいているんですけども、やはりその次にやる方というのがまだ見つからない現状もありますし、そういったものも含めて、そういったことを改善していただけるように引き続き要望を出していただければと思います。よろしくをお願いします。

議長 ほかがございますか。

遠藤議員 今、小宅議員の話にもあるように、今、地域福祉となると、本当にメニューがたくさんあって、幅広くて、すごく1個1個重要なんですが、やはりつくづく思うのは、それぞれこれ担い手ね、これ一体誰がやるんですかという、それぞれの事業を。今、何とか、今おっしゃった民生委員もそうだけれども、例えばこの要配慮者を支える体制づくりだって、避難行動要支援者、一応、1人につき2人ね、地域の中でお願いしているけれども、誰もなかなかできなくて、自治会長や民生委員にごそと名簿は名前は取りあえず書いておきました、出しておきましたみたいなものであったりですね。誰がこれそれぞれの事業をやっていただけるのかというところがすごくどれもこれも、見守りにしてもそうですけれども、曲がり角に来ていると感じています。そういう地域福祉の担い手であったり、これから後進の育成であったり、あと若者をどう取り込むかという話であったり、そこらというのは、まさしくこれは計画策定の段階でありますので、ちょっと包括的なお考えをお聞きしておきたいなと思います。

社会福祉課長 担い手不足といいますか、担い手づくりといいますか、こちらについては深刻な問題だと事務局のほうとしても考えているところでございます。ただ、この地域福祉につきましては、かなりもう本当に広い大きな、皆さんの協力がなくなかなかできないという状況にあるものだと思っております。また、こちらの事業を行っていく上では、一担当部署だけではなかなか進められるものではないというふうに考えてございます。地域福祉、関わる部署というのは、それこそまちひっくるめての話ではないかというふ

うに事務局としては思っているところがございます。

ですので、自助、互助・共助、公助というふうな形で並んでおりますが、互助・共助の部分に当たる部分といたしましては、自治会もそうですし、ボランティアであったりとかNPO法人であったりとかもそうですし、もちろん福祉サービス事業所であったりとか、民生委員であったりとか、社会福祉協議会であったりとか。そういったところも一丸となって進めていかなければいけないのかなというふうに考えているところがございます。本当に一担当だけではなかなか難しい、一担当部署だけでは難しいお話だと思っておりますので、より深めていけるように努力していかなければいけないなというふうに考えているところがございます。

以上になります。

遠藤議員 本当にね、ぜひそうしていただきたいと思うんですよ。今、地域の中では、もう本当に自治会の中でも組織になかなか入らない、加入率も下がっていたり、あとは今までずっと何十年もこういう地域福祉を担っていただいた市民団体が高齢化していて、もうできなくなるよという声が増えていたりいたします。今、課長おっしゃったとおり、この地域福祉の担い手を、じゃ今まで行政と市民と、あと事業者三位一体でという話はよくよくあるんですが、そうなってくると、これ幅広がゆえに、誰が声かけるんですかというところで、これ声かけ、あとは連携をさせ方の力量が問われてくるんですよ、これから。

かなりボランティアの側面が強い地域福祉なんで、ある意味、気づいていただいた方、やれる方、やれるところがやってくださっていたところが結構あったと思うんだけど、かなりそれぞれの部分が弱体化してきていると、高齢化していると思います。かといって、多分、声かければ、若い方々なんかね、例えば本当に水農や那珂高校生徒なんかはすごくいろんなところで、JRCや生徒会含めていろんなところへ参加してきています。地域福祉を担う最前線の社会福祉協議会の事業でも、いろいろ若い方、協力的なんですよ。

そういったことを含めて、行政がこの地域福祉計画を策定して推進するに当たって、いろんな担い手、今まで参加してきてもらっていない方々にも目を向けて、いかに連携を取らせるかというのは、すごくこれは役所の力量だと思いますので、そういったところを、時代に応じてということがありますけれども、若手をいかに取り込むか、ぜひ工夫してやっていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

議長 ほかがございますか。

原田議員 お願いいたします。

7ページの真ん中ら辺のところ、バリアフリー、ユニバーサルデザイン化の推進ということで、やはり那珂市も高齢化が非常に進んでいる中で、移動手段の確保というところで、デマンドタクシーをはじめとする公共交通の利便性の向上を図るということなん

ですけれども、具体的にどういった計画があるかなということをお伺いしたいです。よろしく願いいたします。

社会福祉課長 利用しやすい移動の確保でデマンドタクシー等につきましては、事務事業評価等でも進められている部分でございまして、こちらについてもデマンドタクシーと、それから先日もお話があったかと思うんですけれども、障がい者に対してのタクシーの利用助成、ある程度すみ分けしなきゃいけない部分があるのかなというふうな部分なんかも考えてございます。一応、担当部署のほうと細かい調整のほうを、今後、次年度も含めて行っていく予定になってございますので、そういったところを進めていこうと考えているところでございます。

以上になります。

議長 原田議員、すみません、13番に那珂市地域公共交通計画というのが入っていますので、そちらのほうで質問のほうをお願いいたします。

ほかございますか。

寺門勲議員 1点だけ教えてください。

7ページの上から2番目かな、子どもを守る110番の家の普及推進ということになっておるんですけれども、こちらの緊急場所の設置を支援しますということになっておりますが、この支援というのはどういったことをお考えでいるのかお伺いします。

社会福祉課長 こちらにつきましては、地域福祉計画につきましては、たくさん関係各課が関わった形で行っているところでございます。こちらにつきましては、こどもの110番につきましては学校教育課がメインになって担当してくる部分になりますので、そこと協議をしながら進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上になります。

鈴木議員 6ページの居場所づくりの推進なんですけれども、ちょっと教えていただきたいんですが、テーマ性の高い居場所づくりの推進ということなんですけれども、どのような場所でどのように推進していくのか教えていただいてもよろしいですか。

社会福祉課長 こちらにつきましても、こども課であったりとか、介護長寿課であったりとか、学校教育課であったりとか分かれているところがございますので、その中心に我々がいて、それをコーディネートするような形で進めていきたいというふうな形で考えてございます。

以上になります。

鈴木議員 では、子供だけではなくて、高齢者の方だったりとかという方も、全てをコーディネートするというところで書かれているということでもよろしかったですか。

社会福祉課長 地域福祉計画自体が一課ではとてもできるものではないので、なので、地域福祉計画を推進する上では、社会福祉課が中心になった形で行っていくというところでございます。

以上になります。

笹島議員 これ第4次なんだけれども、今年から4年間かな。第3次とどこが変わりましたか。

社会福祉課長 今後5年間行う形になってございます。第3次計画のほうから変わったところにつきましては、基本理念の部分です。こちらにつきまして、アンケート等を調査した中で、多くの市民の方が挨拶する以上の近所付き合いを、以前の部分なんですけれども、以前の部分といたしましては、多くの市民が、挨拶をする以上の近所付き合いのほうをしており、今後、近所付き合いをしたくないとの回答はごく僅かだったということと、また、災害時や緊急時の地域づくりに必要なこととして、ふだんから近所と交流することが最も重要視されており、多くの市民がつながりの重要性を感じているというアンケート調査を踏まえまして、基本理念を変更させていただいております。一人一人を大切にしている視点といたしまして、地域とのつながりを大切にする視点から、「自分らしく」と「つながり」というキーワードのほうを追加してございます。

また、SDGsの理念、持続可能なSDGsの理念やWell-beingの考え方も重要であるとのことのご意見があったことから、それを踏まえた方向性を示す必要があるということで、基本目標において、目標ごとに関連するSDGsの視点を載せるとともに、Well-beingの考え方を踏まえた内容を記載してございます。

また、令和2年に社会福祉法の改正がございまして、重層的支援体制整備事業が創設され、本市においても令和5年4月からスタートしたところでございます。こちらについて、重層的支援体制整備事業実施計画のほうを追加して記載させていただいたところでございます。

以上になります。

笹島議員 理想的でいいと思うんですけども、これ実際、人手が必要な問題ですよ、なかなか人手不足、民間でもどこでも人がいない。今言っていた若い人は、高校生とかなんかは、大学生までは時間があるからやってくれるでしょうけれども、勤めたら、もう今、共稼ぎでみんなそれどころじゃない。それから、今言っていた定年がもう65、70歳まで働けという時代で、70以上じゃないということで、いろんな難しい問題が例年より多いと思うんですよ。複雑になって、大変ハードルが高くなってきたと思うんですけども、それで、どういうふうに将来的に考えているんですか、これは。

社会福祉課長 確かにハードルのほうは高くなってきているかと思えます、議員のおっしゃるとおりだと思います。

ただ、今後5年間、こちらの事業を進めながら、年次計画の中でもそうですけれども、進捗管理の中でもそうですけれども、出てくる課題について検討してまいりたいというふうな形で考えてございます。

以上でございます。

議長 なければ、質疑を終結いたします。

続きまして、那珂市障がい者プランの策定について、執行部より説明を求めます。
社会福祉課長 それでは、続きまして、那珂市障がい者プランの策定についてをご説明させていただきます。

全員協議会資料、那珂市障がい者プランの策定についてをご覧ください。
それでは、資料に沿ってご説明させていただきます。

こちらにつきましても地域福祉計画同様、令和5年12月14日の全員協議会においてご説明させていただきました。その後、庁議を経てパブリックコメントを市内各所で約一月実施させていただき、お一人、1件のご意見を頂戴させていただきました。

令和6年度から令和11年度までの6年間を計画期間とする那珂市障がい者計画及び令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とする那珂市障がい福祉計画・那珂市障がい児福祉計画を策定したので、ここにご報告させていただきます。

では、まず第1に、パブリックコメントの結果についてです。

実施期間及び実施場所につきましては、地域福祉計画と同時期、同場所で行わせていただきました。ホームページの閲覧件数につきましては、パソコンからが51件、スマートフォンからが26件の総数77件となっております。

計画に対するご意見、ご質問につきましては、お一人、1件となっており、老人性難聴など、難聴でお困りの方への対策や経済支援についてのご意見でした。

このご意見につきましては、現在、聴覚障がいがあり、身体障害者手帳所持者に対する購入費用の一部助成を行っていることや、また、身体障害者手帳に該当しない方に対しては、全国市長会が国に対して補聴器購入補助の積極的な措置を講ずるよう求めていることから、この動向を注視していること。またさらに聴覚機能の低下が高齢者全般に関わることから、高齢者福祉サービスの取組など、総合的に推進していくことから、今回の計画における修正はございませんでした。

今後の予定につきましては、地域福祉計画同様、全員協議会においてご報告させていただいた後に、ホームページのほうで公表いたします。同様に、資料2ページから9ページに、地域福祉計画同様に概要版を添付させていただいておりますので、概略についてご説明させていただきます。

那珂市障がい者プランは、障がい者施策の基本的な指針を示した那珂市障がい者計画、障害福祉サービス及び地域生活支援事業の見込み量を定めた那珂市障がい福祉計画及び障がいのある子供に関するサービスの見込み量などを定めた障がい児福祉計画の3計画で構成され、那珂市の障がい者施策の総合的な推進を図るものです。

根拠法令は、障がい者計画が障害者基本法第11条第3項、障がい福祉計画が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、通称障害者総合支援法第88条、障がい児福祉計画が児童福祉法第33条の20となっております。

今回の第4期障がい者計画の計画期間につきましては、令和6年から11年度の6年間、

第7期障がい福祉計画が令和6年から8年度の3年間、第3期障がい児福祉計画が令和6年から8年度の3年間となっております。

3ページ、4ページには障がい者プランとして、計画策定の背景及び計画の位置づけ、それぞれの計画の期間、計画の対象者、計画の策定体制と本プランの基本的な内容を記載しております。

5ページ、6ページには、第4期障がい者計画として基本理念及び6つの基本視点を記載しております。

7ページから9ページには、第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画として、障害福祉サービス等の成果目標及び障害福祉サービス等の見込み量を記載しております。

策定に当たり、障がい者プランにつきましても地域福祉計画同様、実態を把握するため、障害のある市民の方、またはそのご家族の方及び障がいのない市民の方にアンケート調査を行い、さらに副市長を委員長といたしまして、学識経験者、福祉関係代表者等16名で構成されます那珂市障がい者プラン推進委員会及び庁内関係各課等代表12名から構成されます那珂市障がい者プラン推進ワーキングチーム会議を行い、施策の調査研究及び検討協議を行いながら策定してまいりました。

今後、このデータを基にPDCAサイクルに基づき、障がい福祉計画、障がい児福祉計画の見込み量や数値目標等に関する実績を少なくとも1年に1回把握し、確認、評価を行い、評価の結果や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の変更や事業の見直し等の措置を講じてまいります。

那珂市障がい者プランの策定については以上となります。よろしく願いいたします。

議長 執行部より説明が終わりました。

ご意見、ご質問ございますか。

桑澤議員 すみません、1点だけちょっと確認したいんですけども、8ページですかね。5番、障がい児支援の提供体制の整備等というところに、令和8年度までに設置を目指すという中で、児童発達支援センターの設置1か所というのがあるかと思うんですけども、これは現在、既にすまいるがありますよね。それとの違いというのは、どういうイメージでこれができるのかなと思ってちょっとご質問したいんですけども。

障がい者支援G長 現在、那珂市に設置してあります、すまいる発達相談センターにつきましては、こちらに掲げてある児童発達支援センターと人員の構成が違ってきます。児童発達支援センターのほうには、今現在すまいるで構成されている人員よりさらに幅広い、例えばお医者さんですとか、そういった方の人員が必要になったりというところがあるので、そのあたりも含めて検討していかなければいけない部分になっております。必ずしもこちらに関しては、那珂市だけで設置しなくとも、広域の市町村で設置すればいいということにもなっておりますので、そのあたりも含めて今後検討してまいりたいと思っております。

桑澤議員 ということは、今の相談センターはそのまま残しつつ、新たにこれができるというイメージなんですか。

障がい者支援G長 そのあたりに関しましても、今のすまいるをなくす、なくさないというところはこども課の主管にもなりますし、必ずしもここをなくすとかなくさないとかというところはまだちょっと検討できていないところですので、そこも含めて検討していかなければいけないところかなと思っております。

桑澤議員 今すぐこういう発達障害の児童、増えているというのは聞いておりますし、何よりもそういった子供たちって、早くね、対処してあげるといふか、親に対しても早く気づいてあげるとか、そういった支援が重要かと思っております。なるべくそういった早く措置してあげるといふことで、その子の将来もかなり変わってくる部分も大きいかなと思っておりますので、ぜひこの部分はしっかりと市で支援していただければなと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長 ほかがございますか。

花島議員 1件だけのパブリックコメントにもありましたように、難聴の問題は結構社会的に大きい。私の身の回りでも結構、難聴の方がいます。結構困っています。ただし、ここでいう、国が言う障がいの基準に当たらない人が多いんですね。国のこれから動向を見ながら計画を手直しも含めて考えているというご説明でしたので、その辺、今後よろしくお願ひしたいと思ひます。

小宅議員 9ページの障害福祉サービス見込み量なんですけれども、これは向こう2年間、令和6年、7年、8年とありますが、向こう2年間、数字が動かないという見込みになっていますが、これは、要は利用者の数が増えないという見込みなのか、それとも事業所の数が増えないという見込みでの横ばいなのか、どちらか教えていただきたいんですが。

障がい者支援G長 こちらに関しましては、利用者の見込みになります。
以上です。

小宅議員 利用者は、要は増えていかないというようなことなんですか。

障がい者支援G長 こちらの利用者の出し方についてなんですけれども、こちらは令和4年度以前の利用者の上がり方ですとか、そういったところで算出しているところですので、あくまでもそういった出し方で、こちらに記載させていただいているということになります。

小宅議員 そうすると、事業所にはまだ余裕があるというふうなことなんですか。受入れ事業所のほうは。それとも、事業所がもう目いっぱいなんで、これ以上増えないという考え方なのか、それどっちなのかちょっと気になるんですが。

社会福祉課長 事業所についていっぱいということではないです。まだあると思ひます。ただ、今現在ベースになっている数値から計算して求めていく数字がたまたま横ばいのところであったりとか、さほど動かないという状況のものが続いているという状況になってい

るところだと思います。

以上になります。

小宅議員 単純に考えて、障がい者の数というのは増えていくのかなという気がしてはいるんですね、それはやはりある一定数がどうしてもあるということで。それで、障がいはありましても、寿命でいえば平均寿命も普通にいくと思いますので、そういうことを考えると増えてくるんじゃないのかなというのが私の感覚ではあります。

そうすると、事業所のほうはまだ、でも受け入れる余裕はあるけれども、現実的には増えてはいないという、そういうことでよろしいんですかね。

社会福祉課長 計算の中で、65歳以上になりますと介護優先になってくるので、なので、増えてはいきますけれども、そこから先、介護になってしまうという部分があるので、ある程度の数字で収まっていくというような状況になるということです。

以上になります。

小宅議員 なるほど、分かりました。

そえて、いわゆる例えば就労支援B型というのは、例えば水戸市でいうと、もう事業者数はいっぱいなので、枠は取れませんというような話を聞いております。那珂市は、こういうところに対してはまだ余裕があるというふうな考え方、認可に対してですね。

社会福祉課長 認可につきましては県のほうで行っている形になっているそうなんですけれども、うちのほうとしては、今のところまだそこまでになってございます。

遠藤議員 5ページ目に基本理念があって、いろんな視点があるんですけども、例えば基本理念の2番目かな、共生社会の実現に向けた施策ということで、法律が変わって、いわゆる合理的配慮を多くの皆さんに求めていくということがあると思うのですが、それについて、いわゆる事業者、学校や各事業者の取組はそれはそれとして、ただ、幅広くそれだけ障がいがあるなしにかかわらずというような理念を広めるためのそういう施策というのは何かあるんですか。

社会福祉課長 今回たまたま4月から民間事業所が合理的配慮が義務化という形になるという時期に今ちょうど来ているところでございます。ですので、市としましては、広報のほうで特集を組ませていただきまして、流ささせていただいた、広報させていただいたところではあるんですけども、今後、それ以前に公共機関が義務化になった際には、市のほうとして職員に対して、こういった差別解消法についての検証等を行った状況というものもございまして、民間につきましての状況というのはまだ、そういったところまで、細かいところまでは決めているところではございません。ただ、そういった対応のほうも考えていかなければいけないというような状況というものもあるのかなというふうに考えているところでございます。

遠藤議員 分かりました。ぜひお願いします。

数年前、たしかね、那珂市の商工会の総代会の前に来ていただいて、法律が改正になり

ましたよってパンフレットをご説明いただきましたね。非常にいい取組をしていただいたのを覚えているので、そういった事業者向けのPRなんかもぜひ引き続きお願いしたいというのと、もう1点、4番に一人ひとりにきめ細かい支援、これちょっと概要版なので載っていないのかもしれないんですが、例えばライフステージに応じた個別の障がい者支援プラン策定だというようなものは多分、今までもやっていたと思うのですが、それについてはどんな感じでしょう。

社会福祉課長 詳細版のほうに同じように載せてございます。

以上になります。

議長 なければ、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

再開を15時10分といたします。

休憩（午後3時01分）

再開（午後3時13分）

議長 再開します。

続きまして、那珂市高齢者保健福祉計画の策定について、執行部より説明を求めます。

介護長寿課長 介護長寿課長の萩野谷と申します。ほか3名が出席しております。よろしくお願いたします。

それでは、着座にてご説明をさせていただきます。よろしくお願いたします。

それでは、全員協議会資料、那珂市高齢者保健福祉計画の策定についてをご覧ください。

那珂市高齢者保健福祉計画は、老人福祉法に基づく高齢者福祉計画及び介護保険法に基づく介護保険事業計画の2つの計画を統合したものになっております。現行計画の計画期間が令和5年度をもって終了するため、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とする那珂市高齢者保健福祉計画を策定いたしましたので、ご報告をさせていただきます。

初めに、パブリックコメントの結果ということですが、社会福祉課のほうとも連携しながら行っておりましたので、説明のほうは少し割愛をさせていただきたいと思ひます。

パブリックコメントを実施した中で、閲覧件数44件ございまして、ご意見等はございませんでしたので、パブリックコメントによる計画の修正はございませんでした。

添付資料といたしまして、計画の概要版をつけてございます。資料2ページ以降に4ページにわたりましてついておりますので、まず2ページのほうをご覧くださいと思ひます。

初めに、計画策定の趣旨になりますが、先ほど説明した内容と重複しておりますので、こちらについても説明は割愛させていただきます。

計画の位置づけのところをご覧くださいと思ひます。

本計画は、老人福祉法で規定される市町村老人福祉計画、介護保険法で規定される市町

村介護保険事業計画として位置づけられております。また、持続可能な開発目標、SDGsの視点を踏まえるとともに、第2次那珂市総合計画を上位計画とし、市の各種計画との整合性を図った計画としております。

その下に記載しております計画の推進体制、日常生活圏域の設定につきましては、ご確認をお願いいたします。

次のページをお願いいたします。

高齢者の現状となっております。

本市の高齢者人口は、令和5年4月1日現在で1万7,566人となっており、今後につきましても微増ではありますが、増えていくものと予想しております。高齢化につきましても、分母となる総人口が減少していく見込みであることから、団塊ジュニア世代が前期高齢者となる令和22年には39.2%にまで上昇すると推計しております。

あわせて、要支援・要介護認定者数の推移・推計ですけれども、後期高齢者の増加に伴いまして、認定者も増えていくというふうに推計をしております。

続きまして、次のページをお願いいたします。

施策の体系になります。

今後、着実に高齢化が進んでいく中、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、自立した日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムを引き続き推進していきたいと考えております。

これらのことを踏まえまして、基本理念につきましては、現行計画を継承いたしまして、「やさしきにあふれ生きがいの持てるまちづくり」といたしました。この基本理念に基づきまして、生きがい・福祉のまちづくりの推進、地域包括ケアシステムの深化・推進、介護保険サービスの計画的な提供の3つの基本方針を掲げるとともに、高齢者が住み慣れた地域で健やかに生きがいのある暮らしを続けられるよう支援するとともに、介護保険制度の健全な運営と適切な運用を図るため、11の基本施策を掲げております。

計画書になりますので、具体的な事業については掲載をされておられませんけれども、支援を求める高齢者を取り残すことがないように、また、高齢者のみならず介護をする家族に対しても寄り添った支援が行えるように努めてまいりたいというふうに考えております。

それから、計画の施策を着実に実行するため、那珂市高齢者保健福祉計画推進委員会及びワーキング委員会におきまして、進捗状況の点検・評価を毎年実施するとともに、必要に応じて目標や施策の方向性と内容などの見直しを行ってまいりたいと考えております。

続きまして、目標指標をご覧いただきたいと思います。

本計画におきましても、現行計画に引き続き介護予防・重度化防止の取組を推進してい

くことから、1つ目として、第1号被保険者における要支援・要介護認定を受けていない方の割合、もう一つが要介護認定者につきましては要介護3以上の認定率を目標として設定してございます。

続きまして、次のページをご覧くださいと思います。

介護保険料になります。

介護保険給付費等に係る費用につきましては、サービス利用時の利用者負担額を除き、半分を公費、残りの半分を第1号被保険者と第2号被保険者が納付する保険料で賄っております。また、第1号被保険者と第2号被保険者の保険料負担割合につきましては、全国の第1号被保険者と第2号被保険者の人口割合により、こちらについても3年ごとに見直されておまして、現在の負担割合は第1号が23%、第2号が27%という状況になってございます。

続きまして、保険料額の算定になりますけれども、第9期における介護保険料基準額につきましては、第8期と同額で5,280円といたしました。所得段階で見ますと、第5段階のところにあたります。介護保険料の所得段階の設定になりますけれども、この掲載してある表が、那珂市における第1号被保険者の介護保険料の一覧ということになっております。

第8期につきましては、国が示している標準9段階としておりましたけれども、第9期におきましては高所得者となる第9段階の方の区分をさらに細分化しまして、標準が13段階に見直すよう国のほうから指示があったところです。これによりまして、第10段階から第13段階までを新設としております。

また、13段階への改正に伴いまして、基準額に対する割合、こちらのほうも見直されております。第10段階以降の割合を引き上げる反面、低所得者となる第1段階から第3段階、こちらの割合を引き下げまして、低所得者の保険料上昇の抑制が図られるよう措置されております。

なお、第4段階から第9段階までの保険料につきましては、国から示されました基準額に対する割合に変更が生じていないこと、また、那珂市における介護保険料の基準額が今までと同額であることから、現行計画からの変更はございません。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

議長 執行部より説明が終わりました。

ご意見、ご質疑ございますか。

小池議員 ちょっとお聞きいたします。高齢者、たくさんやはり一人暮らし等、家族で住んでいる方、多々いろいろな形態があると思うんですけれども、介護認定等々のものとか、どのぐらいの頻度で認定を変える、1年なのか半年なのかというふうな、私もまちづくり委員会を前にやっていたときに、日常圏域包括委員をやっておまして、よくナザレ園で私やっていたんですけれども、そこで集まって、やはり情報の共有をしたりとかで

すね。それを市のほうではどういうぐらいのスパンで大体その報告を受けて認定を変えたりとかってするんですか。

介護長寿課長 今、那珂市におきまして、介護認定審査会というものがございます。介護認定審査会につきましては、合議体と言いますけれども、1つのチームというのが合議体になっていますが、今、1合議体につき5名の委員がいらっしやいまして、6合議体あります。1合議体、月1回開催しておりますので、月に6回、年間でいいますと72回、認定審査会を開催している状況になっております。認定をされる方、新規と更新と区分変更とかありますけれども、約2,500件から3,000件弱ぐらい年間で処理をしているところです。その認定の期間につきましては、新規申請と変更等によって若干変わりますけれども、新規ですと半年から1年で認定の期間となります。一番長いのですと48か月まで認定が認められることとなります。ただ、認定が長くなるということは、途中で変更が生じたりする場合がありますので、なかなか48か月というのはつけづらいのですが、例えば施設に入っている方で、もう状態が安定している、しばらく変わらないだろうという方については48か月という認定がついております。

小池議員 ありがとうございます。

やはり近所でも一人暮らしをして90歳ぐらいのお年寄りもいて、急に見えないなと思ったら、救急車で運ばれて帰ってこないとか。うちも91歳の母親、一緒に住んでいるんですけども、いつどうなるか分からない、やはり高齢ですからね。そういう人の見守りというのは、包括がやっていなくても近所、常会とか組内ぐらいのところは一応把握できるようにはしております。これからも手厚いことをよろしくどうぞお願い申し上げます。

議長 ほかございますか。

(なし)

議長 なければ、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

執行部の入替えをお願いいたします。

休憩（午後3時26分）

再開（午後3時27分）

議長 再開します。

続きまして、令和6・7年度後期高齢者医療保険料率の改定について、執行部より説明を求めます。

保険課長 保険課長の横山です。ほか2名の職員が出席しております。よろしく申し上げます。

それでは、座って説明させていただきます。

全員協議会資料のほうをご覧ください。

令和6・7年度後期高齢者医療保険料率の改定についてご説明いたします。

75歳以上の後期高齢者の医療保険料につきましては、県の後期高齢者医療広域連合がおおむね2年間の医療給付費等の見込みに対応できるように計算し、2年ごとに見直しが行われております。今回、令和6年度及び7年度の保険料率の改定について、広域連合から提示がありましたので、ご報告をいたします。

資料1ページの1の(1)保険料率改定の内容ですが、後期高齢者につきましては、団塊の世代が75歳に到達し、被保険者が増加していることに伴って医療費も伸びていることに加えて、国による医療制度改革の実施により、後期高齢者の負担が上昇することになります。そのため今回の保険料率の改定においては、広域連合が保有している準備基金のうち約30億円を充てて保険料の上昇を抑えたほか、国による激変緩和措置も取られております。

1ページの下の方をご覧ください。

左側、令和4・5年度のところが現在の保険料率です。

所得割率8.5%、均等割額が4万6,000円です。その右が新しい料率で、基本的には所得割率が9.66%、均等割額が4万7,500円となります。ただし、令和6年度につきましては、賦課の基となる金額が58万円以下の方は所得割率が9.00%に軽減されます。

2ページをお開きください。

今回の見直しでは、②番の賦課限度額の引上げと③番の均等割額軽減判定基準の見直しも併せて行われます。

まず、②の賦課限度額の引上げですが、中間所得者層の負担を軽減し、上位所得者に応分の負担を求める観点から、賦課限度額が現在の66万円から80万円に引き上げられます。また、令和6年度につきましては、80万円のところが激変緩和措置により73万円となります。

なお、令和6年度中に75歳に到達する方は、この激変緩和措置の対象外となり、令和6年度につきましても80万円となります。

次に、③の均等割額軽減判定基準の見直しですが、所得の低い方に適用している軽減措置のうち5割軽減、2割軽減について、判定する際の基準が表のとおり、5割軽減が29万円から29万5,000円に、2割軽減が53万5,000円から54万5,000円にそれぞれ引き上げられ、軽減を受けられる範囲が拡大されます。

続いて、3ページをお開きください。

次に、今回行われる医療制度改革についてご説明いたします。

これは、国の全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築する目的で行われる医療制度改革の一部となります。まず、(1)出産育児一時金の引上げに伴う費用負担としまして、昨年4月に出産育児一時金が42万円から50万円に引き上げられましたが、それに伴う費用を新たに後期高齢者が負担する仕組みが導入され、後期高齢者は新たに出産一時金に係る費用の7%を負担することとなりました。ただし、激変緩和措置により、令

和6・7年度につきましては7%の半分の3.5%の費用負担となります。

続いて、(2)高齢者医療を全ての世代で公平に支え合う仕組みの導入としまして、一番下のイメージ図にあるとおり、後期高齢者の財源は公費が約5割、現役世代の後期高齢者支援金が約4割、後期高齢者の保険料が約1割で構成されていますが、医療費の伸びに対して、グラフにあるように現役世代1人当たりの負担が大きくなっておりましたので、現役世代と高齢者双方の伸びが同じになるように調整がされることになり、後期高齢者の負担する割合は現在の11.72%から12.67%になります。

今回の保険料の改定につきましては、被保険者数及び医療費の増加に対応する部分と、ただいま説明しました制度改正による後期高齢者の負担上昇の部分の両方を加味して決定されております。

続いて、4ページをお開きください。

3、保険料の具体例としまして、今回、広域連合から示された令和6年度の保険料額の目安表となります。こちらは単身世帯、年金収入のみの場合の金額となっております。収入の額によって、均等割額は軽減割合によって4パターン、所得割率は、所得割がかからない方を含めて3パターンありますので、それぞれ計算した目安の金額が示されております。参考にご覧いただければと思います。

その下、4、今後の予定についてですが、本日、全員協議会で報告を行いまして、その後、広報なか5月号及び市ホームページにて周知を行ってまいります。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

議長 執行部より説明が終わりました。

ご意見、ご質疑ございますか。

(なし)

議長 なければ、質疑を終結いたします。

続きまして、那珂市国民健康保険第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画の策定について、執行部より説明を求めます。

保険課長 それでは、那珂市国民健康保険第3期データヘルス計画及び那珂市国民健康保険第4期特定健康診査等実施計画の策定について報告いたします。

全員協議会資料のほうをご覧ください。

1番、パブリックコメントの結果についてです。

パブリックコメントの実施期間及び実施場所については、保健福祉部のほかの計画と同様となります。市ホームページにおける閲覧件数につきましては、資料中ほどにありますとおり97件で、うちパソコンが70件、スマートフォンが27件でした。計画に対する意見及び質問等の提出はありませんでした。

計画書は、議員の皆様をはじめ計画に関係する方々にお配りするとともに、市ホームページで公表いたします。

資料の2ページ以降に計画の概要を載せております。

内容について簡単に説明をさせていただきます。

資料の2ページをお開きください。

計画書の表紙になります。

今回の計画書は、第3期データヘルス計画と第4期特定健康診査等実施計画の2つの計画から成り立っております。

資料の3ページから、ページ表記がちょっとダブって出てきているんですけれども、大きい数字のページ番号で説明してまいりますので、よろしく願いいたします。

資料3ページは、計画の背景と目的を記載しております。

データヘルス計画は、国民健康保険被保険者の健診結果等の健康、医療情報を活用して、PDCAサイクルに沿った効率的かつ効果的な保健事業を実施することで、加入者の健康増進、健康寿命の延伸を図り、保険財政の健全化を目指すものです。また、特定健康診査等実施計画は、40歳から74歳までの被保険者を対象にメタボリックシンドロームに着目した生活習慣病の発症及び重症化予防に取り組むための計画となります。

資料4ページには、計画の位置づけを記載しております。

図表1にありますように、全市民を対象とした計画が健康増進計画、その中の国民健康保険被保険者を対象としたものがデータヘルス計画、さらにその中で40歳から74歳までの方を対象にしたものが特定健康診査等実施計画となります。

資料5ページには、保健事業のPDCAサイクルを図で示したものの、それから計画期間を一番下に記載してございます。どちらの計画も令和6年度から11年度までの6年間の計画期間としております。

資料6ページと7ページが今後の取組の方向性を記載したものとなります。

今回の第3期データヘルス計画から茨城県による標準化が実施され、県内共通の目標や評価指標の設定、計画様式の統一が行われることになりました。この標準化により、県内市町村が取組を行うに当たって、同じ評価指標で経年的にモニタリングができるほか、市町村間でお互いに比較ができるというメリットがございます。

県の共通指標として示されたのが6ページの上の青枠にある3つの項目となります。そのほかに分析をする中で対策が必要と判断した高血圧重症化予防を那珂市独自の指標として追加し、この4つの指標について取組を進めてまいります。

次の7ページは、県の共通シートになります。ここが計画の全体像とも言うべき部分となっております。もともとA3のシートですので、申し訳ありません、小さくて見づらいかもしれないんですが、適宜拡大してご覧いただきたいと思っております。

表の右側のほうに先ほどの4つの指標と計画期間中の目標値を記載し、その下に目標達成のために市が取り組んでいく個別の事業を記載しております。太枠となっている令和8年度に中間評価を行うこととしております。

計画策定のために行った健康や医療情報等の分析結果や健康課題を解決するために取り組む個別事業の詳細につきましては、計画書のほうでご確認いただければと思います。

続いて、8ページからが特定健康診査等実施計画になります。

こちらは、保険者に義務づけられている特定健診及びその結果に基づき生活習慣病の重症化予防のために行う保健指導について、その実施方法や目標などを示したものとなります。ここでは、計画期間中の目標値や年間スケジュールについて抜粋して記載しております。特定健診の健診項目や保健指導の対象者などの詳細につきましては、計画書本体のほうに記載しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

説明は以上となります。よろしく申し上げます。

議長 執行部よりの説明が終わりました。

ご意見、ご質問ございますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長 なければ、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

執行部は入替えをお願いいたします。

休憩(午後3時41分)

再開(午後3時42分)

議長 再開します。

続きまして、那珂市地域公共交通計画の策定について、執行部より説明を求めます。

都市計画課長 都市計画課長の今野です。ほか3名が出席しております。よろしくお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

1番、計画策定の目的です。

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律が令和2年11月に改正され、市町村による地域公共交通計画の作成が努力義務として定められました。那珂市ではこれまで地域公共交通連携計画により公共交通施策を運営してきましたが、令和2年の法改正を踏まえて新たな計画、那珂市地域公共交通計画として策定し直すのが今回の趣旨であり、総合計画、マスタープラン、立地適正化計画など、上位計画、関連計画との整合を図りながら、持続可能な公共交通の在り方を示すものです。

2番に計画の概要として、計画書を添付しております。

昨年10月の全員協議会において説明した内容と変更ありませんので、詳細の説明は省略します。

3番、これまでの経緯です。

昨年より、地域公共交通会議を開催し、会議の構成員である交通事業者、市民の代表、学識経験者と共に協議、検討した結果を踏まえて、今回の最終稿となっています。

また、12月中旬からパブリックコメントを実施しましたので、4番でご説明します。

(1) 意見の募集は、昨年12月18日から今年1月22日までの期間で行いました。

(2) 閲覧方法は、ホームページへの掲載と市役所及び図書館での閲覧として、意見の募集を行いました。

(3) ホームページへのアクセス数は271件ありました。

(4) 意見については、お一人の方から3件の意見が提出されました。

2ページをお願いします。

(5) に出された意見の概要と対する市の考え方についてまとめてあります。

1つ目の意見は、デマンド交通の予約をライン等で可能にすることやAIシステムを導入する、あるいはその実証実験を行うなどを検討してほしいというものでした。

右側、この意見に対する考え方としては、「情報技術になじみがないので分からない」とアンケートで回答した方が3割ほどいらっしゃいましたが、そのような高齢者等も含めて全ての人々が利活用しやすい交通となるよう検討を進めていきます。

2つ目の意見は、上菅谷駅など多数の利用客が見込めるエリアでグリーンスローモビリティや自動運転バスなど、新しい交通システムの導入を検討してほしいというものでした。

右側、考え方としては、新しい交通システムは各地で活用が進んでおりますので、ほかの事例を参考にしながら、また、事業効果やニーズ等を見極めながら、那珂市に合った交通システムの導入を検討します。

3つ目の意見は、水郡線の駅について、下菅谷駅、中菅谷駅、静駅、南酒出駅を廃止して、上菅谷駅と瓜連駅周辺が集中的に発展するようにはどうかというものでした。

右側、考え方としては、駅それぞれの周辺には既に集落が形成されており、水郡線が通勤通学に重要な役割を果たしていることから、全ての駅が集落と共に存続し、廃止されることのないよう、公共交通の利用促進を進めていきます。

これらの意見と市の考え方については、2月に開催した第4回公共交通会議の議題として、委員の皆さんにお伝えし、了承いただきました。

(6) 考え方の公表につきましては、ホームページへの掲載と市役所及び図書館での閲覧とするよう予定しています。

5番、今後の予定について、本日、パブコメの結果と計画の最終稿について全議員に報告した上で、あした公表する予定です。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長 執行部より説明が終わりました。

ご意見、ご質疑ございますか。

渡邊議員 ちょっと要望に近い部分で申し訳ないんですけども、那珂市で今、公共交通として運用しているのはデマンドタクシー、ひまわりタクシーなんですけれども、先ほどの

パブリックコメントの中に意見もあったと思うんですが、デマンドタクシーの効率的な運営を考えたときは、やはり配車システムというのは避けられないもののかなというふうに感じます。すぐに導入というわけではないのですが、今後、導入を検討していくというスタンスは持っていていただければなというふうに思います。

それとあと、デマンドタクシーなんですが、今後、利用客が増えていくというか、効率的な運営をしなかった場合、増車を考えなきゃならないという形が出てくるかと思いません。仮に増車をした場合、1台当たり100万円、200万円というレベルじゃなくて1,000万円近い費用がかかってくると思いますので、この辺は慎重に考えていただきたいということと、あとはデマンドタクシーが全てでいいのかなというのはちょっと私、常々疑問に思っていて、市街化区域の中とか地域性、人が住んで多いところはむしろデマンド交通よりもコミュニティバスのほうが利便性が高い可能性もあるのかなと。この辺はぜひ今後検討していただければというふうに私のほうは思っておりますので、要望という形をお願いいたします。

議長 ほかがございますか。

大和田議員 すみません、今回はこれ那珂市地域公共交通計画ということで、前、県央都市圏構想の何かそういう公共交通の中身との整合性というか、連携とかいうのはどんなふうになっているんでしょうか。

都市計画課長 お答えします。

今、議員おっしゃったような県央連携計画との整合、上位計画との整合を図りながら、さらに令和2年に法改正があったということで、その法律に新しく沿うように今回改正をしているというところでございます。

以上です。

大和田議員 じゃこれ計画の中にはうたってあるんですか、広域連携みたいな、その話は。

都市計画課長補佐 広域連携といいますと、今現在、水戸市さんとひたちなか市にデマンド交通を乗り入れているんですが、そういったものも広域連携の一つとなっております。実際にもうやっている部分があるということです。

大和田議員 それを、今までやっているのもだし、じゃこれからこんなふうにしていくという、今回の公共交通計画の中にのせていかない、それとは別なの。

都市計画課長 お答えします。

名前として、その計画名を載せておりませんが、しかしながら、その上位計画と整合を十分図りながら、今回の改定にしております。

以上です。

大和田議員 何かできれば多分、その広域連携の話の中で、水戸市で乗り入れるとか京成まで行くとか、病院まで行くとかと大分議論をしたような記憶があるんですけども、ますますその利便性は高くなってくる一方で、それを計画にのっけないというのはどういう

ことかなという。それこそパブコメなんかでももちろん出てくるんじゃないかなと思うんですけども、いかがなんでしょう。

都市計画課長 お答えします。

計画名としては、さっきお答えしたとおりではっきり何計画と入っていないながらも、14ページ、ご覧いただきたいんですが、14ページの基本方針のところ、こういった考え方で、方針でやっているかということが書いてありまして、この辺りが議員おっしゃるような。

大和田議員 大分、中枢都市圏構想の中でも公共交通の話で議論をしたところですから、議員も含めて市民の皆さんも市外への乗り入れというのも、大分議論、話があったと思うんです。そういった中身も触れなければ、ちょっと計画の中にのっけていかないのは、進まないというとおかしいですけども、那珂市としての何でしょう、進め方というのがよく見えないのかなと思うのですが。

都市計画課長 お答えします。

先ほど14ページの辺りなんですけれども、中段辺り、市町村をまたいだ広域的な移動のニーズは高いことからといったような、その辺りのくだりで、そのことを一応記載しているという状況でございます。

以上です。

大和田議員 最後に、要望になっちゃうんですけども、もちろんこの基本方針も分かるんですけども、やはり市民の皆様、大分市外への乗り入れ、特段、医療もそうなんですけれども、那珂市にはね、例えば産婦人科がないとかね、そういったものも多く市民の皆様から要望を受けていると、公共交通、非常に重要だということで、ぜひ計画の中にもそういったものをうたって、そして進めていただきたい。もちろんAIやね、ICTの技術を入れるというのは、これは今、ご時世だから、これは分かるんですけども、実際に本当に利用する方に沿った計画にしていきたいと思います。

以上です。

議長 ほかがございますか。

市長 すみません、会議中なんですけど、経済産業省から来客がありまして、退席をしますので、よろしく願いいたします。

議長 ほか。

寺門厚議員 路線バスの件でお聞きしたいんですけども、計画では公共交通ネットワークの改善ということで、フィーダー交通の検討というふうには書いてあるのと、あと、主要なバス停の安全な位置の検討等も書いてあるんですけども、現在、那珂市は下江戸路線と、それから常陸大宮市の2路線が運行中で、下江戸のほうは一応補助金も出して、乗車賃も補助が出ている状況だと思います。これテストで、もう2年目かな。それでもちょっと利用者が少ないので、この計画でいくとというか、茨城交通自体がもう便数を減らし

ていくよというふうに打ち出しはしていますんで、今後そうするとなくなってしまうという懸念があるんですが、この辺はまずどういうふうになるのか。それと新しい計画に盛り込んでいるのかどうか、確認、質問します。

都市計画課長 お答えいたします。

議員おっしゃるとおりで、不採算路線というものがございます。その路線につきましては、不採算分を国の補助金と、それから県と市と共同して補助しながら、何とか維持をしているという状況でございます。そのほかに、まず水郡線があって、フィーダーがあって、さらにそれを補完するものとしてデマンドタクシーといったことですみ分けをしながら一応進めているところです。

以上です。

寺門厚議員 そうすると、駅から従来あった路線のバス停までというか、そこは何でつなぐというふうに、フィーダー交通といっても、つなぐ手段というのは何になるんですか。

都市計画課長 バスがなくなった場合ということでよろしいんでしょうかね。

まず、バスがなくならないように、まず利用促進を我々図っておりますんで、まずもってなくならないという想定でこれから進めていきたいところなんですけれども、もし仮にこの路線がなくなってしまったというときには、先ほど申し上げたデマンドタクシーとか、そういったところを充実させていかなければならないということになってこようかなと考えております。

寺門厚議員 そうすると、現状ある移動手段がなくなるということになるんで、JRの各、市内9つ駅があるんで、行くには相当な時間がかかるんで、これはやはりタクシーを呼んで駅まで行くということになるかと思うんですけれども。その辺は、デマンドタクシーをという、今の台数よりもはるかに増やしたりなんだりしなきゃいけないよということになるかと思うんですよね。その辺はどうなんでしょうね。デマンドタクシーの拡大と、それからもう一つ、新しい使い方、今度、小学校がデマンドタクシーに変わるんですね、芳野小は。そうすると、これも日がな一日、小学生は送り迎えがあるわけじゃないんで、その辺の空き時間もうまく使えないかなというのはどうなんでしょうかねという、それもちょうと考えていただきたいなという。ちょっと2点お聞きします。

都市計画課長 お答えいたします。

デマンドタクシー充実ということでございますけれども、まず現在の利用状況なんですけど、1台当たりの平均乗車人数が大体1.1人から1.2人程度という状態でございます。定員が4名でございますので、それを考えるとまだ少し余裕がある状況というふうに申し上げてよろしいかと思えます。そのあたりの需要が今後増えていくということになりましたら、また増車も考えていかなければならないんですが、現状のところは充足しているというような状況でございます。

以上です。

寺門厚議員 台数のその乗車人員からすればね。ただ、現実の使い勝手って、いろんな人に聞きますけれども、行きはいいんだけど、帰りどうしようもないんだよねって、2時間も3時間も待ちちゃうんだよねという話を聞きますんで。その辺、だから、行きはいいんですが、帰りをもう少しうまく相互乗り入れができないかなというのはちょっと検討いただきたいですね。

都市計画課長 今おっしゃったとおりで、待ち時間というのが何件かやはりご意見をいただいております。特に帰りですね、待ち時間が長いといったご意見が多くて、たくさんの箇所を回るタクシーですので、どうしても一番最後の人は20分、30分という待ち時間が出てしまうとかいうことも考えられるので、その辺は今後、検討課題と思っておりますので、また対応を考えてまいりたいと思います。

以上です。

寺門厚議員 分かりました。

遠藤議員 そのデマンドタクシーで、やはり帰りが1時間単位でしか回らないじゃないですか。僕1回乗って見たんですよ。すごく、いや、これは大変だなと思いましたので、そういったところのちょっと改善と、あと、市外へという意味では、水戸市とひたちなか市へ出ていますけれども、常陸大宮市にも行ってほしいとかね。いわゆる県央のブロックの域を超えた要望もあるんですよ。当然ながら、タクシー等のね、民業圧迫のせめぎ合いがあるのは分かっておりますが、水戸市、ひたちなか市だけじゃない方向の市外という部分もちょっとご検討に入れていただきたいなということがあるんですが、いかがでしょう。

都市計画課長 お答えいたします。

水戸市、ひたちなか市が令和元年から新しくスタートしたところなんですけれども、常陸大宮市とかその辺の希望について、また6年度にデマンドタクシー利用者を対象にしたアンケートを行いたいと考えております。その辺のアンケートで要望を聞いて、需要が大変多いということであれば、考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

遠藤議員 お願いします。

ちなみに僕はイメージで高齢者とお子さんのものかと思ったら、僕たちも乗れるんですよ、登録すれば乗れるんですよ。そういった周知も全然多分ないと思うんですよ。乗れるので、そこらのところというのは場合によっては必要性があるかなと思います。

あともう一つ、これは5か年の計画なので、今、国でも議論しているライドシェア、あれあたりも非常にニーズが出てくるんだろうと思うんですね。今すぐじゃなくていいんですが、そういったものも今後5年の計画の上では含めて、ぜひ地域の中でいろんな交通資源を生かすという意味では、これもご検討に入れていただきたいと思いますが、どうですか。

都市計画課長 お答えいたします。

ライドシェア、それから自家用有償旅客運送制度、こういった制度が国のほうでも制度改正が進められているところというふうには把握しております。令和6年6月あたりに政府の最終決定が出るということで、今、試行段階と思うんですけども、その状況を見ながら、また、周辺市町村の導入状況などをよく見ながら、我々としても考えていきたいと思っております。

以上です。

花島議員 まず、2つ意見がありまして、一つは渡邊議員とほかの方もおっしゃったように、予約の便と配車の柔軟性を、今の新しいIT技術なんかを使って、よくすることを考えていただきたいと思えます。私も同じ意見だということを伝えておきます。

もう一つは、今、令和6年度に利用者にアンケートを行うとおっしゃいました。でも、例えば本米崎地区とか額田地区で東海村に行きたいとか常陸大宮市へ行きたいという人は、そもそも使っていないんですね。だから、アンケートを取るんだったら、今使っている人だけじゃなくて、市民全体とか、潜在的な利用者にアンケートを取るようなことを考えてください。お願いします。

議長 要望でいいんですね。

桑澤議員 すみません、ちょっと認識が間違っていたらごめんなさい、すみませんなんですけれども、そもそも昔走っていたコミュニティバスというのが廃止された経緯というのは、やはりバスはコストがかかるから、こういったデマンド交通に変えていくというのが前提で変えたんですって。

都市計画課長 お答えいたします。

コミュニティバスが廃止されたのが令和元年度末、令和2年3月だったかと思えます。利用が、私も聞いた話ではあるんですが、空気を運んでいると、利用者が大変少ないということで、採算がもちろん取れていないし、そもそもこれ誰が使っているのというような話でなくなったという経緯があると聞いております。

桑澤議員 そうすると、ちょっと資料で36ページのところで、地域公共交通の歳出額というのが出ていたんですけども、これ平成30年度、まだバスが走っていた頃、1,200万円、デマンド交通1,900万円で、大体足すと3,100万円ぐらいですけども、バスが走っていた頃のほうが経費かかっていないような気がするんですけども、これってどういうことですか。むしろデマンド交通にしたことで何かお金が増えている気がするんですが。これは別に、そう考えると、コストカットのためにデマンド交通を始めたわけではないような気がしてしまうんですけども、その辺はどうなんですか。

都市計画課長 お答えいたします。

一言で言ってしまうと、コストカットという目的ではないような気がしております。バスですと、決まった路線を決まった時間に1台走らせるということですので、コストと

しては大変安く済んでいると。ただ、その利用者が少ないということは、つまり市民の満足度、満足させていないんじゃないかというところから廃止になっている。満足させるにはどうするかというと、住民が実際使いたいところ、私はここに行きたいんだという、その希望を満足させるためにどこにでも行けるデマンドタクシーということを始めてきたというところがございます。タクシーを運営するとなると、今6台で運営しているんですが、どうしてもコスト的にはかさんでしまいます。タクシーを貸切りにしたら1日数万円かかるということから分かるかと思うんですけども、どうしてもコストとしてはバスよりはずっと高いということになってこようかと思います。

桑澤議員 そうすると、先ほどから皆さんおっしゃったデマンド交通って、逆にそういった不便な部分も多々あるというのを聞いて、果たしてどっちがいいのかなという部分も出てきたりして、やはり新しい交通システムを確立することがこれからは優先なんじゃないかなと。先ほども自動運転バスであったり、市街地にはバスを走らせるとか、そういった部分も含め、新しい交通システムを早期に確立していくことのほうが今重要なのかなというのを感じましたので、よろしく願いいたします。

議長 ほかございますか。

(なし)

議長 なければ、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

執行部の入替えをお願いいたします。

休憩（午後4時06分）

再開（午後4時08分）

議長 再開します。

続きまして、菅谷保育所における個人情報の漏えいについて、執行部より説明を求めます。

保健福祉部長 このたびは、私どもの不適切な事務処理により、保護者の皆様、市議会議員の皆様、市民の皆様にはご心配とご迷惑をおかけすることになりまして、深くおわびを申し上げます。

皆様の信頼を損ねる、あってはならない重大な事態であると認識しており、担当部長としましても重く受け止めているところでございます。今後このようなことがないように、関係職員に対し、個人情報に対する危機意識を徹底し、再発防止に努めてまいります。本当に申し訳ございませんでした。

それでは、着座にて説明をさせていただきます。

こども課長補佐 こども課課長補佐の水野です。ほか2名が出席しています。

それでは、全員協議会資料、菅谷保育所における個人情報の漏えいについてをご覧ください。

菅谷保育所において、保育所配信アプリシステム、コドモンの更新に使うID及びパスワードを記載した登録用紙を誤って別の保護者に配付し、個人情報漏えいする事案が発生しましたので、報告します。

この保育所配信システムですが、令和3年度に導入し、テスト運用を経て令和4年5月から本格運用しています。主な機能は、登降園管理、保育に関する計画や記録、アンケート回答、お知らせ一斉配信などになります。保育士の業務負担軽減と保育環境の向上が図られております。

今回このシステムのバージョン変更があり、新年度より在所児童全てが再登録をする手続で、登録用紙の誤配付が発覚したものです。

それでは、資料に戻ります。

1、発生発覚日時、令和6年3月21日木曜日午後5時30分頃。こちらは保護者から第一報の連絡があった時間になります。

2、誤配付件数、30件、4歳児クラス。4歳もも組は37名の児童が在籍しておりますが、7名分は未配付でした。

3、個人情報漏えいの概要です。

(1) 登録用紙記載事項、児童氏名、ID、パスワードとアプリダウンロードに必要なQRコードが記載されています。アプリをダウンロードし、登録用紙記載のID、パスワードでログインをすると閲覧可能であった情報は、児童氏名、生年月日、性別となります。

(2) 発覚の経緯です。

登録用紙を他の配付物と同封し、3月21日の午後4時頃から迎えに来た保護者へ配付を始めましたが、同日午後5時30分頃、配付された保護者より、別の児童の登録用紙が入っているとの電話連絡があり、未配付分を含め確認したところ、誤って配付したことが判明しました。

(3) 発覚後の対応です。

配付した登録用紙のIDとパスワードを入力しログインをすると、別の児童1名の個人情報が閲覧できることから、誤配付した30名の保護者に対し、午後6時頃に謝罪と状況を説明、登録せずに登録用紙を返却するよう依頼をしました。

その後、午後6時40分頃にクラス全員分のシステム内データを削除しました。こちらを削除したことで、以後、ID等を入力しても基本情報は表示されない状況になりました。

(4) 対応の経過です。

3月21日木曜日午後4時頃から、保護者送迎時に登録用紙を他の配付物と同封し30名に配付。午後5時30分頃、保護者、親Aより、他の児童、子Bのコドモンの登録用紙が入っていたと入電あり。連絡後、入れ間違いを疑い、保育士が別の保護者、親Bに確認

の電話を入れ、別児童、子Cの誤配付を確認。その後、未配付7名分の用紙の誤封入を確認しました。

午後6時5分、誤配付した4歳児30名の保護者に対し、コドモンを使用し、登録せずに登録用紙を返却するように依頼。午後6時40分頃、閲覧ができないように該当する4歳児クラス37名分のID、パスワード及び基本情報を削除。3月22日金曜日午前7時頃から保育士が登録用紙を回収、誤配付した30名分のうち18名分を回収。未回収の12名の保護者には翌週、25日月曜日に持参してもらうよう担任保育士より架電。午後5時頃、菅谷保育所からこども課へ個人情報漏えいについて報告の入電。状況を確認後、個人情報漏えいの発生について、関係部署及び市特別職へ報告。

3月25日月曜日午前7時頃から未回収だった登録用紙12名分を回収、ここで全て回収が終わりました。午前10時頃、保育所配信システム会社へアクセスログが取れないか照会、午後1時頃、配信システム会社から登録用紙記載のID、パスワードでログインをした後、利用登録を完了していないとログが残らないとの回答を得ました。

3月26日火曜日、昨日になります。菅谷保育所在籍児童の保護者へコドモンで状況の報告及び謝罪文を配信、報道機関へ情報提供、国・県へ情報漏えいの報告を行いました。

(5) 原因です。

保育士が登録用紙を同封する作業を別の保育士へ依頼した際に、封筒宛名と登録用紙に記載された児童名が一致するように同封する指示を怠った。また、配付する際、作業手順で定められている封入時の二重チェックについても怠っていたことが原因となります。

(6) 再発防止策です。

通知を配付する際、本来の作業手順を徹底し、封入作業に際しては、必ず内容物と宛名が一致していることを確認する。特に個人情報が記載されている重要書類については、視認性のある目印をつけ、取扱いを徹底する。定期的な所内研修の実施により、適切な個人情報の取扱いの徹底を図る。

なお、補足になりますが、回収した登録用紙は全てデータ破棄を行い、新たなIDとパスワードを割り振り、今後配付する予定となっております。

説明は以上となります。

議長 執行部より説明が終わりました。

ご意見、ご質疑ございますか。

小宅議員 今朝、新聞でも拝見しましたし、先日メールでもいただきました。30人のクラスでお名前と生年月日と性別で、ログイン前だったと。これ個人情報の漏えいというほどの話なんですか、逆に。

こども課課長補佐 登録用紙に記載のあった児童氏名、ID、パスワードが他人に流れた時点で、インシデント事案として取り扱うということになっております。

小宅議員 他人とはいっても、クラスの中でしか、それは取り違えしかないわけじゃないです

か。しかも、そのID、パスワードは登録前であって、その人のまだIDにはなっていない状態ですよね。大々的に今日新聞に出ていましたけれども、そこまでの事案なのかなという疑問が逆にございます。

こども課長補佐 こちらのほうはログインをした時点で、そこに在籍する児童の生年月日、性別が確認できる状態だったということで、システム会社のほうでログの確認が取れて、誰もログインしていないという状況が判明していれば今回の事案として報告する必要はなかったんですけども、ログの確認が取れないということで、見ているか見ていないか分からない状態ということであれば、情報流出の扱いになるということで、今回報告に至ったということになります。

小宅議員 その名前、性別、生年月日、それはほかのクラスの人と共有って普通しちゃうぐらいいもの話じゃないですか。誕生会とかやりますもんね。そうしたら、そんな個人情報というほどの話なのかなと思ってしまうんですけども。

こども課課長補佐 議員のおっしゃっていただいていることで、大したことないと言っているのはとてもありがたいことではあるんですが、ただ、やはりこちらのほう、みんなクラスメイトだし分かっていることだからということで、知っている情報であったとしても、個人情報の流出に変わりないということになります。

榊原議員 小宅議員のおっしゃっていることもよく分かるんですが、基本的に、もちろんこれ今回の件に関しては名前、性別、生年月日、基本的に昔だったらこういうのに書いてあるような情報だとは思うんですけども、今後やはりね、何にしてももっと重大な結局、情報漏えいなんかあったときに大変なことになっちゃいますので。結局は、やはり何にしても全てヒューマンエラーということになってくるかと思しますので、今回のこれちょっといい教訓というか、一つの職員の皆さん、共通認識を持っていただいてね、そういうところで一つ勉強させてもらったというふうに考えたほうがポジティブかなというふうに思います。ごめんなさい、質問ではないんですけども。

寺門厚議員 今、担当課のほうから報告はいただきましたけれども、実はこれ3回目ですよ、しかももう3年たたないな。去年からいうとね、約1年ぐらいで起きていますので。私は担当所管の常任委員会でもありますし、重く受け止めています。確かに新聞報道に値する事案ではないようには見えますけれども、現実はこちらちょっと根が深いなというふうに解釈しておりますので。

今、報告いただいたんですけども、まず1点お聞きしたいのは、21日に発生して、こども課へ連絡したのが翌日の夕方5時、何で21日に連絡入れなかったんでしょうか、事案発生しました、どうしましょうかという連絡は。

菅谷保育所長 ご指摘のとおりであると思います。まず、基本情報の削除を行うということで、用紙の入れ違いがあったのが、一人一人だったのか、それともクラス全員であったのかというところで、まずそこを確認しなくてはならないという状況が起きました。それ

が1点。もう一つは、先ほどお話にもあったんですけれども、氏名と年齢と性別というのは、通常の保育所の中でもお誕生会などで皆さんに公開している情報であったために、連絡のほうがちよっと遅れてしまったということがありました。

以上です。

寺門厚議員 現場の確認でね、事実を確認するというのは非常に大事なことで、それはしっかりやっていただくのは当然だと思います。

それ全員でやるのか、1人でやるのか、必ず危機のときには担当割り振りがあってそれぞれでやると思うんですよね。当然、上層の上司だったり、担当のセクションへ連絡というのは当然の義務だと思うんですけれども、その辺は、3度目で何で直っていないのかなというのがまず第1点ですね。

それと、もう一つ事実確認で、ID、パスワード及び基本情報というところで、データ漏れの可能性は名前とID、パスワードだけだったのかどうか。本当にそうなのかというのがちよっと分からないという答えだったんで、その辺はどうなんでしょうか。それ以外は、先ほどの説明だと、ほかにも情報、データってつながっているよねという話があったんで、ひょっとしてって思ったんです。その辺はどうでしょうか。2点。

こども課長補佐 ログインをしてしまっただけで見れる情報は、児童氏名、生年月日、性別のみなので、それ以上のことは、さらに登録を進めなければならなくて、登録をするときに、今度は親御さんのほうで詳細情報を登録するものなので、反対に、何もそれ以上の情報は入っていないということになります。

寺門厚議員 いわゆるもうつながっているデータって、今言ったデータだけですという話なんです。それは分かりました。

あと、再発防止策なんですけれども、これって2回目までのミス対策としてきちんとつくって実践、皆さんにちゃんとお話をして、こういうふうにしましょうねといって進められてきた経緯があると思うんです。その2回目の対策ってきちんやりされたのかどうかというのがちよっと疑問なんです。何であれだけ対策してくれたのにといいところがありまして、その辺の徹底というのはどういうふうにされてきたのか。何か全然生かされていないような気がするんです。どうですか。

こども課長補佐 前回、情報流出が起こったのは、配信アプリのほうで添付ファイルを誤ったものを添付して保護者に配信してしまったという事案で、そこについての報告になっていたかと思うんですけれども、それについては、できる限り添付ファイルをつけないで配信するとか、あとは、承認する相手が別な相手で、所長などに確認をして、内容を確認した後に配信するというような、そういった流れを徹底するというので、そこについては今現在はきちんとされているところでございます。

今回の部分については、保護者のお子さん宛ての文書を封筒に入れる際に、本来であれば職員が2人体制でチェックをして封入するという作業を行うというルールに所内では

なっていたところ、請け負った保育士のほうが、用紙に個人情報載っているということ認識しないまま封入してしまったということで起こったヒューマンエラーになっておりますので。それに関して、今回やはり個人情報載っている文書については視認性、要は重要というような赤インクのスタンプを分かる場所に押すとか、あとは個人情報載っているところについてマーカーでしるしをつけてきちんと保育士のほうには封入するように伝える。また、その封入が終わった後、そういうことをやっているという前提で今まで行っていたので、きちんと確認した上で封入したという報告も受けてはどうであろうかということは職員のほうに伝えてはあります。保育士の業務負担というところで、負担軽減を言われているところですので、あまりルールをつくってしまうと、本来の保育業務ができなくなってしまうので、そこは職員の中で話し合っていたらいい、どういったことで解決できるのかということを見つけていただければなと思って考えております。

以上です。

寺門厚議員 おっしゃるとおりだと思いますけれども、お忙しいのはよく分かります。忙しいからミスが起きるでは困るんですね。現場の方って、大変なのはよく分かりますけれども、それぞれ役目がありますんで、当然、上司の方は最終チェックをするし、ダブルチェックもやるでしょうし。お互いダブルチェック等もね、やり合って、忙しい中切り抜けるというのは当然だと思うんですよ。

今聞いていると、前回の対策はやったけれども、今回の事件についてはまた別のヒューマンエラーだというお話でしたけれども、根底は個人情報をきちり大事に扱うというのが意識の中であってしかるべきで、それはないんですか、保育士の現場の方々って。実務に追われて忙しくて、抜けちゃうんですか。それももう3回目ですよ。もう本当にね、笑い事じゃないんだから。

菅谷保育所長 このような事案は大変重く受け止めておまして、保育所の中でもどういう書類が個人情報に当たるのかというところを全職員で確認をしました。その上で、やはり年1回の研修も確実に全員受けてもらいながら、このような個人情報の漏えいがないようにということは努めてまいりました。

寺門厚議員 研修をやって口頭で説明して、「分かりましたね」「はい分かりました」、実際に実演してやってみましたか、何回やりましたか。

菅谷保育所長 確実に年1回、みんなで研修を持ちまして、確認のほうを行っております。

寺門厚議員 確認は分かりますよ。実際にやってみてどうだったですか、訓練は何回やりましたか。

保健福祉部長 大変申し訳ございませんでした。今回、ヒューマンエラーということで、一人一人の意識という、個人情報に関する危機意識というのが一番大事だと思っております。それは、やはり一部でも欠けていると、こういうことになってしまいますので、それを

みんなに徹底させるというのが一番大事だと思っております。そのためには、ミスや事故につながらなかったヒヤリハットというような案件についても、発生時には報告をして、みんなでそういった共有をして、原因分析をしながら、皆さんで情報共有をしてもらおうと、こういうことは非常に大事なことかなと思っております。またやはりそれで皆さんがそういった意識を持って今後取り組むことによって、こちら文書配付についてもそうですけれども、チェック自体の漏れとか抜けがないかどうかみんなで声を掛け合える体制というのをつくっていきたいと思っております。このたびは本当に申し訳ございませんでした。

寺門厚議員 部長ね、せっかく言っていただきましたけれども、それだともう1回起きるよ。駄目だよ、それでは。ちゃんとやってさ、訓練してね、皆さんできるようになりましたねってチェックしてくださいよ。現場でやってくださいよ、それ。だってあれですよ、もうね、それは言えば分かるというのは皆さん分かるけれども、実際やってみて、できないというのはあるじゃないですか。担当が替わったり、新人が来たりしますよね。その度にやっていただくというのが非常に重要だと思います。

花島議員 情報漏えいの程度が低くてよかったと思うんですが、いくつか質問があります。まず、そもそも封筒に入れたものに名前とかそういう類するものの書いてあるシートというのは、今回の件のシートだけですか。

菅谷保育所長 年度更新のために同封されていた書類がほかにもありました、重要書類がありました。

花島議員 そうすると、そこに載っている名前とID等を記載したシートと違う名前のものがセットされちゃったということでしょうか。

菅谷保育所長 ほかの重要書類のほうは宛名が入っている封筒と個人名が入っている書類のほうを確認して同封してありまして、最後に今回の年度更新のものが入る予定となっていましたので、そちらの用紙の最後の1枚を入れるところでの誤封入が起きてしまいました。

花島議員 状況がちょっと見えてきたんですが、いま一つ分からないのは、封筒に名前が書いてあって、にもかかわらず、違う名前のやつを入れちゃったということですか。

菅谷保育所長 そのとおりです。

花島議員 そういふことだと、要するに二重チェックなんかそもそもできませんよね。そういうことから再発防止策を考えてほしいんです。例えば封筒に入れちゃった、全部入れちゃった後、もう1回出してチェックするなんてできませんよね。入れる前にチェックしなかったら二重チェックの意味がない。それから、今回は複数の書類が入っていたということで、ちょっと考えても何ていうかな、僕がこれから言うやつに対応にはならないかもしれないんですが、よくあるのは要するに窓つき封筒ですよ。そこで入れて、その名前とか宛名とか書いてあるのは一番上に必ず来て、窓のところに来るといふように

すると、ある確率で減りますよね。

そういうふうに、何かそのやり方とかシステムとか、考え方で再発防止を考えていただきたいと思います。

以上です。

鈴木議員 封筒じゃなくて、用紙のほうにパスワードが書いてあるということなんですけれども、それは保育所のほうからパスワードを提供しているということなんですか。何か自分で登録するのかなっていうふうに、普通に考えてちょっとそう思ったんですけれども。

主任保育士 お答えします。

パスワードは初期パスワードと言われるもので、そのパスワードで一旦登録をしまして、その後は自分で変更することができるというものです。

鈴木議員 何かそのシステムとかを変えていくということをしないと、ヒューマンエラーって、本当にどれだけ一生懸命やっても起きてしまうと思っているんですね、看護師だったときも、インシデントとかということもあったので。なので、システムを変えられるのであれば、そういったところからやっていくというのがいかがかなと思ったんですが、いかがでしょうか。

主任保育士 コドモンのシステムのほうと相談して、そういったことができるかどうか確認してからでないとお答えできないところではあるんですが、そういった事例があることも、コドモンのほうではそういったインシデントがあった場合には伝えてほしい、相談してほしいということも受けておりますので、このことをお伝えしたいと思います。

鈴木議員 誰かを責めるとかではなくて、システムで変えられるようなことがあれば、ぜひそういうふうに持って行ってあげたら、保育士も安心して働けると思うので、そちらよろしくをお願いします。

原田議員 今回の件、なかなかいろいろ大変だったかなというふうに思うんですけれども、僕自身も小学校教員時代、やはり通知表とか、かなり神経使ってやるものでして、夜10時とか11時とかまで残って、これ合っているかなみたいなのか見ながらやるというので、かなり忙しいですし、自分の時間というのも犠牲にしないとチェックというのはすごい念入りには難しいかなと思うので。これ実現可能かどうかというのは分からないところなんですけれども、例えばチェックする専門の事務員の方であったりだとか、多分、人材が少ない中でだと思うので、そういった人材の登用とか、そういったこともこれから考えられて、可能であれば、というのもあるといいかなというふうに思いました。ちょっと意見というような形で。

議長 分かりました。

渡邊議員 ちょっと戻って申し訳ないかもしれないんですけれども、今までいろんな報告をいただいていたんですけれども、ちょっと1点確認したいんですが、保育所からこども課に報告がありましたよね。その後、こども課の課長とか部長は、保育所に対して状況

調査とか、こういうのはどうしたらいいんだとかという指導等というのは行ったんですか。

保健福祉部長 状況確認はしまして、今現在どうなっているかというのは、その時点で確認はしております。

渡邊議員 じゃこれからの対応の方法とかなんかについての指導とかなんかは特に課長や部長はしていなかったということですか。

こども課長補佐 ログとかそういったものは既に削除されている状況ということで報告を受けていたので、あとは保護者のほうにきちんと謝罪をするようにということでの指導を行っております。

渡邊議員 ちなみにそれっていつ誰に行ったんですか。

こども課長補佐 22日金曜日に報告を受けてから、月曜日になっていろいろ対応を行っている中で、所長のほうに謝罪の文書の作成、土曜日等とかも謝罪文の作成とかを進めておくようにというような内容で伝えてはありました。

以上です。

渡邊議員 じゃ金曜日と土曜日と両日にわたって指導を所長に行ったということでよろしいんですね。

ちょっとつじつまの中で疑問が残って、どうしても聞きたかったんですけども、22日の午後5時に報告、これ金曜日。教育厚生常任委員会が開催されていたと思うんですけども、この委員会のときには、保育所の所長はこの委員会には参加はしていなかったんですか。

菅谷保育所長 このときは参加をしております。

渡邊議員 となれば、本庁に来てこども課の方々と一緒にいたんですから、報告はそこでできたんですよ。それが、先ほどの説明では、何かやる対応が忙しくてどうのこうのという話だったので、何かちょっと話がつじつまが合わないなと思ったんで、確認させてもらいました。

正直いって、先ほど寺門厚議員もおっしゃっていたんですけども、3度目だということで、もしかしたらば、厳しい言い方かもしれないんですけども、もう業務にマンネリ化というか、何ていうかな、危機感というものがなくなりつつあるのかなという気もするんですよ。正直いって、さっきの話ですけども、上席の者に報告もすぐにできていない。これはもう再三注意されているものだったと思いますし、対応とかなんかあります。この漏えいにしても、文書を入れるにしても、もう初歩的なヒューマンエラーですので、その辺は本来は管理職の者が最終チェックをするというのが組織なのかな。何かあった場合には、すぐ上席の者に報告をして指示を仰ぐというのは、これはもう組織として当たり前のことだと思うんですよ。しかも、それが3度目だとなってくると、申し訳ないですけども、市民の方とか保護者の方に対して、どうこれから信頼を回復

させていくのかなというのも一つの大きな問題になってくるのかなと思います。この辺は保育所とか子ども課だけの問題ではなくて、那珂市の組織の問題になってくると思いますので、副市長をはじめ皆様方でちょっと今後の検討も含めて対応を考えていただいて、3度繰り返してしまったという信頼の回復も含めて、今後の対応をしていただければなと思います。

私からは以上です。

副市長 ありがとうございます。

厳しいご意見頂戴しました。おっしゃるとおりだと思っています。たまたま本当に今回は大きな案件でなかっただけであって、いつ大きな問題につながるかという、本当に危機意識がない。また、やはりこういう言い方は、保育所には失礼かもしれませんけれども、個人情報というものに対する認識が十分じゃないんだろうなという感触を持っています。先ほど所長のほうから研修をという話がありました。所長のほうが報告が遅れたのも、やはり個人情報って何だと、もっと重要なものであったという、その危機意識が足りないんだろうなと思っています。そういう意味では、まず個人情報というものの取扱いに対する意識の啓発、研修、それは所長を含め管理者研修とかも、やはりあるちょっと調査物を見たときに、公立の保育所の所長というのは労務管理意識が民間に比べて低いみたいな調査報告なんかもありまして、所長もしっかりと労務管理、人事管理、そういったものをしっかり意識するという体制を組織としてきちんとこの後やっていく必要があるかなと思っています。

本当にたくさんのご意見ありがとうございます。今後、身を引き締めてしっかりやっていきたいと思っています。

遠藤議員 今、副市長からもその話を頂戴しました。とにかく僕も去年、こちらにもう1回戻ってこさせていただいた最初の3月定例会の全員協議会で、いきなり子ども課の案件で、いきなり謝っていらっしやったんですよ、最初に。あれはあれですよ、入所できるかどうか、保留をしなきゃいけないところを入所できるって言っちゃって、それで云々かんぬん。

だから、せっかくね、子育てしやすいまちとか移住促進をやっているのに、やはりあの事例って、いや、那珂市に来て失敗したというふうに僕も聞いているんですね、親御さんが。今回なんかもこれ新聞に載っているから、こういうところなのかという影響は出るんですよ。だから、そういうところなんだということをたまたまね、そういう部署がそうだから、そういうことなんで、非常に重篤に考えていただきたいのと、あと、僕もそうなんです、これだけ皆さんがおっしゃっているのは、言ってみればヒヤリハットが積み重なると、やがて大きい重篤な事故につながるからなんですよ、ハインリッヒの法則だということだと思います。だから、ヒヤリハットで済んでいる今でとどめてほしいから、そういう声なんだと思うし、僕もそうなんです。

これはこども課であります。今、副市長おっしゃった、実は3度目じゃない、この1年間、もう何回も皆さん、執行部の皆さん、ここで謝罪されているんですか、もう十何回やっていると僕は思っていますね。こども課だけじゃないですね。例えば議案の番号を間違えた含めるとね、いろんなヒヤリハットはたくさんあって、謝っていらっしゃるんですよ。これってちょっと那珂市の組織体制そのものがどうなのかなってずっと思っていたもんですから、今、ほかの議員の話聞いて、やはり改めて、もう一度、いま一度ですね、重篤な個人情報漏出につながらないため含め、子供の安心安全を守る含めね、いろんなものをちょっと、大きなものにつながらないように各部各課それぞれのいろんな体制、せつかく今あると思うんで。多分、今までの原因を聞いていると、想定外のことというのは実はあまりなくて、ここにもあるように、本来の作業手順を怠ったとか、そんなことばかりなんですよ、本当は。だから、本来のことをやっていれば、そういったことは起きないようなことばかりだと思うので、いま一度ですね、また新年度改まるし、新しい職員も入ってこられるし、それぞれの持ち場持ち場でしっかりとそういうマニュアル含めて徹底していただいて、意識をもう一度徹底していただくということをいま一度、ちょっと副市長、ご答弁いただければと思います。

副市長 ありがとうございます。

先ほど言いましたように、今、議員のほうからありましたように、組織としてきちんとした体制というか、例えば研修の仕組みであるとか、そういったものをちゃんとつくって、職員の意識づけを図っていくということが必要なと思いますんで、しっかりやっていきたいと思います。ありがとうございます。

議長 よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長 なければ、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

執行部は退席を願います。ご苦労さまでした。

休憩（午後4時46分）

再開（午後4時47分）

議長 再開します。

続きまして、その他になります。

執行部から依頼のありました各機関への議員の推薦については、サイドブックに掲載した那珂市議会所属表のとおりでございます。

一番上の段の議会選出監査委員の欄につきましては、議決前のため（案）を入れてあります。明日の本会議で委員が決定しましたら、改めて決定後の所属表を掲載いたします。

続きまして、事務局より事務連絡があります。

次長 事務局からご連絡いたします。

本日午前中の案件で、公共下水道事業整備方針の策定の案件の中で、遠藤議員より公共下水道ほかの地区別の接続率について資料のご請求がございました。そちらについて、下水道課のほうから資料が提出されまして、サイドブックスの令和6年度全員協議会、本日の資料の一番下のところに新規の資料として追加してございますので、ご覧いただければと思います。よろしく願いいたします。

以上です。

次長補佐 それでは、私のほうから何点かあります。

まず、那珂市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についてになります。

こちらにつきましては、任期が6月29日任期満了になります。後年の選挙につきましては、5月頃、選挙管理委員会委員長より通知があると思われます。選任につきましては、地方自治法の規定によりまして、議会において選挙すると決められております。過去の経緯としまして、各地区の議員から推薦をいただきまして、指名推選のほうで行っております。市内8地区ございますので、改選ごとに4地区ずつ交代で選出のほうをしております。今回につきましては、神崎、菅谷、五台、瓜連地区、こちらのほうから選出をしていただくようになります。また、補充員につきましても、選挙管理委員が欠員になった場合、順番をつけていただきますが、慣例で行政順となっております。

この件につきましては、6月の全員協議会で正式にお願いするんですけれども、人選等、時間がかかると思われますので、該当する地区の議員におきましては、準備のほうをお願いしたく、周知のほうをさせていただきました。

2点目なんですけれども、政務活動費についてになります。

令和5年度政務活動費の精算ですけれども、対象になる議員につきましては、4月に通知を差し上げますので、4月19日金曜日までに書類の提出のほうをお願いします。また、令和6年度、こちらの政務活動費につきましては、同じ4月19日に指定の口座のほうに振り込みます。この日、議員報酬と同日になりますので、振り込まれたかどうかの確認のほうを議員のほうでお願いしたいと思います。

3点目につきましては、4月の定例の全員協議会の日程になります。

こちら4月23日火曜日午前10時からになります。近くなりましたら、ラインワークスで通知のほうを差し上げます。4月23日火曜日になります。

最後になりますが、議会だよりの表紙の写真ですが、この間、議場のほうで撮ったと思うんですけれども、ちょっとこちらうまく撮れていなかったといいますが、ラインワークスでも通知差し上げましたが、あした、本会議終了後に改めて撮影のほうをしますので、よろしくをお願いします。

以上になります。

議長 この件については以上といたします。

以上で全ての議事が終了いたしました。

これにて全員協議会を終了いたします。ご苦労さまでした。

閉会の宣告（午後4時51分）

令和6年6月20日

那珂市議会議長 木野 広宣